

# 大分類 E－製造業

## 総説

この大分類には、有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。

### ◎ 製造業

製造業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

#### (1) 新たな製品の製造加工を行う事業所であること

したがって、単に製品を選別するとか、包装の作業を行う事業所は製造業とはしない。

なお、完成された部分品を組み立てるだけの作業（組立作業）を行う事業所は製造業に分類される。

ただし、土地に定着する工作物については、組立作業であっても製造業としない。

また、修理と呼ばれる行為のなかには、製造行為とみなされるものがあり、そのような事業所は製造業に分類される。

すなわち、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール並びに金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行う事業所である。

#### (2) 新たな製品を主として卸売する事業所であること

ここでいう卸売とは次の業務をいう。

ア 卸売業者又は小売業者に販売すること

イ 産業用使用者（工場、鉱業所、建設業者、法人組織の農林水産業者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量又は多額に製品を販売すること

ウ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売すること

エ 同一企業に属する他の事業所（同一企業の他の工場、販売所など）に製品を引き渡すこと

上記(1)及び(2)の条件を備えた事業所が製造業に分類される。

ただし、自ら製造したものを店舗によらず個人へ販売する場合（製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している）には、製造業に分類される。

一方、自ら製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者へ販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず小売業に分類される。

## ◎ 事業所

製造業の事業所は一般に工場、作業所などと呼ばれるものである。

いわゆる家内工業においては、住居を作業場とする場合も多いが、この作業場で製造加工を主として行っている場合には本分類に含まれ、事業主の住居が分類を適用する場合の事業所となる。

また、主として管理事務を行う本社、本店などは、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき分類項目の属する中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類し、別の場所にある自己製品の販売事業所は「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に分類される。

## ◎ 製造業と他産業との関係

### (1) 農林漁業との関係

ア 農家、漁家が同一構内（屋敷内）で製造活動を行っている場合、主として自家栽培又は取得した原材料を使用して製造加工を行っている場合は「大分類A－農業、林業」又は「大分類B－漁業」に分類される。

ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業員がいるときは製造業に分類される。

イ 漁船内において行う製造加工は製造業とせず「大分類B－漁業」に分類される。

ウ 薪及び木炭の製造、立木からの素材生産、採木現場に移動して行う製材、採取現場における粗製しょう腦の製造は製造業とせず「大分類A－農業、林業」に分類される。

### (2) 情報通信業との関係

ア 新聞社・出版社に属する事業所であって、印刷のみを行っているものは製造業に分類される。

ただし、新聞社・出版社で自ら印刷を行う場合であっても、主として発行、出版の業務を行っている事業所は製造業としない。

イ 情報を記録した物を大量に複製・製造する場合は製造業とする。

ただし、マスターテープなど原盤を制作する場合は製造業としない。

### (3) 卸売業、小売業との関係

ア 農林水産物の出荷のために選別、調整、洗浄、包装などを行うものは製造業としない。  
ただし、生乳の殺菌・瓶詰を行って卸売するものは製造業に分類される。

イ 主として製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず、小売業に分類される。

ウ 自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で販売する製造問屋は製造業とせず「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に分類される。

### (4) サービス業（他に分類されないもの）との関係

#### ア 修理業

修理を専業としている事業所は製造業とせず、修理業に分類される。また、修理のために同一事業所で補修品を製造している場合も修理業とする。

ただし、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所は、過去1年間に製造行為を行っていなくても製造業とする。

また、機械修理工場といわれるものであっても金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様な機械及び部分品の製造加工と修理とを行っている場合は製造業とする。

これらは、その工場設備からみても製造能力がなければできないことから、特例として製造業とする。

#### イ 賃加工業

他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業も製造業に分類される。

ただし、直接個々の家庭消費者からの委託による賃加工業は製造業としない。

#### ウ と 畜 場

と畜場は「952 と畜場」に分類される。

ただし、肉製品製造のために一貫作業として、と殺を行うものは製造業とする。

#### ◎ 各種機械器具完成品とその部分品・取付具・附属品との関係

機械器具の部分品・取付具・附属品を製造する事業所は、分類項目が特掲されている場合を除き、原則として、その部品及び附属品が使用される機械器具の製造業と同じ小分類に分類される。

## 中分類 09－食料品製造業

### 総 説

この中分類には、次のいずれかの製造を行う事業所が分類される。

- (1) 畜産食料品、水産食料品などの製造
- (2) 野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品などの製造
- (3) 調味料、糖類、動植物油脂などの製造
- (4) 精穀、製粉及びでんぷん、ふくらし粉、イースト、こうじ、麦芽などの製造
- (5) パン、菓子、めん類、豆腐、油揚げ、冷凍調理食品、そう（惣）菜などの製造

ただし、清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料、有機質肥料を製造する事業所は「中分類 10－飲料・たばこ・飼料製造業」に分類される。

また、家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売を主とする事業所が販売に直接附随する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は「大分類 I－卸売業、小売業」に分類される。

#### 090 管理、補助的経済活動を行う事業所（09 食料品製造業）

主として食料品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は食料品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

#### 091 畜産食料品製造業

主として部分肉、冷凍肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品、牛乳、粉乳、練乳、バター、チーズ、アイスクリームなどの乳製品を製造する事業所及び加工卵、はちみつ・食鳥処理加工など他に分類されない畜産食料品を製造する事業所をいう。

なお、これらの缶詰、瓶詰、つぼ詰を製造する事業所も本分類に含まれる。

主として生乳、クリームを殺菌して、産業用使用者に販売する事業所は本分類に含まれるが、直接家庭又は個人消費者に販売する事業所は「中分類 58－飲食料品小売業」に分類される。

○部分肉・冷凍肉製造業 ブロック肉製造業	○肉加工品製造業 ハム製造業 ソーセージ製造業	ベーコン製造業 牛乾肉製造業 肉製品缶詰製造業
-------------------------	-------------------------------	-------------------------------

○処理牛乳・乳飲料製造業 市乳製造業 粉乳製造業 練乳製造業 乳酸菌飲料製造業 飲用乳製造業	○乳製品製造業 バター製造業 チーズ製造業 アイスクリーム製造業 発酵乳製造業 カゼイン製造業 ヨーグルト製造業 乳糖製造業	○その他の畜産食料品製造業 加工卵製造業 乾燥卵製造業 液卵製造業 はちみつ処理加工業 食鳥処理加工業 ブロイラー処理加工業
---	---	--

---

×鯨ベーコン製造業 (092) 魚肉ハム・ソーセージ製造業 (092) アイスクャンデー製造業 (097) マーガリン製造業 (098)	冷凍調理食品製造業 (099) 牛乳小売業 (58B) と畜場 (952)
---	---

## 092 水産食料品製造業

主として魚介類（鯨を含む）、海藻類を原料として水産缶詰・瓶詰、海藻加工品、水産練製品、塩干・塩蔵魚介類、冷凍水産物、冷凍水産食品、素干（すぼし）・煮干・くん製魚介類、節類、削節類、塩辛製品、水産つくだ煮、水産漬物などの水産食料品を製造する事業所をいう。

ただし、主として水産物（鯨を含む）を原料として冷凍調理食品を製造する事業所は「099 その他の食料品製造業」に分類される。

○水産缶詰・瓶詰製造業 （いわし、さんま、さけ、ます、まぐろ、さば、かに、鯨肉、貝類、海藻、うに、塩辛、水産つくだ煮など）	おぼろこんぶ製造業 切りこんぶ製造業 青板こんぶ製造業 甘味こんぶ製造業	○冷凍水産物製造業 冷凍魚介類製造業
○海藻加工業 こんぶ製造業 とろろこんぶ製造業 酢こんぶ製造業 焼のり製造業 味付けのり製造業 わかめ製造業 あらめ製造業 ふのり製造業 ひじき製造業 海藻類つぼ詰製造業 寒天製造業 天屋（寒天を製造するもの）	○水産練製品製造業 かまぼこ製造業 焼ちくわ製造業 揚げかまぼこ製造業 さつま揚げ製造業 はんぺん製造業 魚肉ハム・ソーセージ製造業	○冷凍水産食品製造業 冷凍すり身製造業
	○塩干・塩蔵品製造業 塩干魚介類製造業 塩魚製造業 塩蔵魚介類製造業 塩たらこ製造業 塩かずのこ製造業	○その他の水産食料品製造業 節類製造業 鯨節製造業 削節製造業 するめ製造業 いりこ製造業 干魚製造業 干シアワビ製造業 身欠きにしん製造業 切するめ製造業 明ほう（鮑）製造業 さめひれ製造業 開きにしん製造業 鯨ベーコン製造業

干しかずのご製造業	みりん干製造業	塩辛製造業
素干(すぼし)魚介類製造業	水産珍味加工品製造業	辛子明太子製造業
煮干魚介類製造業	つくだ煮製造業(水産物のもの)	水産漬物製造業
煮干いわし製造業	のりつくだ煮製造業	魚介類つぼ詰製造業
水産くん製品製造業	海藻つくだ煮製造業	刺身製造業
生すり身製造業		貝のむき身製造業

- 
- ×のり採取業(採取し乾燥するもの)(031)      ところてん製造業(099)  
 冷凍野菜・果物製造業(093)      かまぼこ製造小売業(58B)  
 冷凍調理食品製造業(099)  
 ハム・ソーセージ製造業(肉製品のもの)(091)

### 093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業

主として果実及び野菜を原料として保存食料品(缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む)及び漬物を製造する事業所をいう。

○野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	乾燥芋製造業	ピーナッツバター製造業
野菜缶詰製造業(瓶詰、つぼ詰を含む)	干しがき製造業	果実・野菜の水煮製造業
果実缶詰製造業(瓶詰、つぼ詰を含む)	かんぴょう製造業	果実シロップ漬け製造業
野菜漬物缶詰製造業(瓶詰、つぼ詰を含む)	干しいたけ製造業	果実バター製造業
乾燥野菜製造業	マッシュポテト製造業	果実・野菜のスープ製造業
乾燥果物製造業	冷凍野菜製造業	○野菜漬物製造業
乾燥きのご製造業	冷凍果物製造業	果実漬物製造業
	ジャム製造業	梅干製造業
	マーマレード製造業	
	ジュース原液製造業	
	ゼリー製造業	

- 
- ×水産漬物製造業(092)      煮豆製造業(099)  
 ゼリー菓子製造業(097)      バナナ熟成加工業(099)  
 バターピーナッツ製造業(097)      粉末ジュース製造業(099)  
 冷凍調理食品製造業(099)      ジュース製造業(101)  
 野菜つくだ煮製造業(099)  
 砂糖漬け製造業(甘納豆、ざぼん漬けなど)(097)

### 094 調味料製造業

主として味そ、しょう油、食用アミノ酸、ソース類、食酢を製造する事業所及び香辛料、カレー粉、うま味調味料など他に分類されない調味料を製造する事業所をいう。

○味そ製造業 醸造業（主として味そを製造するもの） 粉味そ製造業	ウスターソース製造業 マヨネーズ製造業 ドレッシング製造業 野菜ソース製造業	につけい粉製造業 わさび粉製造業 こしょう製造業 魚しょう製造業 うま味調味料製造業
○しょう油・食用アミノ酸製造業 醸造業（主としてしょう油を製造するもの） 粉しょう油製造業 固形しょう油製造業	○食酢製造業 醸造業（主として食酢を製造するもの） ビネガー製造業	にんにく粉（ガーリックパウダー）製造業 グルタミン酸ナトリウム製造業 スープの素製造業（コンソメなど） だしの素製造業
○ソース製造業 トマトソース製造業 トマトケチャップ（トマトピューレ）製造業	○その他の調味料製造業 香辛料製造業 カレー粉製造業 固形カレー製造業 とうがらし粉製造業 七味とうがらし製造業	みりん風調味料製造業 濃縮そば汁製造業 顆粒だし製造業 固形ブイヨン製造業

---

×砂糖製造業（095） 食用油製造業（098） インスタント味そ汁製造業（099） なめ味そ製造業（金山寺味そ、ひしお味そ、たい味そ、ゆず味そなど）（099）	こうじ製造業（099） みりん製造業（102） 塩製造業（162）
--	---

## 095 砂糖・でんぷん糖類製造業

主として甘味資源作物を原料として又は購入した粗糖を精製して、砂糖を製造する事業所及びぶどう糖、水あめ、異性化糖、果糖を製造する事業所をいう。

なお、購入した糖みつを加工処理して砂糖を製造する事業所も本分類に含まれる。

○砂糖製造業 甘しゃ（蔗）糖製造業（粗糖、含みつ糖又は地白糖を製造するもの） てん菜糖製造業（てん菜糖又はてん菜粗糖を製造するもの）	○砂糖精製業 氷砂糖製造業 角砂糖製造業 糖みつ製造業 糖みつ加工処理業 グラニュー糖製造業	○でんぷん糖類製造業 ぶどう糖製造業 水あめ製造業 グルコース製造業 麦芽糖製造業 異性化糖製造業 果糖製造業
--	---	---

---

×はちみつ処理加工業（091） 乳糖製造業（091） 砂糖菓子製造業（097） シロップ製造業（糖みつ製造業でないもの）（101）	人工甘味料製造業（163） ガラクトース製造業（163）
--	---------------------------------

## 096 精穀・製粉業

主として米穀のとう（搗）精や大麦、裸麦の精穀を行う事業所、小麦粉を製造する事業所及び米粉、大豆粉、そば粉などを製造する事業所をいう。

○精米・精麦業 （砕精米を含む） ひき割麦製造業 押麦製造業 圧搾麦製造業	○その他の精穀・製粉業 穀粉製造業 米粉製造業 みじん粉製造業 白玉粉製造業 そば粉製造業 はったい粉製造業	香せん（煎）製造業 豆粉製造業 大豆粉製造業 きな粉製造業 こんにゃく粉製造業 とうもろこし粉製造業
○小麦粉製造業		

×マッシュポテト製造業（093） パン粉製造業（099） かんしょでんぷん製造業（099） プレミックス食品製造業（099） 精米業（家庭消費者から原料持ちで委託されたものを賃加工するもの）（79E）	ばれいしょでんぷん製造業（099） こんにゃく製造業（099） 片くり粉製造業（099） 配合飼料製造業（106）
--	--

## 097 パン・菓子製造業

主として食パン、菓子パンなどのパン類、ケーキ、ドーナツ、パイなどの洋生菓子、ようかん、まんじゅうなどの和生菓子、ビスケット、クラッカーなどのビスケット類・干菓子、あられ、せんべいなどの米菓を製造する事業所及びチョコレートなど他に分類されないパン・菓子を製造する事業所をいう。

ただし、せんべい生地を製造する事業所は「099 その他の食料品製造業」に分類される。

○パン製造業 食パン製造業 菓子パン製造業	まんじゅう製造業 あんもち製造業 蒸しパン製造業	○その他のパン・菓子製造業 キャンデー製造業 チョコレート製造業 油菓製造業（かりんとうなど） 砂糖漬け製造業（甘納豆、ざぼん漬けなど） ウエハース製造業 豆菓子製造業 氷菓製造業（アイスキャンデーなど） チューインガム製造業 砂糖菓子製造業 ドロップ製造業
○生菓子製造業 洋生菓子製造業 ケーキ製造業 ドーナツ製造業 パイ製造業 カステラ製造業 ゼラチン菓子製造業 和生菓子製造業 ようかん製造業 最中製造業	○ビスケット類・干菓子製造業 クッキー製造業 クラッカー製造業 乾パン製造業	
	○米菓製造業 あられ製造業 せんべい製造業	

×アイスクリーム製造業（091） ピーナッツバター製造業（093）	水あめ製造業（095） サンドイッチ製造業（099）
--------------------------------------	-------------------------------



×調理パン製造業 (099)	菓子種製造業 (099)
もち製造業 (あんもちを除く) (099)	あん類製造業 (099)
パン屋 (製造小売するもの) (586)	せんべい生地製造業 (099)
アイスクリームコーン製造業 (099)	最中かわ製造業 (099)
いり豆製造業 (099)	
洋生菓子小売業 (製造小売するもの) (586)	
和生菓子小売業 (製造小売するもの) (586)	

## 098 動植物油脂製造業

主として圧搾、抽出により牛脂、魚油、大豆油、菜種油、米油、綿実油、あまに油、ひまし油などの動植物油脂を製造する事業所及び動植物油脂を更に加工してマーガリン、ショートニング、ラードなどの食用油脂を製造する事業所をいう。

また、動物の油脂、骨、肉からグリース、タローを製造する事業所及び植物油の副産物の油かす (ケーキミール) を製造する事業所並びに粗製の動植物油脂を購入してこれを精製する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 粗製の動植物油脂を購入して医療用として精製する事業所は「165 医薬品製造業」に分類される。
- (2) 主として動物油脂から脂肪酸、硬化油、グリセリンを製造する事業所は「164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業」に分類される。

○動植物油脂製造業	植物油 (大豆・菜種・ごま・落花生・あまに・えごま・米・つばき・ひまし・きり・オリーブ・やし・カポック・パーム・綿実・べに花油など) 製造業	○食用油脂加工業
動物油 {牛脂、豚脂、さなぎ油、鯨油、魚油 (いわし・たら・にしん・さめ油など)、内臓油} 製造業	油かす (ケーキミール) 製造業	食用精製油脂製造業
グリース (動物の油脂、骨、肉から製造するもの) 製造業	サラダオイル製造業	マーガリン製造業
タロー (動物の油脂、骨、肉から製造するもの) 製造業	食用油製造業	ショートニング製造業
	食用精製油製造業	精製ラード製造業
		精製ヘット製造業

×油かす製造業 (肥料) (106)	医療用動植物油脂製造業 (165)
石けん製造業 (164)	天然精油製造業 (香料) (169)
脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 (164)	

## 099 その他の食料品製造業

主としてでんぷん、めん類、豆腐、油揚げ、あん類を製造する事業所、魚フライ、コロッケなどの冷凍調理食品、そう (惣) 菜、すし、弁当、調理パン、レトルト食品を製造する事業所及びふくらし粉、こうじ、こんにゃく、ふ (麩)、納豆など他に分類されない食料品を製造する事業所をいう。

○でんぷん製造業 かんしょでんぷん製造業 ばれいしょでんぷん製造業 片くり粉製造業 コーンスターチ製造業	中華そう(惣)菜製造業(し ゆうまい、ぎょうざなど) 洋風そう(惣)菜製造業(コ ロッケ、カツレツ、フラ イ、サラダ、グラタンな ど)	こんにゃく製造業 ふ(麩)製造業 焼ふ(麩)製造業 納豆製造業 ゆば製造業 玄米乳製造業 甘酒製造業 いり豆製造業 落花生加工業 粉末ジュース製造業 食品添加物製造業 カット野菜製造業 即席ココア製造業 菓子種製造業 最中かわ製造業 せんべい生地製造業 なめ味そ製造業(金山寺味 そ、ひしお味そ、たい味 そ、ゆず味そなど) 野菜つくだ煮製造業 アイスクリームコーン製 造業 バナナ熟成加工業 人造米製造業 強化米製造業 インスタント味そ汁製造業 オブラート製造業 カラメル製造業 エッセンス製造業(飲食料 品用) ぎょうざの皮製造業 セントラルキッチン(集中 調理施設)(外食産業)
○めん類製造業 製めん業 うどん製造業 そうめん製造業 そば製造業 マカロニ製造業 スパゲティ製造業 手打めん製造業 中華めん製造業 即席めん類製造業 インスタントラーメン製 造業	○すし・弁当・調理パン製 造業 サンドイッチ製造業	
○豆腐・油揚製造業 しみ豆腐製造業	○レトルト食品製造業 レトルトカレー製造業	
○あん類製造業 生あん製造業 練あん製造業 乾燥あん製造業	○他に分類されない食料品 製造業 ふくらし粉製造業 イースト製造業 パン種製造業 きのこ種菌製造業 酵母剤製造業 クロレラ製造(培養)業 しいたけ種駒製造業 こうじ製造業 種こうじ製造業 麦芽製造業 パン粉製造業 フラワーペースト製造業 豆乳原液製造業 ところてん製造業 ビーフン製造業 春雨(豆素めん)製造業 麦茶製造業 はま茶製造業 こぶ茶製造業 プレミックス食品製造業 もち製造業(あんもちを 除く)	
○冷凍調理食品製造業 (魚類フライ、コロッ ケ、しゅうまい、ぎょう ざ、ピラフなど)		
○そう(惣)菜製造業 和風そう(惣)菜製造業(煮 豆、うま煮、焼魚、たま ご焼、野菜いため、きん ぴら、天ぷら、酢れんこ んなど)		

×もやし製造業 (011)	ウエハース製造業 (097)
はちみつ処理加工業 (091)	あんもち製造業 (097)
加工卵製造業 (液卵、乾燥卵など) (091)	ジュース原液製造業 (093)
寒天製造業 (092)	ジュース製造業 (101)
焼きちくわ製造業 (092)	茶系・コーヒー飲料製造業 (101)
かまぼこ製造業 (092)	コーヒー豆ばいせん (焙煎) 業 (103)
つくだ煮製造業 (水産物のもの) (092)	薬用酵母剤製造業 (165)
冷凍水産食品製造業 (092)	香料製造業 (169)
冷凍野菜・果物製造業 (093)	きのこ菌床製造業 (32D)
ピーナッツバター製造業 (093)	そう (惣) 菜製造小売業 (58A)
バターピーナッツ製造業 (097)	豆腐製造小売業 (58B)
異性化糖製造業 (095)	そば屋 (763)
果糖製造業 (095)	給食センター (773)
こんにゃく粉製造業 (096)	機内食製造業 (773)
野菜缶詰製造業 (瓶詰、つぼ詰を含む) (093)	
エッセンス製造業 (飲食料品用以外のもの) (169)	
弁当小売業 (他から仕入れたもの又は作り置きのもの) (58A)	
持ち帰りすし店 (客の注文によって調理するもの) (771)	

# 中分類 10－飲料・たばこ・飼料製造業

## 総 説

この中分類には、清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料、有機質肥料を製造する事業所が分類される。

なお、葉たばこの再乾燥、除骨、たる詰などの処理を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、食料品を製造する事業所は「中分類 09－食料品製造業」に、たばこの副産物を利用して殺虫剤などを製造する事業所は「165 医薬品製造業」に分類される。

また、家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売を主とする事業所が販売に直接附随する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は「大分類 I－卸売業、小売業」に分類される。

### 100 管理、補助的経済活動を行う事業所（10 飲料・たばこ・飼料製造業）

主として飲料・たばこ・飼料製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は飲料・たばこ・飼料製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

### 101 清涼飲料製造業

主としてアルコールを含まない飲料でサイダー、ラムネ、炭酸水、ジュース、シロップなどの清涼飲料及び嗜好飲料を製造する事業所をいう。

ただし、主として天然炭酸水の瓶詰を行い販売する事業所は「大分類 I－卸売業、小売業」に分類される。

○清涼飲料製造業 し好飲料製造業 サイダー製造業 ラムネ製造業 コーラ飲料製造業 炭酸水製造業	ジュース製造業 果実飲料製造業 シロップ製造業（糖みつ 製造業でないもの） ミネラルウォーター製造 業	ウーロン茶飲料製造業 茶系飲料製造業 コーヒー飲料製造業 ミルクコーヒー製造業 豆乳飲料製造業 イオン飲料製造業
--	--	---

- ×乳酸菌飲料製造業（091）
- 発酵乳製造業（091）
- はちみつ処理加工業（091）
- ジュース原液製造業（093）
- 糖みつ製造業（095）

- 粉末ジュース製造業（099）
- 豆乳原液製造業（099）
- 麦茶製造業（099）
- コーヒー製造業（103）
- 製茶業（103）

## 102 酒類製造業

主として果実酒、発泡性酒類、清酒、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒（又は再製酒）類を製造する事業所をいう。

ただし、主として購入した果実酒の瓶詰を行うだけで製造混合を行わず販売する事業所は「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に分類される。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○果実酒製造業</li> <li>ぶどう酒製造業</li> <li>りんご酒製造業</li> <li>いちご酒製造業</li> <li>みかん酒製造業</li> <li>ワイン製造業</li> <li>スパークリングワイン製造業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○清酒製造業</li> <li>清酒醸造業</li> <li>濁酒製造業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジン製造業</li> <li>ラム酒製造業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○発泡性酒類製造業</li> <li>ビール製造業</li> <li>醸造業（主としてビールを製造するもの）</li> <li>発泡酒製造業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く）</li> <li>どぶろく製造業</li> <li>黄酒（老酒、紹興酒）製造業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○混成酒類製造業</li> <li>洋酒製造業（主として混成酒を製造するもの）</li> <li>みりん製造業（本みりんを含む）</li> <li>薬用酒製造業</li> <li>梅酒製造業</li> <li>甘味果実酒製造業</li> <li>合成清酒製造業</li> <li>白酒製造業</li> <li>リキュール製造業</li> <li>薬味酒製造業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○蒸留酒類製造業</li> <li>焼酎製造業</li> <li>泡盛製造業</li> <li>スピリッツ製造業</li> <li>ウイスキー製造業</li> <li>ブランデー製造業</li> <li>ウォッカ製造業</li> </ul>		

- ×甘酒製造業（099）

- 工業用アルコール製造業（163）

## 103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）

主として購入した茶生葉又は荒茶を主原料にして、荒茶又は仕上げ茶を製造する事業所及びコーヒー生豆をばいせん（焙煎）、粉碎して荒びきコーヒー又はインスタントコーヒーを製造する事業所をいう。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○製茶業</li> <li>荒茶製造業（緑茶、紅茶）</li> <li>茶再製業（緑茶、紅茶、輸出茶）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウーロン茶製造業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インスタントコーヒー製造業</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コーヒー製造業</li> <li>粗びきコーヒー製造業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーヒー豆ばいせん（焙煎）業</li> </ul>

×はま茶製造業（099）  
 こぶ茶製造業（099）  
 麦茶製造業（099）

即席ココア製造業（099）  
 茶系飲料製造業（101）  
 コーヒー飲料製造業（101）

#### 104 製氷業

主として販売用氷を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 天然氷の採取貯蔵を行う事業所は「059 その他の鉱業」に分類される。
- (2) ドライアイスを製造する事業所は「162 無機化学工業製品製造業」に分類される。

○製氷業 氷製造業（天然氷を除く）	冷凍業（主として氷の製造 を行うもの）	人造氷製造業 ロックアイス製造業
----------------------	------------------------	---------------------

×天然氷採取業（059）

#### 105 たばこ製造業

主として紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこなどを製造する事業所及び葉たばこの処理（再乾燥、除骨、たる詰など）を行う事業所をいう。

○たばこ製造業 日本たばこ産業株式会社 たばこ工場	○葉たばこ処理業	日本たばこ産業株式会社 原料工場
---------------------------------	----------	---------------------

×農家共同の葉たばこ乾燥場（013）  
 日本たばこ産業株式会社支社（55B）

たばこ卸売業（55B）  
 日本たばこ産業株式会社研究所（711）

#### 106 飼料・有機質肥料製造業

主として穀類や購入した動植物性加工副産物などを原料として、家畜、家きん（禽）、愛が  
 ん・観賞用動物などの配合飼料及び単体飼料を製造する事業所並びに動物性、植物性の有機質  
 肥料を製造する事業所をいう。

○配合飼料製造業 動物性たん白質混合飼料製造業 植物性たん白質混合飼料製造業 フィッシュソリュブル吸着 飼料製造業 観賞魚用飼料製造業 ペットフード製造業 ドッグフード製造業	○単体飼料製造業 酵母飼料製造業 魚粉飼料製造業 羽毛粉飼料製造業 貝殻粉飼料製造業  ○有機質肥料製造業 海産肥料製造業	骨粉肥料製造業 魚肥製造業 植物かす肥料製造業 腐葉土製造業 油かす（肥料）製造業 たい（堆）肥製造業 バークたい（堆）肥製造業
--	--	--

×化成肥料製造業（161）  
 栄養肥育促進剤製造業（165）

化学肥料製造業（161）  
 飼料添加剤製造業（成長促進剤など）（165）

# 中分類 11 - 繊維工業

## 総 説

この中分類には、主として製糸、紡績糸、織物、ニット生地、網地、フェルト、染色整理及び衣服の縫製など繊維製品の製造を行う事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) グラスウールなどの紡織を行う事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に分類される。
- (2) ロックウールなどの紡織を行う事業所は「219 その他の窯業・土石製品製造業」に分類される。

### 110 管理、補助的経済活動を行う事業所（11 繊維工業）

主として繊維工業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は繊維工業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

### 111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業

主として生糸、化学繊維、炭素繊維を製造する事業所、綿、アセテート短繊維、羊毛などから紡績糸を製造する事業所及びねん糸、かさ高加工糸（伸縮加工糸等を含む）を製造する事業所をいう。

○製糸業 器械生糸製造業 座繰生糸製造業 玉糸製造業 さく蚕糸製造業 天蚕糸製造業 野蚕糸製造業 副蚕糸製造業 生糸再繰業 生糸賃繰業	○化学繊維製造業 合成繊維製造業 レーヨン糸製造業 レーヨンフィラメント製造業 強力レーヨン糸製造業 キュプラ（銅アンモニア 糸）製造業 ビニロン繊維製造業 アクリル繊維製造業 スフ（ビスコース短繊維） 製造業	アセテート長繊維製造業 アセテート短繊維製造業 ナイロン繊維製造業 スパンデックス（弾性織 維）製造業 ポリ塩化ビニリデン繊維製 造業 ポリ塩化ビニル繊維製造業 ポリエステル繊維製造業 ポリエチレン繊維製造業 ポリプロピレン繊維製造業
--	---	---

○炭素繊維製造業	○ねん糸製造業 絹ねん糸製造業 綿ねん糸製造業 毛ねん糸製造業 麻ねん糸製造業 レーヨンねん糸製造業 スフねん糸製造業 ナイロンねん糸製造業 合成繊維ねん糸製造業 網糸ねん糸製造業 カタン糸製造業 小町糸製造業 レース糸製造業 刺しゅう糸製造業 意匠より糸製造業 縫糸製造業 金銀ねん糸製造業 飾りより糸製造業	○その他の紡績業 絹紡績業 亜麻紡績業 絹紡ちゅう糸製造業 絹糸製造業 さく紡糸製造業 ちよ麻紡績業 黄麻紡績業 麻紡績業 桑繊維紡績業 楮繊維紡績業 マオラン繊維紡績業 芭蕉繊維紡績業 くず繊維紡績業 再生糸製造業 更生糸紡績業 手紡績業 和紡紡績業 ガラ紡績業
○綿紡績業 落綿紡績業 特紡紡績業		
○化学繊維紡績業 スフ紡績業 レーヨン紡績業 スフ糸製造業 ビニロン紡績糸製造業 アセテート紡績業 合成繊維紡績業 ナイロン紡績糸製造業 レーヨンステープル紡績業 ステープルファイバー紡績糸製造業 アクリル紡績糸製造業 エステル紡績糸製造業	○かさ高加工糸製造業 ウーリーナイロン加工糸製造業	
○毛紡績業 そ（梳）毛紡績業 紡毛紡績業		

---

×金銀糸製造業（ねん糸を除く）（115） 真綿製造業（115） 製綿業（115） 刺しゅうレース・編レース製造業（115） ペニー製造業（115） 分織糸製造業（115）	麻製織業（115） 抄紙糸製造業（149） 紙ねん糸製造業（149） ガラス繊維製造業（211） 岩綿布製造業（219） 医療用縫合糸製造業（274）
--	--

## 112 織物業

主として綿糸、スフ糸、合成繊維紡績糸、生糸、絹紡糸、レーヨン、そ毛糸、紡毛糸、亜麻糸などの繊維糸で織物（細幅織物を含む）を製造する事業所をいう。

ゴム糸入織物を製造する事業所も本分類に含まれる。

○綿・スフ織物業 和紡織物業 タオル地織物業 てんじく（天竺）織業	べっちゃん（別珍）製造業 ネル織業 クレーブ織業 帆布地織業	蚊帳地織業 ナイロン紡績糸織物業 アクリル紡績糸織物業 かすり（緋）地織業
--	---	--



ガーゼ地織業 綿タイヤコード織業 コール天製造業 かなきん（金巾）織業 小倉織業 寒冷紗織業  ○絹・人絹織物業 絹紡織物業 ちりめん（縮緬）織物業 つむぎ（紬）織業 絹ビロード織物業 羽二重織業 しゅす（縞子）織業 ろ（紹）織業 しゃ（紗）織業 ポリエステル長繊維織物業 化学繊維タイヤコード製造業 ナイロン長繊維織物業 帯地織業 お召ちりめん織業	○毛織物業 そ（梳）毛織物業 紡毛織物業 モスリン織業 らしゃ（羅紗）織業 織フェルト製造業 毛布地織業 サージ（そ毛織物）織業  ○麻織物業 亜麻織物業 ちよ麻織物業 黄麻織物業 麻布賃織業 上布織業 亜麻帆布製造業 ホース地織物業	○細幅織物業 光輝畳縁製造業 リボン製造業 織マーク製造業 テープ製造業 ゴム糸入織物製造業  ○その他の織物業 芭蕉布織物業 抄織紙織物業 紙繊維織物業 紙糸織物業 くず繊維織物業
---	---	---

---

×機織準備請負業（115） 整経業（115） おさ（箄）通し業（115） そうこう（綜統）通し業（115） レース製造業（115） プレスフェルト製造業（115）	ガーゼ・ほう帯製造業（119） 抄織紙糸製造業（149） ゴム引布製造業（199） ガラス繊維織物業（211） 針布（紡績機械用）製造業（263）
--	---

### 113 ニット生地製造業

主として丸編ニット生地又は丸編ニット半製品、たて編ニット生地、横編ニット生地又は横編ニット半製品を製造する事業所をいう。

ただし、主としてニット製品を製造する事業所は「116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）」から「119 その他の繊維製品製造業」のそれぞれに分類される。

○丸編ニット生地製造業 丸編ニット半製品製造業	○たて編ニット生地製造業	○横編ニット生地製造業 横編ニット半製品製造業
----------------------------	--------------	----------------------------

---

×ニット製アウターシャツ類製造業（116） ニット製外衣製造業（116） セーター類製造業（116）	ニット製下着製造業（117） ニット製手袋製造業（118） 丸編ニット製靴下製造業（118）
--	--

## 114 染色整理業

主として綿状繊維、糸、織物、ニット、レース、繊維雑品などに精練、漂白、浸染、なっ染及び整理仕上げ {つや出し、つや消し、起毛、防縮、防水、防火、防しゅう (皺)、防虫、柔軟、シルケット、硬化、擬麻、のり付け、押型、防ばい (黴)、固定など}、その他の処理を行う事業所をいう。

<p>○綿・スフ・麻織物機械染色業 綿・スフ・麻織物機械無地染業 綿・スフ・麻風合成繊維織物機械無地染業 綿・スフ・麻織物機械整理仕上げ業 綿・スフ・麻風合成繊維織物機械整理仕上げ業</p>	<p>毛織物・毛風合成繊維織物機械整理仕上げ業</p>	<p>紋入れ業 (個人より注文のものを除く) 紋書業 紋絵付業 紋上絵業 紋染業 紋絵刷業</p>
<p>○絹・人絹織物機械染色業 絹・レーヨン織物機械漂白業 絹・レーヨン風合成繊維織物機械漂白業 絹・レーヨン織物機械無地染業 絹・レーヨン風合成繊維織物機械無地染業 絹・レーヨン織物機械なっ染業 絹・レーヨン風合成繊維織物機械なっ染業 絹・レーヨン織物機械整理仕上げ業 絹・レーヨン風合成繊維織物機械整理仕上げ業</p>	<p>○織物整理業 織物幅出業 織物乾燥業</p> <p>○織物手加工染色整理業 手なっ染業 (スクリーン又は板上げの方法による友禅柄、スカーフ柄、マフラー柄、さらさ柄、小紋柄、ふろしき柄などのなっ染を含む) 注染業 (中形、手ぬぐい染めを含む) かすり巻き業 (後染め) かすり括り業 (後染め) かすりしぼり業 (後染め) かすり締め業 (後染め) 和ざらし (晒) 業 手描染業 印はんでん染業 長板本染業 精練・漂白業 (白張を含む) 浸染業 (あい染、紅染を含む) 染色型置業 染色下絵業 しぼり業 印金加工業 引染業 旗染業 織物手加工修整業 手加工染色整理仕上げ業</p>	<p>○綿状繊維・糸染色整理業 綿状繊維・糸漂白業 綿状繊維・糸染色業 綿状繊維・糸整理仕上げ業 かすりしぼり業 (先染め) かすり巻き業 (先染め)</p> <p>○ニット・レース染色整理業 ニット・レース漂白業 ニット生地・同製品 (靴下を含む)・編レース漂白業 ニット・レース染色業 ニット生地・同製品 (靴下を含む)・編レース染色業 ニット・レース整理仕上げ業 ニット生地・同製品 (靴下を含む)・編レース整理仕上げ業</p>
<p>○毛織物機械染色整理業 毛織物・毛風合成繊維織物機械漂白業 毛織物・毛風合成繊維織物機械無地染業 毛織物・毛風合成繊維織物機械なっ染業</p>		<p>○繊維雑品染色整理業 タオル染色整理業 細幅織物染色整理業 組ひも染色整理業 綱網染色整理業</p>

×整毛業 (115)	布地印刷業 (151)
反毛業 (115)	毛皮染色業 (208)
羊毛洗上業 (115)	い草染色業 (328)
せん(剪)毛業 (115)	染物取次業 (78C)
機織準備請負業 (115)	
油布製造業(上塗りしたもの) (115)	
たて糸のり付(サイジング)業 (115)	
染物屋(個人からの注文によるもの) (78C)	
紋入れ業(個人からの注文によるもの) (78C)	

### 115 網・網・レース・繊維粗製品製造業

主としてマニラ麻、サイザル、綿糸、合成繊維糸などで網を製造する事業所、綿糸、絹糸、麻糸、合成繊維糸などで網地(漁網地を含む)を製造する事業所、レース、組ひもを製造する事業所、整毛を行う事業所、フェルト、不織布、上塗り又は防水した織物を製造する事業所及び綿、編ひもなど他に分類されない繊維粗製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 織フェルトを製造する事業所は「112 織物業」に分類される。
- (2) ゴム引布を製造する事業所は「199 その他のゴム製品製造業」に分類される。
- (3) わら縄を製造する事業所は「328 畳等生活雑貨製品製造業」に分類される。

<p>○網製造業</p> <p>トワイン製造業</p> <p>ロープ製造業(麻、合成繊維など繊維製のもの)</p> <p>コード製造業(綿などの繊維製のもの)</p> <p>○漁網製造業</p> <p>(綿、麻、ナイロン、ビニロン、合成繊維糸など)</p> <p>漁網地製造業</p> <p>○網地製造業</p> <p>(棚網用、運動用、包装用、運搬用、ヘアネット用など)</p> <p>○レース製造業</p> <p>刺しゅうレース(エンブロイダリーレース)製造業</p> <p>ケミカルレース製造業</p>	<p>ギューピヤーレース製造業</p> <p>プレネット製造業</p> <p>編レース製造業</p> <p>きっこうしゃ(亀甲紗)製造業</p> <p>リバーレース製造業</p> <p>トーションレース製造業</p> <p>ボビンカーテンレース製造業</p> <p>ラッセルレース製造業</p> <p>ボビンレース製造業</p> <p>○組ひも製造業</p> <p>帯締め(組ひも)製造業</p> <p>さなだひも製造業</p> <p>靴ひも製造業(繊維製のもの)</p>	<p>○整毛業</p> <p>反毛業</p> <p>洗毛化炭業</p> <p>トップ製造業</p> <p>羊毛洗上業</p> <p>○フェルト・不織布製造業</p> <p>プレスフェルト製造業</p> <p>不織布製造業</p> <p>○上塗りした織物・防水した織物製造業</p> <p>油布製造業(オイルクロス)</p> <p>タイプライタリボン製造業(ベースが布のもの)</p> <p>ガムテープ製造業(ベースが布のもの)</p> <p>トレーシングクロス製造業</p> <p>ブラインドクロス製造業</p> <p>絶縁布製造業</p> <p>擬革布製造業</p>
--	--	--

オイルシルク製造業 アスファルトルーフィング製造業（ベースが布のもの） ろう引布製造業 防水布製造業（ゴム引布を除く） ○その他の繊維粗製品製造業 製綿業 真綿製造業 中入綿製造業 ふとん綿製造業 麻製織業 せん（剪）毛業	べっちんせん（剪）毛業 コール天せん（剪）毛業 絹ラップ製造業 ホーコン製造業 ペニー製造業 分織糸製造業 金銀糸製造業（ねん糸を除く） カバードヤーン製造業 ジャカードカード（紋紙）製造業 模様形製造業 モール製造業 ふさ類製造業 巻・編・よりひも製造業	電着植毛業（ベースのいかんを問わない） フロック加工業（ベースのいかんを問わない） たて糸のり付（サイジング）業 たて糸繰返業 整経業 おさ（箆）通し業 そうこう（綜統）通し業 管巻返し業 機織準備請負業 巻糸業 はたごしらえ（機拵）業 型紙彫刻業
---	--	---

---

×金銀ねん糸製造業（111）	ゴム引布・同製品製造業（199）
織フェルト製造業（112）	医療用縫合糸製造業（274）
繊維製衛生材料製造業（119）	わら縄製造業（328）
紙製生理用品製造業（149）	
織物製ブックバイディングクロス製造業（143）	
ガムテープ（ベースが紙のもの）製造業（149）	
獣毛整理業（羊毛、羊毛類似の毛を除く）（32D）	

## 116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）

主として織物製・ニット製の成人男子・少年服、成人女子・少女服、乳幼児服、事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服、学校服、ワイシャツ、シャツ類（下着を除く）、セーター類を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 一貫作業によってゴム引布製外衣などを製造する事業所は「199 その他のゴム製品製造業」に分類される。
- (2) 一貫作業によってビニル製外衣などを製造する事業所は「189 その他のプラスチック製品製造業」に分類される。

○織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む） （織物製ジャンパー・ズボン・背広・コートなど）	織物製制服製造業（学校服を除いた警察・消防・鉄道職員制服、自衛隊制服など） 織物製外とう製造業	○織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む） （織物製ブラウス・スカート・コート・スーツ・ドレス・スラックスなど）
---	--	--

<p>織物製制服製造業（学校服を除いた警察・消防・鉄道職員制服、自衛隊制服など）</p> <p>○織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）（織物製ロンパース・ズボン・スカート・オーバーオールなど）</p> <p>○織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）</p> <p>織物製ワイシャツ製造業 織物製開襟シャツ製造業 織物製アロハシャツ製造業 織物製カッターシャツ製造業</p> <p>○織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）</p>	<p>織物製事務服製造業 織物製作業服製造業 織物製衛生衣製造業（美容衣、看護衣、医務服、助産着、白衣など） 織物製エプロン製造業 織物製割ぼう着製造業 織物製スポーツ用衣服製造業（スキー服、登山服、狩猟服、乗馬服、野球ユニホームなど） 織物製学校服製造業（学童・中学・高校・大学生服など）</p> <p>○ニット製外衣製造業 ニット製成人男子・少年服製造業 ニット製成人女子・少女服製造業 ニット製乳幼児服製造業 ニット製ジャケット製造業 ニット製ブレザー製造業 ニット製ジャンパー製造業</p>	<p>○ニット製アウターシャツ類製造業 Tシャツ製造業 ニット製スポーツシャツ製造業 ニット製開襟シャツ製造業</p> <p>○セーター類製造業 カーディガン製造業 ベスト製造業</p> <p>○その他の外衣・シャツ製造業 ニット製事務服製造業 ニット製作業服製造業 ニット製学校服製造業 ニット製スポーツ用衣服製造業（トレーニングウェア、スキー服、野球ユニホーム、水着類など）</p>
---	---	---

- |  |                                  |
|--|----------------------------------|
| ×ニット製下着類製造業（117）<br>柔道着・剣道着製造業（118）<br>ビニル製外衣製造業（一貫作業によるもの）（189）<br>ゴム引布製外衣製造業（一貫作業によるもの）（199） | なめし革製衣服製造業（118）<br>毛皮製衣服製造業（118） |
|--|----------------------------------|

## 117 下着類製造業

主として織物製、ニット製のアンダーシャツ（ワイシャツ、アウターシャツなどを除く）、ズボン下、パンツ、ペチコート、スリッパなどの下着類及びパジャマ、ナイトガウンなどの寝着類を製造する事業所並びに材料のいかんを問わずブラジャー、ボディースーツなどの補整着を製造する事業所をいう。

○織物製・ニット製下着製造業 アンダーシャツ製造業（ワイシャツ、アウターシャツなどを除く）	ズボン下製造業 パンツ製造業 ペチコート製造業 スリッパ製造業	キャミソール製造業
--	--	-----------

○織物製・ニット製寝着類製造業 パジャマ製造業 ナイトガウン製造業 ネグリジェ製造業	○補整着製造業 ブラジャー製造業 ガードル製造業 ブラスリップ製造業 ボディスーツ製造業	ウエストニッパ製造業 コルセット製造業（医療用を除く）
---	--	--------------------------------

×織物製シャツ製造業（116） ニット製アウターシャツ製造業（116） 寝間着製造業（和式）（118）	寝具製造業（119） 浴衣製造業（118） 医療用コルセット製造業（274）
---	--

### 118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業

主として和服、和服用繊維製身の回り品、繊維製のネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチーフ、靴下、手袋、帽子などを製造する事業所及び毛皮製のコート、ジャケット、えり巻など他に分類されない衣服・繊維製身の回り品を製造する事業所をいう。

なめし革製衣服（スカート、ベストなど）を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ゴム製手袋を製造する事業所は「199 その他のゴム製品製造業」に分類される。
- (2) なめし革製手袋を製造する事業所は「205 革製手袋製造業」に分類される。

○和装製品製造業（足袋を含む） 帯製造業 コート製造業（和装用） はかま製造業 浴衣製造業 寝間着製造業 柔道着製造業 剣道着製造業 半てん製造業 ショール製造業（和装用） 羽織製造業 半えり製造業 足袋製造業 足袋カバー製造業 丹前製造業 帯締め製造業（組ひもを除く） 帯揚げ製造業 羽織ひも製造業 ふろしき製造業 ふくさ製造業 長着製造業 じゅばん製造業	○ネクタイ製造業 織ネクタイ製造業 ○スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業 ネッカチーフ製造業 ショール製造業（和装用を除く） タオル地ハンカチ製造業 ○靴下製造業 タイツ製造業 パンティストッキング製造業 ニット製靴下製造業 ○手袋製造業 布製手袋製造業 ニット製手袋製造業 繊維製手袋製造業 レース製手袋製造業 軍手製造業	○帽子製造業（帽体を含む） フェルト帽子・帽体製造業 ニット製帽子製造業 織物製帽子製造業 レース製帽子製造業 ○他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 毛皮製品製造業 毛皮コート製造業 毛皮ジャケット製造業 毛皮えり巻製造業 毛皮チョッキ製造業 毛皮マフ製造業 毛皮装飾品製造業 毛皮製衣服製造業 毛皮帽子製造業 革製帽子製造業 サスペンダー製造業 ガーター製造業 アームバンド製造業 ズボン吊製造業
--	---	---

靴下止め製造業	よだれ掛製造業	サポーター製造業（医療用を含む）
衣服用ベルト製造業（繊維製のもの）	おしめカバー製造業	ウェットスーツ製造業（他から受け入れたゴム引布から製造するもの）
繊維製靴製造業	衛生バンド製造業	
繊維製スリッパ製造業	なめし革製衣服製造業	
繊維製草履・同附属品製造業	布製甲被製造業	
	衛生用ショーツ製造業	

×帽子用リボン製造業（112）	なめし革製手袋製造業（205）
帯締め製造業（組ひものもの）（115）	かばん製造業（206）
ニット製コート製造業（116）	袋物製造業（207）
織物製コート製造業（116）	毛皮縫製業（208）
手ぬぐい製造業（119）	毛皮製造業（208）
ウェイスト・防災用手袋製造業（119）	帽子つば革製造業（209）
地下足袋製造業（192）	麦わら帽子製造業（328）
ゴム製手袋製造業（199）	紙糸帽子製造業（328）
皮なめし業（201）	経木帽子製造業（328）
革製鼻緒製造業（203）	パナマ帽子製造業（328）
ウェットスーツ製造業（ゴム引布から一貫して製造するもの）（199）	
ウェットスーツ製造業（ゴム製のもの）（199）	

### 119 その他の繊維製品製造業

主として寝具、毛布、じゅうたん、帆布製品、繊維製袋を製造する事業所、刺しゅう加工を行う事業所、タオル、繊維製衛生材料を製造する事業所及びどん帳、テーブル掛など他に分類されない縫製雑品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 毛布地を製造する事業所は「112 織物業」又は「113 ニット生地製造業」に分類される。
- (2) 毛布地製の衣類などを製造する事業所は「116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）」に分類される。
- (3) かばんを製造する事業所は材料のいかんを問わず「206 かばん製造業」に分類される。
- (4) 袋物を製造する事業所は材料のいかんを問わず「207 袋物製造業」に分類される。
- (5) 畳表、ござ、花むしろなどを製造する事業所は「328 畳等生活雑貨製品製造業」に分類される。
- (6) リノリウム製の床敷物などを製造する事業所は「32D 他に分類されないその他の製造業」に分類される。

○寝具製造業	ポリウレタンフォーム製寝具製造業	タオルケット製造業
フォームラバー製寝具製造業	寝袋製造業	寝具用カバー製造業
掛・敷ぶとん製造業	ベッドスプレッド（ベッドカバー）製造業	シーツ製造業
まくら製造業	マットレス製造業（和室用）	座ぶとん製造業
羽根ぶとん製造業		クッション製造業

○毛布製造業 敷毛布製造業 こたつ掛け毛布製造業 ひざ掛け毛布製造業	○刺しゅう業 手刺しゅう業 機械刺しゅう業 ネーム刺しゅう業 刺しゅう製品製造業	○他に分類されない繊維製品 製造業 テーブル掛製造業 テーブルセンター製造業 ドイリー製造業 ナプキン製造業 手ぬぐい製造業 布きん製造業 ぞうきん製造業 旗製造業 のぼり製造業 引幕製造業 どん帳製造業 ウェイスト手袋製造業 防災用手袋製造業 カーテン製造業 蚊帳製造業 研磨用バフ製造業
○じゅうたん・その他の繊維 製床敷物製造業 だん通製造業 麻マット製造業	○タオル製造業 フェイスタオル製造業 バスタオル製造業	
○帆布製品製造業 テント製造業 シート製造業 日よけ製造業 ほろ製造業	○繊維製衛生材料製造業 脱脂綿製造業 繊維製生理用品製造業 ガーゼ製造業 ほう帯製造業 眼帯製造業 衛生マスク製造業 ばんそうこう製造業（ベ スが布のもの）	
○繊維製袋製造業 綿袋・麻袋製造業 ヘッシャンバッグ製造業 ガンニーバッグ製造業 合成繊維袋製造業 スフ袋製造業		

---

×タオル地織物業（112）	袋物製造業（207）
毛布地織物製造業（112）	携帯用袋物製造業（207）
毛布地ニット製造業（113）	ハンドバッグ製造業（207）
刺しゅうレース製造業（115）	電気毛布製造業（293）
タオル地ハンカチ製造業（118）	羽毛成品製造業（322）
竹・とう製敷物製造業（129）	ござ製造業（328）
マットレス製造業（ベッド用）（131）	畳表製造業（328）
紙製生理用品製造業（149）	はたき製造業（328）
紙タオル製造業（149）	花むしろ製造業（328）
紙製衛生材料製造業（149）	リノリウム製造業（32D）
かばん製造業（206）	



## 中分類 12－木材・木製品製造業（家具を除く）

### 総 説

この中分類には、主として製材及び単板（ベニヤ）、合板、屋根まさなど木製基礎資材を製造する事業所並びにこれらの木材又は竹、とう、コルクなどを主要材料としてつくられる製品を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 家具、建具を製造する事業所は「中分類 13－家具・装備品製造業」に分類される。
- (2) 木型、木製の楽器、がん具、運動用具、ほうき、くま手などを製造する事業所は「中分類 32－その他の製造業」に分類される。
- (3) 建設工事現場で建設工事の一部として行う木製品の製造、木材による修繕、改装などを行う事業所は「大分類 D－建設業」に分類される。
- (4) 個人の注文によって木製品を製造し小売する事業所は「大分類 I－卸売業、小売業」に分類される。

### 120 管理、補助的経済活動を行う事業所（12 木材・木製品製造業）

主として木材・木製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は木材・木製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫 自家用資材置場
------------------------------------	------------------------------------	---------------------------------------

### 121 製材業、木製品製造業

主として丸太（そま角、大割材などを含む）を原料として製材機械によって板、角材などの製材を行う事業所、単板（ベニヤ）、木材チップを製造する事業所及び屋根板、経木、げた材、鉛筆軸板など他に分類されない特殊な製材品又は木製品を製造する事業所をいう。

なお、竹及び枝づるなどの加工基礎資材を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 木製サッシ（窓、戸の枠）、その他の造作材及び合板を製造する事業所は「122 造作材・合板・建築用組立材料製造業」に分類される。

(2) 購入した材料から菓子・果物かご、木箱、包装木箱などを製造する事業所は「123 木製容器製造業（竹、とうを含む）」に分類される。

(3) 土木建築の一部として工事現場で行う製材は「大分類D－建設業」に分類される。

○一般製材業	立木販売業（立木を購入し伐木して製材して販売するもの）	木毛製造業
製材業	立木製材業	木羽製造業
製板業	賃びき業（業者からの委託で行うもの）	木粉製造業
ひき（挽）材業		たる材製造業
仕組板製材業	○単板（ベニヤ）製造業	おけ材製造業
ひき割業	突（つき）板製造業	木栓製造業
木ずり製造業	化粧用単板製造業	たる丸製造業
矢板製造業	竹単板製造業	和たる用材製造業
標柱製造業	合板用単板製造業	洋たる用材製造業
箱材製造業		げた材製造業
荷造用仕組材製造業	○木材チップ製造業	鉛筆軸板製造業
木材小割業（薪製造を除く）	○その他の特殊製材業	木管素地製造業
唐木製材業	屋根板製造業	竹ひご製造業
まくら木製造業	屋根まさ製造業	さらし竹製造業
支柱製造業	経木製造業	成形竹製造業
梱包用材製造業	経木箱仕組材製造業	竹・とう・きりゅう・枝づる加工基礎資材製造業
パレット用材製造業	経木マット製造業	野球用バット素材製造業
コンテナ用床材製造業	経木さなだ製造業	印材製造業
パルプ用材製造業	経木モール製造業	竹皮製造業
家具木取業		そぎ板製造業
腕木製造業		
標準材製造業		
面取材製造業		

×くい丸太生産業（022）  
 木製サッシ製造業（122）  
 合板製造業（122）  
 磨き丸太製造業（122）  
 床柱製造業（122）  
 床板製造業（122）  
 木箱製造業（123）  
 木質パレット製造業（32D）

経木折箱製造業（123）  
 たる製造業（123）  
 おけ製造業（123）  
 コルク栓製造業（129）  
 野球用バット製造業（32B）  
 鉛筆軸製造業（326）  
 マッチ箱製造業（328）

## 122 造作材・合板・建築用組立材料製造業

主としてサッシ（窓、戸の枠）、羽目板、入口、階段などの造作材を製造する事業所、ベニヤ合板、特殊合板、集成材、建築用木製組立材料、パーティクルボード（削片板）、繊維板、銘木及び床板を製造する事業所をいう。

ただし、標準材や面取り材を製造する事業所は「121 製材業、木製品製造業」に分類される。

○造作材製造業（建具を除く） サッシ製造業（木製のもの） 羽目板製造業 ドアフレーム製造業（木製のもの） 敷居製造業（木製のもの） 窓枠製造業（木製のもの） 天じょう（井）板製造業（木製のもの） 階段手摺製造業（木製のもの） さお縁製造業	特殊合板製造業 竹合板製造業 ランバーコア合板製造業  ○集成材製造業 積層材製造業 幅はぎ板製造業 台形集成材製造業  ○建築用木製組立材料製造業 プレカット材製造業 バンガロー組立材製造業 プレハブ建築用木製組立材料製造業  ○パーティクルボード製造業 削片板製造業 チップボード製造業	○繊維板製造業 硬質繊維板（ハードボード）製造業 軟質繊維板製造業 テックス製造業 吸音繊維板製造業 半硬質繊維板製造業 ファイバーボード製造業  ○銘木製造業 床柱製造業 磨き丸太製造業  ○床板製造業 フローリングボード製造業 縁甲板製造業 パネルボード製造業 フローリングブロック製造業 パーケットブロック製造業
○合板製造業 単板積層材（LVL）製造業 強化木製造業 化粧ばり合板製造業 ベニヤ合板製造業 ベニヤパネル製造業 プリント化粧合板製造業		

×単板（ベニヤ）製造業（121）  
木質ペレット製造業（32D）

プラスチック化粧板製造業（181）

## 123 木製容器製造業（竹、とうを含む）

主として竹、とう、きりゅう、単板（ベニヤ）などから衣料かご、果物・野菜かごなどを製造する事業所及び木箱、たる、おけを製造する事業所をいう。

輸送用木製ドラム、通かん（函）を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 主として竹、とう、きりゅう製の家具を製造する事業所は「131 家具製造業」に分類される。
- (2) 主としてたる・おけ用材を製造する事業所は「121 製材業、木製品製造業」に分類される。

○竹・とう・きりゅう等容器製造業 器製造業 竹製容器製造業 とう製容器製造業 きりゅう製容器製造業 かご製造業 ざる製造業 こうり（行李）製造業 ベニヤかご製造業 つる茎製容器製造業	包装木箱製造業 工具木箱製造業 取枠製造業 巻枠製造業 梱包容器（木製）製造業 茶箱製造業 折箱製造業 経木折箱製造業 ささ折箱製造業 杉折箱製造業 桐箱製造業	味そたる製造業 しょう油たる製造業 漬物たる製造業 洋たる製造業 ビールたる製造業 薬品たる製造業 水おけ製造業 化学用おけ製造業 肥料用おけ製造業 たらい製造業 ふろおけ製造業 飯びつ製造業（木製おけ形のもの） 醸造おけ製造業
○木箱製造業 製かん（函）業 ベニヤ箱製造業 輸送用木製ドラム製造業	○たる・おけ製造業 和たる製造業 酒たる製造業	

×たる用材製造業（121）  
おけ用材製造業（121）

びく製造業（32B）

## 129 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）

主として他の事業所で製材されたものをクレオソート、その他の薬品で防腐、耐火、防虫などの処理及び乾燥を行う事業所、コルク加工基礎資材、コルク製品を製造する事業所及び靴型（材料のいかんを問わない）、木製履物、曲輪、木製くり物など他に分類されない木製品を製造する事業所をいう。

ただし、主として木、竹、とう、きりゅう製の家具を製造する事業所は「131 家具製造業」に分類される。

○木材薬品処理業 木材防腐処理業 木材注薬業 木材耐火処理業 木材乾燥業（天日乾燥を含む） まくら木薬品処理業	生圧搾コルク板製造業 コルクカーペット製造業 コルク製絶縁用品製造業	げた台製造業 木製履物塗装業（漆塗りを除く） つまようじ製造業 めん（麺）棒製造業 角せいろ製造業 洗濯板製造業 漆器素地製造業（木製くり物） くり物製造業 木ごて製造業 木製つまみ製造業 曲輪製造業 曲物製造業
○コルク加工基礎資材・コルク製品製造業 コルク栓製造業 コルク粒製造業 コルクタイル製造業 炭化コルク板製造業	○他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む） 靴型製造業（材料のいかんを問わない） 靴しん（芯）製造業（材料のいかんを問わない） 木製履物製造業 木製サンダル製造業 塗りげた製造業（漆塗りを除く）	

せいろ製造業  
 ひつ（櫃）製造業  
 彫刻物製造業（木製のもの）  
 旗ざお製造業（木・竹製のもの）  
 柄製造業（とう・竹製のもの）  
 かい（櫛）製造業  
 寄木細工製造業（家具、置物を除く）  
 引手製造業  
 台木製造業  
 すのこ製造業

すりこぎ製造業  
 盆製造業（漆器製を除く）  
 機械器具木部製造業（紡績用木管を除く）  
 木製ハンガー製造業  
 木製品塗装業（鉛筆軸を除く）  
 竹製敷物製造業  
 とう製敷物製造業  
 はし製造業（木・竹製のもので漆塗りを除く）  
 割ばし製造業  
 竹ばし製造業

茶せん製造業（木・竹製の  
 ものでプラスチック製を除く）  
 ふるい製造業  
 米びつ製造業  
 木製まな板製造業  
 木製しゃもじ製造業  
 重箱製造業（漆器製を除く）  
 木管製造業（紡績用を除く）  
 洋服掛製造業  
 オルゴール箱木地製造業  
 こけし木地製造業  
 よしず製造業  
 パネル（コンクリート工  
 用木枠）製造業

×日よけ用すだれ製造業（139）

盆製造業（プラスチック製のもの）（189）

盆製造業（漆器製のもの）（327）

木管製造業（紡績用のもの）（263）

ます製造業（273）

物差製造業（273）

こけし人形製造業（32A）

茶せん製造業（プラスチック製のもの）（189）

パレット製造業（荷役運搬用、材料のいかんを問わない）（32D）

そろばん製造業（326）

鉛筆軸製造業（326）

はし製造業（漆塗りのもの）（327）

重箱製造業（漆器製のもの）（327）

木製履物塗装業（漆塗りのもの）（327）

マッチ軸製造業（328）

木質ペレット製造業（32D）

## 中分類 13－家具・装備品製造業

### 総 説

この中分類には、室内に備え付けられて使用される家庭用及び事務用家具、特定の目的や特有の機能を有する宗教用具、建具などの装備品を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 漆塗り家具を製造する事業所は「327 漆器製造業」に分類される。
- (2) 個人の注文により家具、建具を製造する事業所は「601 家具・建具・畳小売業」に分類される。
- (3) 家具類の改造、修理などを行う事業所は「909 その他の修理業」に分類される。

#### 130 管理、補助的経済活動を行う事業所（13 家具・装備品製造業）

主として家具・装備品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は家具・装備品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

#### 131 家具製造業

主として木製家具、金属製家具を製造する事業所及び材料のいかんを問わず、ベッド用マットレス、ベッド、いすなどに用いるクッション用組スプリング、スプリングクッションを製造する事業所をいう。

なお、学校、集会所、図書館、研究室、病院、交通機関などで用いられる家具を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 宗教用具を製造する事業所は「132 宗教用具製造業」に分類される。
- (2) 漆塗り家具を製造する事業所は「327 漆器製造業」に分類される。
- (3) 石製・プラスチック製の家具を製造する事業所は「139 その他の家具・装備品製造業」に分類される。
- (4) 交通機関に必要な安全基準や技術基準を満たす座席等を製造する事業所は「中分類 31－輸送用機械器具製造業」に分類される。
- (5) 個々のスプリングを製造する事業所は「249 その他の金属製品製造業」に分類される。

○木製家具製造業（漆塗りを除く）  
 和家具製造業  
 たんす製造業  
 鏡台製造業  
 机製造業  
 座卓製造業  
 食卓製造業  
 水屋製造業  
 はえ帳製造業  
 食器戸棚製造業  
 木製火鉢製造業  
 竹製家具製造業  
 とう製家具製造業  
 きりゅう製家具製造業  
 アイロン台製造業  
 洋家具製造業  
 テーブル製造業  
 いす製造業（折りたたみ式を含む）  
 応接セット製造業  
 サイドボード製造業  
 ベッド製造業  
 育児用洋家具製造業

ラジオ・テレビジョン・ステレオ用木製キャビネット製造業  
 音響機器用木製キャビネット製造業  
 戸棚製造業  
 書棚製造業  
 書架製造業  
 船舶用木製家具製造業  
 学校用木製家具製造業  
 病院用木製家具製造業  
 薬品棚製造業  
 木製家具塗装業（漆塗りを除く）  
 木製システムキッチン製造業  
 ミシンテーブル製造業（脚を除く）

○金属製家具製造業  
 金属製キャビネット製造業  
 金属製ロッカー製造業  
 金属製書庫製造業

金属製ファイリングキャビネット製造業  
 金属製いす製造業  
 金属製ベッド製造業  
 金属製テーブル製造業  
 金属製机製造業  
 金属製カードキャビネット製造業  
 金属製システムキッチン製造業  
 金属製保管庫・戸棚類製造業（ノックダウン方式を含む）  
 金属製事務机製造業  
 金属製家具塗装業（漆塗りを除く）

○マットレス・組スプリング製造業  
 マットレス製造業（ベッド用）  
 組スプリング製造業（クッション用のもの）  
 スプリングクッション製造業  
 フォームラバー製マットレス製造業（ベッド用）  
 ポリウレタンフォーム製マットレス製造業（ベッド用）

×マットレス製造業（和室用）（119）  
 宗教用具製造業（132）  
 陳列ケース製造業（139）  
 石製家具製造業（139）  
 プラスチック製家具製造業（139）

金庫・金庫室製造業（249）  
 ワイヤスプリング製造業（249）  
 自動車用座席製造業（311）  
 漆塗り製家具製造業（327）

### 132 宗教用具製造業

主として貴金属製、陶磁器製及び漆器製以外のもので宗教用具を製造する事業所をいう。

○宗教用具製造業 仏具製造業（位はい、仏具 台、香盤、霊具ぜん、木 魚、高つきなど）	神仏具製造業 お宮製造業 みこし製造業 仏壇製造業 神棚製造業	三方製造業（ひな祭用を 除く） じゅず製造業 木製仏像製造業 宗教用具附属品製造業
---	---	---

---

×陶磁器製神仏具製造業（214） 貴金属製仏具製造業（321） 漆器製仏具製造業（327）	ひな祭用三方製造業（32A） 葬具製造業（32D）
---	------------------------------

### 133 建具製造業

主として障子、雨戸格子、ふすま（骨及び縁を含む）を製造する事業所をいう。

○建具製造業 （木製）	戸製造業 障子製造業 欄間製造業（銘板を除く）	ふすま製造業 ふすま骨製造業 ふすま縁製造業
----------------	-------------------------------	------------------------------

---

×金属製建具工事業（079） 木製建具工事業（079） サッシ製造業（木製のもの）（122） サッシ製造業（金属製のもの）（244） 建具製造業（金属製）（244）	漆塗り建具製造業（327） 建具屋（601） 表具業（903） 表装業（903）
--	---

### 139 その他の家具・装備品製造業

主として材料のいかんを問わず、事務所用・店舗用装備品及びこれに附随する製品を製造する事業所、窓・扉用日よけ、びょうぶ、衣こう、すだれ、つい立、掛軸及びその他部品、附属品を製造する事業所、鏡縁、額縁、画入れ額縁を製造する事業所並びに石製家具、黒板など他に分類されない家具及び装備品を製造する事業所をいう。

ブラインド（金属製を除く）を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 金属製ブラインドを製造する事業所は「244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）」に分類される。
- (2) 金庫及び金庫内箱を製造する事業所は「249 その他の金属製品製造業」に分類される。
- (3) 表具屋は「903 表具業」に分類される。



○事務所用・店舗用装備品製造業  
つい立製造業（事務所用）  
陳列棚製造業  
陳列ケース製造業（網棚、台を含む）  
アコーデオンカーテン製造業  
間仕切り製造業  
飲食店装備品製造業  
肉屋設備製造業

○窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業  
日よけ製造業（部品・附属品製造を含む）（金属製及び帆布製を除く）  
ブラインド製造業（部品・附属品製造を含む）（金属製を除く）  
よろい戸製造業（金属製を除く）  
掛軸製造業（業務用、広告用など）  
カーテン部品製造業（カーテンロッド、カーテンの部品・附属品）  
びょうぶ製造業  
衣こう製造業  
すだれ製造業  
つい立製造業（事務所用を除く）  
木製玉のれん製造業

○鏡縁・額縁製造業  
画入れ額縁製造業  
写真入れ額縁製造業  
○他に分類されない家具・装備品製造業  
石製家具製造業  
黒板製造業  
プラスチック製家具・装備品製造業  
強化プラスチック製家具製造業  
コンクリート製家具製造業  
ガラス製家具製造業  
陶磁器製家具製造業（火鉢を除く）

×よしず製造業（129）  
竹製家具製造業（131）  
とう製家具製造業（131）  
金属製家具製造業（131）  
陶磁器製火鉢製造業（214）  
日よけ製造業（帆布製のもの）（119）  
日よけ製造業（金属製のもの）（244）  
よろい戸製造業（金属製のもの）（244）  
ブラインド製造業（金属製のもの）（244）  
金属製保管庫・戸棚類製造業（ロッカーを含む）（131）

金庫製造業（249）  
冷凍・冷蔵ショーケース製造業（253）  
電動式移動棚製造業（271）  
電気冷蔵庫製造業（293）  
漆塗り製鏡縁・額縁製造業（327）  
表具業（903）  
さお縁製造業（122）

## 中分類 14ーパルプ・紙・紙加工品製造業

### 総 説

この中分類には、木材、その他の植物原料又は古繊維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所、又はこれらの紙から紙加工品を製造する事業所が分類される。

抄紙糸を製造する事業所、セロハンを製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 抄紙織物を製造する事業所は「112 織物業」に分類される。
- (2) 研磨紙を製造する事業所は「217 研磨材・同製品製造業」に分類される。
- (3) 写真感光紙を製造する事業所は「169 その他の化学工業」に分類される。

#### 140 管理、補助的経済活動を行う事業所（14パルプ・紙・紙加工品製造業）

主としてパルプ・紙・紙加工品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はパルプ・紙・紙加工品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫 自家用資材置場
------------------------------------	---	----------------------------

#### 141 パルプ製造業

主として木材又はその他の植物原料からパルプを製造する事業所をいう。

○パルプ製造業 製紙パルプ製造業 溶解パルプ製造業 溶解サルファイトパルプ製 造業 溶解クラフトパルプ製造業	サルファイトパルプ製造業 ケミグラントパルプ製造業 クラフトパルプ製造業 砕木パルプ製造業	木材以外のパルプ製造業 (ソーダパルプ、わらパ ルプなど) セミケミカルパルプ製造業
---	--	---

## 142 紙製造業

主として木材パルプ、古紙、こうぞ、みつまた、がんび、その他の繊維から洋紙、板紙、機械すき・手すき和紙を製造する事業所をいう。

### ○洋紙製造業

新聞用紙製造業  
印刷用紙製造業  
筆記用紙製造業  
上質紙製造業  
中質紙製造業  
下級紙製造業  
模造紙製造業  
グラビア紙製造業  
ケント紙製造業  
便せん用紙製造業  
バンクペーパー製造業  
吸取紙製造業  
包装用紙製造業  
薄葉洋紙製造業  
雑種洋紙製造業  
クラフト紙製造業  
ロール紙製造業  
ハترون紙製造業  
コンデンサペーパー製造業  
ライスペーパー製造業（紙巻たばこ用）  
カーボン原紙製造業  
複写用紙製造業  
コピー用紙製造業  
青写真用紙製造業

### 衛生用洋紙製造業

印画紙用原紙製造業  
塗工印刷用紙製造業  
加工原紙製造業  
硫酸紙原紙製造業  
絶縁紙原紙製造業  
アート紙製造業  
つや紙原紙製造業  
耐湿紙原紙製造業  
色紙原紙製造業  
図画用原紙製造業  
トレーシングペーパー製造業

### ○板紙製造業

黄板紙製造業  
白板紙製造業  
色板紙製造業  
段ボール原紙製造業  
ルーフィング原紙製造業  
チップボール製造業  
建材原紙製造業  
雑種板紙製造業

### ○機械すき和紙製造業

障子紙製造業  
せんか紙製造業  
薄葉和紙製造業  
雑種紙製造業  
衛生用紙製造業（ちり紙用・トイレットペーパー用・ティッシュペーパー用・紙タオル用・ナプキン用紙など）  
書道用紙製造業（パルプ半紙、書きぞめ用紙など）  
家庭用薄葉紙製造業  
紙ひも原紙製造業

### ○手すき和紙製造業

障子紙製造業  
こうぞ紙製造業  
改良紙製造業  
温床紙製造業  
傘紙製造業  
工芸紙製造業  
がんび紙製造業

×ライスペーパー製造業（食用）（099）

繊維板製造業（122）  
塗工紙製造業（143）  
ふすま紙製造業（143）  
段ボール製造業（143）  
段ボール箱製造業（145）  
図画用紙製造業（144）

ティッシュペーパー製造業（149）

トイレットペーパー製造業（149）  
紙タオル製造業（149）  
紙ナプキン製造業（149）  
セロハン製造業（149）  
印画紙製造業（169）  
折紙製造業（32A）

### 143 加工紙製造業

主として購入し、又は委託された紙に、ろう、油、プラスチックなどを塗装、浸透又は積層加工を行って塗工紙を製造する事業所及び段ボール、壁紙、ふすま紙を製造する事業所をいう。

○塗工紙製造業（印刷用紙を除く）	ろう紙製造業	プラスチック加工ブックバイ
ろう加工紙製造業	油紙製造業	インディングクロス製造業
油脂加工紙製造業	人造竹皮製造業	ノーカーボン紙（感圧紙）
包装加工紙製造業	ソリッドファイバー製造業	製造業
ターポリン紙製造業	バルカナイズドファイバー製造業	防虫紙製造業
防せい（錆）紙製造業	ラミネート紙製造業	感熱紙製造業
アスファルトルーフィング製造業（ベースが紙のもの）	プラスチック加工紙製造業	○段ボール製造業
カーボン紙製造業	プラスチック塗装紙製造業	○壁紙・ふすま紙製造業
絶縁紙製造業	紙製ブックバイインディングクロス製造業	
絶縁紙テープ製造業	織物製ブックバイインディングクロス製造業	

×絶縁布製造業（115）	セメント袋製造業（145）
油布製造業（115）	印画紙製造業（169）
ジャカードカード（紋紙）製造業（115）	写真感光紙製造業（169）
繊維板製造業（122）	プラスチック積層フィルム製造業（182）
塗工印刷用紙製造業（142）	研磨紙製造業（217）
ティッシュペーパー用紙製造業（142）	
段ボール原紙製造業（142）	
段ボール箱製造業（145）	
ガムテープ製造業（ベースが布のもの）（115）	
ガムテープ製造業（ベースが紙のもの）（149）	
ソリッドファイバー製箱・管・筒製造業（149）	
バルカナイズドファイバー製箱・管・筒製造業（149）	
化粧ばり板製造業（プラスチック製のもの）（181）	

### 144 紙製品製造業

主として帳簿、ノート、便せん（箋）、包装紙など紙製品を製造する事業所をいう。

○事務用・学用紙製品製造業	手帳製造業	表紙類製造業（ブックバイ
帳簿類製造業	ノート製造業	インディングクロスを除く）
事務用書式類製造業	学習帳製造業	事務用角底紙袋製造業
封筒製造業	伝票製造業	ルーズリーフ用紙製造業
事務用紙袋製造業	事務用紙製品製造業	図画用紙製造業
事務用せん（箋）製造業	紙製ファイル製造業	原稿用紙製造業

手形用紙製造業  
 バインダー製造業  
 スクラップブック製造業  
 手工・工作用紙製造業  
 方眼紙製造業  
 紙ばさみ（挟）製造業  
 請求書製造業  
 領収書製造業  
 仕切書製造業  
 フールスカップ製造業（事務用紙）  
 けい紙製造業

○日用紙製品製造業  
 写真用紙製品製造業（アルバム、コーナー、台紙など）  
 祝儀用紙製品製造業（祝儀袋、のし袋、水引など）  
 日記帳製造業  
 卓上日記製造業  
 便せん（箋）製造業  
 色紙（しきし）製造業

○その他の紙製品製造業  
 正札製造業  
 名刺台紙製造業  
 私製はがき製造業  
 包装紙製造業  
 カード製造業  
 荷札製造業  
 シール製造業  
 レッテル製造業

---

×ジャカードカード（紋紙）製造業（115）                      シール印刷業（151）  
 ブックバインディングクロス製造業（143）                      折紙製造業（32A）  
 角底紙袋製造業（145）    画板製造業（326）  
 紙製折箱製造業（145）  
 紙ナプキン製造業（149）  
 小形紙袋製造業（重包装・角底紙袋を除く）（149）

#### 145 紙製容器製造業

主としてセメント袋、米麦用袋など重袋用クラフト紙を主資材とする多層の重包装紙袋製品を製造する事業所、ショッピングバッグ、手提紙袋などの角底紙袋製品を製造する事業所及び段ボール箱、紙器製品を製造する事業所をいう。

ただし、事務用角底紙袋を製造する事業所は「144 紙製品製造業」に分類される。

○重包装紙袋製造業  
 セメント袋製造業  
 小麦粉袋製造業  
 肥料袋製造業  
 砂糖袋製造業  
 米麦用袋製造業  
 石炭袋製造業

○角底紙袋製造業  
 ショッピングバッグ製造業  
 手提用角底紙袋製造業  
 ○段ボール箱製造業

○紙器製造業  
 印刷箱製造業  
 貼箱製造業  
 簡易箱製造業  
 紙製コップ・皿製造業  
 紙製折箱製造業  
 書籍用紙製外箱製造業  
 紙筒製造業

---

×段ボール原紙製造業（142）    事務用角底紙袋製造業（144）  
 段ボール製造業（143）    マッチ箱製造業（328）  
 封筒製造業（144）

## 149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

主として購入したパルプ、紙、板紙から他に分類されない製品を製造する事業所をいう。

○その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	紙製ストロー製造業	ソリッドファイバー製箱・管・筒製造業
紙タオル製造業	紙管製造業	バルカナイズドファイバー製箱・管・筒製造業
紙ナプキン製造業	抄織紙糸製造業	ソリッドファイバードラム製造業
ティッシュペーパー製造	巻取紙断裁加工業	バルカナイズドファイバー製ボビン・糸巻製造業
トイレットペーパー製造業	小形紙袋製造業（重包装・角底紙袋を除く）	絶縁用バルカナイズドファイバー製品製造業
紙ひも製造業	ガムテープ製造業（ベースが紙のもの）	衛生用綿状パルプ製造業
紙テープ製造業	紙おむつ製造業	
紙切断整理業	紙製生理用品製造業	
セロハン製造業	衛生用紙綿製造業	
セロハン袋製造業		
セロハンテープ製造業		

---

×抄織紙糸織物業（112）	ティッシュペーパー用紙製造業（142）
模様形製造業（115）	バルカナイズドファイバー製造業（143）
ジャカードカード（紋紙）製造業（115）	ソリッドファイバー製造業（143）
繊維製おむつ製造業（118）	事務用紙袋製造業（144）
繊維製生理用品製造業（119）	重包装紙袋製造業（145）
繊維製衛生材料製造業（119）	角底紙袋製造業（145）
繊維板製造業（122）	紙糸帽子製造業（328）
トイレットペーパー用紙製造業（142）	
ガムテープ製造業（ベースが布のもの）（115）	
パーティクルボード（削片板）製造業（122）	
バルカナイズドファイバー製トランク製造業（206）	

## 中分類 15－印刷・同関連業

### 総 説

この中分類には、印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所が分類される。

#### 150 管理、補助的経済活動を行う事業所（15 印刷・同関連業）

主として印刷・同関連業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は印刷・同関連業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う  
本社・本所・本店・支社・  
支所

○その他の管理、補助的経済  
活動を行う事業所  
自家用車庫

自家用修理工場  
自家用補修所  
自家用倉庫

#### 151 印刷業

主として各種の印刷を行う事業所をいう。

○印刷業  
オフセット印刷業（紙に対  
するもの）  
印刷製本業  
カレンダー印刷業  
新聞印刷業（自ら発行を行  
わないもの）  
軽印刷業（タイプオフセッ  
ト印刷業）

とっ版印刷業  
おう版印刷業  
グラビア印刷業  
ビジネスフォーム印刷業  
軟包装印刷業  
スクリーン印刷業  
ビニル印刷業  
金属印刷業

布地印刷業  
プリント基板印刷業  
陶磁器印刷業  
ガラス印刷業  
セロハン印刷業  
セルロイド印刷業  
プラスチックフィルム印刷  
業

## 152 製版業

主としてオフセット版、とっ版、グラビア版、スクリーン版などの印刷原版又は刷版を製造する事業所をいう。

○製版業 写真製版業 写真植字業（電算植字、手動植字を含む） デジタル製版業（CTP方式） 刷版焼付業	グラビア製版業 スクリーン製版業 フレキソ製版業 版下作成業 鉛版製造業 活字製造業	紙型鉛版製造業 銅版彫刻業 木版彫刻業 印刷用プラスチック版製造業 フォトマスク製造業
---	---	---

×プリント配線板製造業（配線済みのもの）（284）

## 153 製本業、印刷物加工業

主として製本、印刷物の光沢加工、裁断、はく（箔）押しなどの加工を行う事業所をいう。ただし、印刷と同時に製本を行う事業所は「151 印刷業」に分類される。

○製本業	○印刷物加工業 印刷物光沢加工業 印刷物裁断業 印刷物装てい（丁）業	印刷物折り加工業 印刷物のり付業 印刷物はく（箔）押し業 印刷物ミシン加工業
------	---	---

×印刷製本業（151）

はく（箔）押し業（印刷物以外に行うもの）（929）

## 159 印刷関連サービス業

主として校正刷り、刷版研磨などの印刷・同関連業にかかわる補助業務を行う事業所をいう。

○印刷関連サービス業 校正刷業	刷版研磨業 印刷物結束業	印刷校正業
--------------------	-----------------	-------



## 中分類 16－化学工業

### 総 説

この中分類には、化学的処理を主な製造過程とする事業所及びこれらの化学的処理によって得られた物質の混合又は最終処理を行う事業所のうち他の中分類に特掲されないものが分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 鉄の製錬及び合金の製造を行う事業所は「中分類 22－鉄鋼業」に分類される。
- (2) 非鉄金属の製錬及び合金、核燃料の製造を行う事業所は「中分類 23－非鉄金属製造業」に分類される。
- (3) 石油精製又はコークスの製造を行う事業所は「中分類 17－石油製品・石炭製品製造業」に分類される。
- (4) 調味料、ゼラチンを原料とする菓子、動植物油脂の製造及び食用油脂の精製を行う事業所は「中分類 09－食料品製造業」に分類される。
- (5) アルコール飲料、飼料、有機質肥料を製造する事業所は「中分類 10－飲料・たばこ・飼料製造業」に分類される。
- (6) ガラスの製造、石灰石、ドロマイトのほう焼を行う事業所は「中分類 21－窯業・土石製品製造業」に分類される。
- (7) ゴム製品を製造する事業所は「中分類 19－ゴム製品製造業」に分類される。
- (8) 購入した化学工業製品を販売するための包装及び再包装を行い、自ら化学工業製品を製造しない事業所は「大分類 I－卸売業、小売業」に分類される。

### 160 管理、補助的経済活動を行う事業所（16 化学工業）

主として化学工業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は化学工業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う  
本社・本所・本店・支社・  
支所

○その他の管理、補助的経済  
活動を行う事業所  
自家用車庫  
自家用修理工場

自家用補修所  
自家用倉庫  
自家用油槽所  
自家用資材置場

## 161 化学肥料製造業

主として窒素質・りん酸質肥料、複合肥料を製造する事業所及びけい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料など他に分類されない化学肥料を製造する事業所をいう。

ただし、肥料成分が動植物質のみに由来する肥料を製造する事業所は「106 飼料・有機質肥料製造業」に分類される。

○窒素質・りん酸質肥料製造業 アンモニア製造業 アンモニア誘導品製造業 硫酸アンモニウム（硫安）製造業 尿素製造業 硝酸アンモニウム（硝安）製造業 硝酸ナトリウム（硝酸ソーダ）製造業	塩化アンモニウム（塩安）製造業 亜硝酸ナトリウム（亜硝酸ソーダ）製造業 硝酸製造業 石灰窒素製造業 過りん酸石灰製造業 熔成りん肥製造業 焼成りん肥製造業 重焼成りん肥製造業 りん酸肥料製造業	○複合肥料製造業 化成肥料製造業 配合肥料製造業  ○その他の化学肥料製造業 けい酸質肥料製造業 苦土質肥料製造業 マンガン質肥料製造業 ほう素質肥料製造業
---	--	--

---

×有機質肥料製造業（106） りん酸製造業（162） 塩化アンモニウム製造業（ソーダ灰と併産するもの）（162）	カルシウムカーバイド製造業（162）
--	--------------------

## 162 無機化学工業製品製造業

主としてか性ソーダ、ソーダ灰などを製造する事業所、塗料、印刷インキなどの顔料として使われる無機顔料を製造する事業所、圧縮ガス、液化ガスを製造する事業所、塩を製造する事業所及び硫酸、ほう酸など他に分類されない無機化学工業製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 診断用試薬を製造する事業所は「165 医薬品製造業」に分類される。
- (2) 診断用以外の試薬、無機殺虫剤を製造する事業所は「169 その他の化学工業」に分類される。
- (3) アンモニア、硝酸、硫酸アンモニウム、硝酸アンモニウムを製造する事業所は「161 化学肥料製造業」に分類される。
- (4) アルミニウム製錬用のアルミナを製造する事業所は「231 非鉄金属第1次製錬・精製業」に分類される。
- (5) 販売業務に附随して圧縮ガス、液化ガスの充てんを行う事業所は「532 化学製品卸売業」に、他事業所のために圧縮ガス、液化ガスの充てんのみを行う事業所は「929 他に分類されない事業サービス業」に分類される。

○ソーダ工業 ソーダ灰製造業 か性ソーダ製造業	塩化アンモニウム製造業 （ソーダ灰と併産するもの）	塩素製造業 塩素酸ナトリウム製造業 過塩素酸ナトリウム製造業
-------------------------------	------------------------------	--------------------------------------

亜塩素酸ナトリウム製造業 過酸化ナトリウム製造業 金属ナトリウム製造業 さらし液製造業 液体塩素製造業 塩酸製造業 塩酸ガス製造業 さらし粉製造業 重炭酸ナトリウム製造業 (重炭酸ソーダ)	液体炭酸ガス製造業 窒素ガス製造業 溶解アセチレン製造業  ○塩製造業 製塩業 食卓塩製造業 精製塩製造業 かん水(濃縮塩水)製造業 にがり製造業  ○その他の無機化学工業製品 製造業 クロム塩製造業 バリウム塩製造業 ひ酸塩製造業(殺虫剤を除く) 臭素製造業 臭化物製造業 金属カリウム製造業 カリウム塩製造業 金属カルシウム製造業 カルシウム塩製造業 マグネシウム塩製造業 海水マグネシア製造業 無機塩類製造業 硝酸銀製造業 明ばん製造業 二硫化炭素製造業 活性炭製造業 シアン化水素製造業	フェロシアン化ナトリウム 製造業 硫酸塩製造業 ナトリウム塩製造業(他に 分類されないもの) プラスチック安定剤製造業 (有機系並びに有機系及 び無機系混成のものを除 く) アンモニウム化合物製造業 (化学肥料以外のもの) カーバイド製造業(カルシ ウムカーバイド) 人造黒鉛製造業 よう素製造業 触媒製造業 シアン化ナトリウム製造業 りん製造業 りん化合物製造業 りん酸製造業 無機酸製造業(硫酸、ほう 酸、無水クロム酸、ふっ 化水素酸、クロルスルフ オン酸など) 過酸化水素製造業 けい酸ナトリウム製造業 トリポリりん酸ナトリウム 製造業 無機化合物製造業(他に分 類されないもの)
○無機顔料製造業 白顔料製造業(酸化チタン、 亜鉛華、リトポンなど) 黒顔料製造業(カーボンブ ラック、鉄黒など) 有彩顔料製造業(べんがら、 紺青、群青、亜酸化銅、 銀朱など) 窯業顔料製造業 体質顔料製造業(炭酸カル シウム、沈降性硫酸バリ ウム、バライト粉など)		
○圧縮ガス・液化ガス製造業 圧縮酸素製造業 液体酸素製造業 圧縮水素製造業 ドライアイス製造業 ネオンガス製造業 アルゴン製造業		

×アンモニア製造業(161) 石灰窒素製造業(161) 硝酸アンモニウム(硝安)製造業(161) 硫酸アンモニウム(硫安)製造業(161) エチレン製造業(163) 酸化エチレン製造業(163) フロン製造業(163) 塩化メチル製造業(163) 臭化メチル製造業(163) ブタジエン製造業(163)	塩化ビニル(モノマー)製造業(163) 有機顔料製造業(163) 医薬品製造業(165) 診断用試薬製造業(165) 試薬製造業(診断用以外のもの)(169) 精製黒鉛製造業(216) 黒鉛製品製造業(216) シリコンカーバイド製造業(217) 絵具製造業(326)
--	--

×プラスチック安定剤製造業（有機系）（163）

プラスチック安定剤製造業（無機系及び有機系混成のもの）（169）

天然ガス又は石油ガスを圧縮又は液化したものを製造する事業所（053、171）

### 163 有機化学工業製品製造業

主として石油化学系基礎製品、脂肪族系中間物を製造する事業所、発酵法によりエチルアルコール、くえん酸などを製造する事業所、環式中間物、合成染料、有機顔料を製造する事業所、プラスチック、合成ゴムを製造する事業所及びメタノール、有機酸、可塑剤など他に分類されない有機化学工業製品を製造する事業所をいう。

なお、上記の有機化学工業製品からの誘導品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 医薬品及び診断用試薬を製造する事業所は「165 医薬品製造業」に分類される。
- (2) 合成繊維を製造する事業所は「111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業」に分類される。
- (3) グリセリン、石けん、その他の油脂製品及び塗料、印刷インキを製造する事業所は「164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業」に分類される。
- (4) 化粧品、歯磨きを製造する事業所は「166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」に分類される。
- (5) 農薬、香料、木材乾留製品、しょう脳、写真フィルム、大豆グルーなどの接着剤、診断用以外の試薬、天然樹脂及び木材を原料とする化学薬品を製造する事業所は「169 その他の化学工業」に分類される。
- (6) 発酵法により食料品を製造する事業所は「中分類 09—食料品製造業」に分類される。
- (7) 発酵法により飲用アルコールを製造する事業所は「102 酒類製造業」に、茶を製造する事業所は「103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）」に分類される。
- (8) 合成皮革を製造する事業所は「182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業」に分類される。
- (9) セロハンを製造する事業所は「149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」に分類される。
- (10) プラスチック製の管、板、フィルム、食器などの製品を製造する事業所は製品の種類により「中分類 18—プラスチック製品製造業（別掲を除く）」又はその他の中分類に分類される。
- (11) 合成ゴム製品及び天然ゴム製品を製造する事業所は「中分類 19—ゴム製品製造業」に分類される。

○石油化学系基礎製品製造業  
（一貫して生産される誘導品を含む）  
エチレン製造業  
プロピレン製造業  
ブタン製造業  
ブチレン製造業

分解ガソリン製造業  
ベンゼン製造業（ベンゾール）  
トルエン製造業（トルオール）  
キシレン製造業（キシロール）

アセチレン製造業  
ノルマルパラフィン製造業  
○脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）  
アセトアルデヒド製造業  
酢酸製造業

酢酸エチル製造業  
 トリクロロエチレン製造業  
 テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）製造業  
 酢酸ビニル製造業  
 塩化ビニル（モノマー）製造業  
 塩化ビニリデン（モノマー）製造業  
 酸化プロピレン製造業  
 塩化アリル製造業  
 プロピレンクロロヒドリン製造業  
 合成グリセリン製造業  
 ドデシルベンゼン製造業  
 ノネン製造業  
 ドデセン製造業  
 合成エチルアルコール製造業  
 ブタノール製造業  
 アセトン製造業  
 ブタジエン製造業  
 酸化エチレン製造業  
 エチレングリコール製造業

○発酵工業  
 エチルアルコール製造業  
 くえん酸製造業  
 乳酸製造業  
 工業用アルコール製造業  
 バイオエタノール製造業  
 バイオガス製造業

○環式中間物・合成染料・有機顔料製造業  
 テレフタル酸（T. P. A）製造業  
 ジメチルテレフタレート（D. M. T）製造業  
 スチレン（モノマー）製造業

メタキシレンジアミン製造業  
 トルエンジイソシアネート（T. D. I）製造業  
 ジフェニルメタンジイソシアネート（M. D. I）製造業  
 シクロヘキササン製造業  
 シクロヘキサノン製造業  
 カプロラクタム製造業  
 合成石炭酸製造業  
 合成染料製造業（食用染料を含む）  
 染料・医薬中間物製造業  
 農薬中間物製造業  
 有機顔料製造業  
 多環式中間物製造業（アントラセン、フェナントレン誘導品など）  
 無水フタル酸製造業  
 ベンゼン系又はナフタリン系誘導品製造業（ニトロベンゼン、クロロベンゼン、トルイジン、サリチル酸、塩化ベンジル、ナフトール、ジメチルアミノ安息香酸など）  
 複素環式中間物製造業（合成ピリジン、合成キノリン、チオフェン、フルフラール及びこれらの誘導品）

○プラスチック製造業（粉末、粒状、液体）  
 ポリエチレン製造業  
 ポリスチレン製造業  
 ポリプロピレン製造業  
 塩化ビニル樹脂製造業  
 ポリビニルアルコール製造業

ポリブタジエン（樹脂）製造業  
 ポリエチレンテレフタレート製造業  
 ポリイソブチレン（樹脂）製造業  
 けい素樹脂（シリコーン）製造業  
 ユリア樹脂製造業  
 メラミン樹脂製造業  
 フェノール樹脂製造業  
 たん白可塑物製造業  
 ホルマリン系プラスチック製造業  
 ふっ素樹脂製造業  
 硝化綿製造業  
 塩化ビニリデン樹脂製造業

○合成ゴム製造業  
 合成ラテックス製造業  
 ブタジエンラバー（B. R）製造業  
 イソプレンラバー（I. R）製造業  
 スチレンブタジエンラバー（S. B. R）製造業  
 クロロプレンラバー（C. R）製造業  
 アクリロニトリルブタジエンラバー（N. B. R）製造業  
 シリコンゴム製造業  
 エチレンプロピレンラバー（E. P. D. M）製造業  
 イソプレンイソブチレンラバー（I. I. R）製造業

○その他の有機化学工業製品製造業  
 メタノール製造業  
 ホルマリン製造業  
 フルオロカーボン製造業

塩化メチル製造業	トルエン（トルオール）製	高級アルコール製造業 {天
塩化メチレン製造業	造業（コールタールを原	然物を原料とするもの
臭化メチル製造業	料とするもの)	（オクチルアルコール、
クロホルム製造業	キシレン（キシロール）製	ラウリルアルコールな
クレオソート油製造業	造業（コールタールを原	ど)}
石炭化学系ナフタリン製造	料とするもの)	繊維素グリコール酸ナトリ
業	有機酸製造業（こはく酸、	ウム製造業
コールタール分留物製造業	酒石酸など)	プラスチック安定剤製造業
アントラセン製造業	有機酸塩製造業	（無機系並びに無機系及
ピッチ製造業	可塑剤製造業	び有機系混成のものを除
精製コールタール製造業	ゴム加硫促進剤製造業	く)
タール酸類製造業（分留石	ゴム老化防止剤製造業	人工甘味料製造業（アスパ
炭酸、クレゾール類など)	ガソリン添加物製造業	ルテーム、サッカリンな
ベンゼン（ベンゾール）製	潤滑油添加剤製造業	ど)
造業（コールタールを原	合成なめし剤製造業	ガラクトース製造業
料とするもの)	合成タンニン製造業	

---

×グルタミン酸ナトリウム製造業（094）	石けん製造業（164）
エッセンス製造業（飲食料品用）（099）	合成洗剤製造業（164）
清酒製造業（102）	バイオディーゼル製造業（164）
焼酎製造業（102）	医薬品製造業（165）
混成酒製造業（102）	化粧品製造業（166）
醸造酒製造業（102）	農薬製造業（169）
どぶろく製造業（102）	香料製造業（169）
黄酒（老酒、紹興酒）製造業（102）	木材化学製品製造業（169）
セロハン製造業（149）	天然染料製造業（169）
アンモニア製造業（161）	石油精製業（171）
尿素製造業（161）	コークス製造業（173）
無機顔料製造業（162）	ゴム製品製造業（19）
カーボンブラック製造業（162）	フォームラバー製造業（199）
溶解アセチレン製造業（162）	絵具製造業（326）
プラスチック安定剤製造業（無機系）（162）	
プラスチック安定剤製造業（無機系及び有機系混成のもの）（169）	
バイオエタノール混合ガソリン製造業（179）	
写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業（182）	

## 164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業

主として動植物油脂から脂肪酸、硬化油、グリセリンを製造する事業所及び石けん、合成洗剤、界面活性剤、塗料（ペイント、ワニス、エナメル、ラッカー、漆など）、印刷インキ、洗浄剤、磨用剤、ろうそくなどを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 無機顔料を製造する事業所は「162 無機化学工業製品製造業」に分類される。
- (2) 有機顔料を製造する事業所は「163 有機化学工業製品製造業」に分類される。
- (3) シャンプー、ひげそりクリームを製造する事業所は「166 化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業」に分類される。
- (4) 主として切削油、潤滑油及びグリースを製造する事業所は「172 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）」に分類される。
- (5) 油絵具及び水彩絵具を製造する事業所は「326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」に分類される。
- (6) 主として筆記用及びスタンプ用インキを製造する事業所は「169 その他の化学工業」に分類される。

○脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 天然グリセリン製造業 硬化油製造業（工業用、食用） バイオディーゼル製造業	硫酸化油製造業（ロート油）  ○塗料製造業 エナメル製造業 ワニス製造業 油ワニス製造業 ペイント製造業 油性塗料製造業 水系塗料製造業 船底塗料製造業 漆製造業 シンナー類製造業 パテ製造業 合成樹脂塗料製造業 ボイル油製造業 ラッカー製造業 電気絶縁塗料製造業	○印刷インキ製造業 新聞インキ製造業  ○洗浄剤・磨用剤製造業 クレンザー製造業 つや出し剤製造業 磨粉製造業 金属磨用剤製造業 革つや出し製造業 靴クリーム製造業 塗装ワックス製造業 酸性洗浄剤製造業 アルカリ性洗浄剤製造業  ○ろうそく製造業
○石けん・合成洗剤製造業 浴用石けん製造業 洗濯石けん製造業 工業用石けん製造業 カリ石けん製造業 家庭用合成洗剤製造業 工業用合成洗剤製造業		
○界面活性剤製造業 繊維用油剤製造業		

×マーガリン製造業（098） 食用精製油脂製造業（098） ショートニング製造業（098） 動植物油脂製造業（098） 有機顔料製造業（163） 合成グリセリン製造業（163） 潤滑油・グリース製造業（石油精製によるもの）（171） 潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）（172）	バイオエタノール製造業（163） シャンプー製造業（166） ひげそりクリーム製造業（166） スタンプ用・筆記用インキ製造業（169） 漂白剤製造業（169） 油絵具製造業（326）
---	---

## 165 医薬品製造業

主として医薬品の原末、原液を製造する事業所、医薬品、医薬部外品の製剤を製造する事業所、ワクチン、血清、毒素、抗毒素、血液製剤など生物学的製剤を製造する事業所、生薬、漢方製剤を製造する事業所及び動物用の医薬品、医薬部外品を製造する事業所をいう。

○医薬品原薬製造業 医薬品原末製造業 医薬品原液製造業	たん白アミノ酸製剤製造業 生理食塩液製造業 止血剤製造業 抗生物質製剤製造業 殺虫・殺そ（鼠）剤製造業 （農薬を除く） 殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く） 蚊取り線香製造業 アンプル封入薬製造業 医薬品小分け業	血液製剤製造業 日本赤十字社血液センター （血液製剤を製造するもの）
○医薬品製剤製造業 内服薬製造業 注射剤製造業 外用薬製造業 診断用試薬製造業 医療用植物油脂製造業 医療用動物油脂製造業 薬用酵母剤製造業 ビタミン剤製造業 こう薬製造業 消毒用アルコール製造業 歯科口こう（腔）用剤製造業	○生物学的製剤製造業 ワクチン製造業 血清製造業 毒素製造業 抗毒素製造業	○生薬・漢方製剤製造業 生薬製剤製造業 漢方製剤製造業 生薬小分け業  ○動物用医薬品製造業 動物用内服薬製造業 動物用注射剤製造業 動物用外用薬製造業

×寒天製造業（092） オブラート製造業（099） 食料品用酵母剤製造業（099） 薬用酒製造業（102） 農薬製造業（169）	殺虫剤製造業（農薬に限る）（169） 試薬製造業（診断用試薬を除く）（169） 線香製造業（32D） はえ取り紙製造業（32D） 日本赤十字社献血ルーム（83D）
--	---

## 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業

主として口紅、ファンデーションなどの仕上用化粧品、クリーム、化粧水、乳液、洗顔クリームなどの皮膚用化粧品を製造する事業所、シャンプー、整髪料、養毛料などの頭髪用化粧品を製造する事業所及び日焼け止め・日焼け用化粧品、ひげそりクリームなど他に分類されない化粧品、歯磨、その他の化粧用調整品を製造する事業所をいう。

また、香水、オーデコロンを製造する事業所も本分類に含まれる。

○仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）	口紅製造業 ファンデーション製造業 クリーム製造業	化粧水製造業 乳液製造業 洗顔クリーム製造業
------------------------------	---------------------------------	------------------------------



○頭髪用化粧品製造業 頭髪料製造業 整髪料製造業 染毛料製造業 シャンプー製造業 リンス製造業 養毛料製造業	○その他の化粧品・歯磨・化粧品用調整品製造業 日焼け止め化粧品製造業 日焼け用化粧品製造業 脱毛剤製造業 歯磨製造業 ひげそりクリーム製造業	ひげそり用化粧品製造業 マニキュア製造業
--	---	-------------------------

×石けん製造業（164）

合成洗剤製造業（164）

## 169 その他の化学工業

主として火薬類、農薬、香料、ゼラチン、接着剤、写真感光材料、天然樹脂製品、木材化学製品、試薬（診断用を除く）を製造する事業所及び浄水剤、防臭剤など他に分類されない化学工業製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 主として武器用の信管、火管及び雷管を製造する事業所は「276 武器製造業」に分類される。
- (2) 主として農薬以外の殺虫・殺そ（鼠）剤、診断用試薬を製造する事業所は「165 医薬品製造業」に分類される。
- (3) ゼラチンを原料として菓子を製造する事業所は「097 パン・菓子製造業」に分類される。
- (4) 寒天を製造する事業所は「092 水産食料品製造業」に分類される。
- (5) 接着剤原料用プラスチック及び合成染料を製造する事業所は「163 有機化学工業製品製造業」に分類される。
- (6) ゴム系接着剤を製造する事業所は「193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」に分類される。
- (7) 医療用接着剤を製造する事業所は「274 医療用機械器具・医療用品製造業」に分類される。
- (8) 木炭を製造する事業所（乾留製品の製造を主な目的としないもの）及び天然樹脂を採取する事業所は「023 特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）」に分類される。

○火薬類製造業 黒色火薬製造業 産業用無煙火薬製造業 武器用無煙火薬製造業 硝安爆薬製造業 ダイナマイト製造業 カーリット製造業 導火線製造業 導爆線製造業 工業雷管製造業 電気雷管製造業	信号雷管製造業 猟用火工品製造業 銃用雷管製造業 猟銃用実包・空包製造業 建設用空包製造業 捕鯨用信管・火管・雷管製造業 硝安油剤爆薬製造業 トリニトロ化合物製造業 （火薬類に限る）	硝酸エステル製造業（火薬類に限る） 産業用信管・火管・雷管製造業  ○農薬製造業 殺虫剤製造業（農薬に限る） 殺菌剤製造業（農薬に限る） 除草剤製造業 植物成長調整剤製造業
--	---	---

○香料製造業

天然香料製造業  
くろもじ油製造業  
みかん油製造業  
苦へん桃油製造業  
バルサム精製業  
薄荷油精製業  
合成香料製造業  
調合香料製造業

○ゼラチン・接着剤製造業  
にかわ製造業

大豆グルー製造業  
ミルクカゼイングルー製造業  
合成樹脂系接着剤製造業  
プラスチック系接着剤製造業  
セルロース系接着剤製造業

○写真感光材料製造業

写真フィルム製造業  
X線フィルム製造業  
印画紙製造業  
乾板製造業  
青写真感光紙製造業  
複写感光紙製造業  
製版用感光性樹脂製造業  
感光紙用化学薬品製造業  
写真感光紙製造業  
映画フィルム製造業  
写真用化学薬品製造業（メ  
トール、ハイドロキノン、  
調合剤などを包装したも  
の）  
レンズ付フィルム製造業  
（使い捨てカメラ）

○天然樹脂製品・木材化学製  
品製造業

木材乾留業  
松根油製造業  
木タール製造業（木材乾留  
によるもの）  
木酢酸製造業（木材乾留に  
よるもの）  
漆液精製業  
木ろう（蝋）製造業  
テレピン油製造業  
なめし剤製造業（天然のも  
の）  
タンニン抽出業（天然のも  
の）  
タンニンエキス製造業  
天然染料製造業  
あい（藍）染料製造業  
あかね（茜）染料製造業  
しょう脳製造業  
しょう脳油製造業  
ダンマルガム精製業  
コーパルガム精製業  
セラック製造業  
うこん染料製造業  
ロジン製造業

○試薬製造業（診断用試薬  
を除く）

○他に分類されない化学工業  
製品製造業

デキストリン製造業  
浄水剤製造業  
イオン交換樹脂製造業  
防臭剤製造業（家庭用を含  
む）  
筆記用インキ製造業  
スタンプ用インキ製造業  
プラスチック安定剤製造業  
（無機系及び有機系混成  
のもの）  
めっき薬品製造業  
防水剤製造業  
骨炭製造業  
浴用剤製造業  
液晶製造業  
漂白剤製造業

×粗製しょう脳油採取業（023）

木炭製造業（023）

樹脂採取業（023）

カゼイン製造業（091）

ふのり製造業（092）

寒天製造業（092）

ゼラチン菓子製造業（097）

エッセンス製造業（飲食料品用）（099）

×印画紙用原紙製造業（142）  
活性炭製造業（162）  
プラスチック安定剤製造業(無機系)(162)  
プラスチック安定剤製造業(有機系)(163)  
合成染料製造業（163）  
合成なめし剤製造業（163）  
浴用石けん製造業（164）  
印刷インキ製造業（164）  
医薬品製造業（165）  
診断用試薬製造業（165）  
蚊取り線香製造業（165）  
殺虫・殺そ（鼠）剤製造業（農薬を除く）（165）  
殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く）（165）  
写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業（182）  
香水製造業（166）  
オーデコロン製造業（166）  
ゴム系接着剤製造業（193）  
医療用接着剤製造業（274）  
武器用信管製造業（276）  
武器用信管・火管・雷管装てん組立業(276)  
液晶パネル製造業（281）  
墨・墨汁製造業（326）  
事務用のり製造業（326）  
信号用・がん具用煙火製造業（32D）  
線香製造業（32D）

## 中分類 17－石油製品・石炭製品製造業

### 総 説

この中分類には、石油を精製する事業所、購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造する事業所、コークス炉による石炭の乾留を行う事業所、石炭を主原料として練炭、豆炭を製造する事業所、舗装材料を製造する事業所が分類される。

なお、石油コークス、膨潤炭など他に分類されない石油製品、石炭製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、ガスを製造し、導管により供給する事業所は「341 ガス業」に分類される。

#### 170 管理、補助的経済活動を行う事業所（17 石油製品・石炭製品製造業）

主として石油製品・石炭製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は石油製品・石炭製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う  
本社・本所・本店・支社・  
支所

○その他の管理、補助的経済  
活動を行う事業所  
自家用車庫  
自家用修理工場  
自家用補修所

自家用倉庫  
自家用油槽所  
自家用油送所  
自家用資材置場

## 171 石油精製業

主として原油及び留分を処理し、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、重油、潤滑油、パラフィン、アスファルト、液化石油ガス（LPG）などを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自ら掘採した天然ガスから天然ガソリン、液化石油ガス（LPG）、圧縮ガスを製造する事業所は「053 原油・天然ガス鉱業」に分類される。
- (2) 販売業務に附随して液化石油ガス（LPG）の充てんを行う事業所は「533 石油・鉱物卸売業」又は「605 燃料小売業」に分類される。
- (3) 他事業所のために液化石油ガス（LPG）の充てんのみを行う事業所は「929 他に分類されない事業サービス業」に分類される。

○石油精製業 ガソリン製造業（原油から製造するもの）	パラフィン精製業 液化石油ガス（LPG）製造業（石油精製によるもの）	潤滑油・グリース製造業（石油精製によるもの）
-------------------------------	---------------------------------------	------------------------

- 
- ×天然ガス・ガソリン製造業（053） 再生燃料油製造業（179）  
潤滑油製造業（石油精製によらないもの）（172）  
廃油再生業（潤滑油、グリース以外のもの）（179）

## 172 潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）

主として購入した鉱油（廃油を含む）及び動植物油などを混合加工して、潤滑油、グリースを製造する事業所をいう。

○潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの） （購入原料によるもの）	工作油剤製造業（切削油剤、塑性加工油剤、熱処理油剤、さび止め油剤）（購入原料によるもの）	機械油製造業（購入原料によるもの） 廃油再生業（潤滑油、グリースのもの）
--	--	---

- 
- ×塗料製造業（164）  
潤滑油・グリース製造業（石油精製によるもの）（171）

## 173 コークス製造業

主として石炭を原料として乾留によって、コークス及び副産物を製造する事業所をいう。

○コークス製造業（成型コークスを含む）	半成コークス製造業	ピッチコークス製造業
---------------------	-----------	------------

- 
- ×石油コークス製造業（179） カルサインコークス製造業（179）

## 174 舗装材料製造業

主としてアスファルト及びタールの舗装用混合物（乳剤、アスファルト混合材、タール混合材など）並びに舗装用ブロック（アスファルトブロック、タールブロックなど）を製造する事業所をいう。

○舗装材料製造業 舗装用混合物製造業 れき青乳剤製造業	アスファルト乳剤製造業 アスファルト混合材製造業 アスファルトブロック製造業	タール混合材製造業 舗装用ブロック製造業 タールブロック製造業
-----------------------------------	--	---------------------------------------

×精製コールタール製造業（163）

舗装タイル製造業（陶磁器製のもの）（214）

舗装タイル製造業（石タイル製のもの）（218）

## 179 その他の石油製品・石炭製品製造業

主として石油コークス、練炭など他に分類されない石油製品及び石炭製品を製造する事業所をいう。

○その他の石油製品・石炭製品製造業 石油コークス製造業 再生燃料油製造業 廃油再生業（潤滑油、グリース以外のもの）	微粉炭製造業 カルサインコークス製造業 練炭製造業 豆炭製造業 ピッチ練炭製造業 成型炭製造業	バイオエタノール混合ガソリン製造業
--	--	-------------------

×バイオエタノール製造業（163）

たどん製造業（32D）

懐炉灰製造業（32D）

## 中分類 18－プラスチック製品製造業（別掲を除く）

### 総 説

この中分類には、プラスチックを用い、押出成形機、射出成形機などの各種成形機（又は成形器）により成形された押出成形品、射出成形品などの成形製品を製造する事業所、同製品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などの加工を行う事業所、プラスチックを用いて成形のために配合、混和（短繊維、充てん剤、安定剤、着色剤、可塑剤等の混和）を行う事業所及び再生プラスチックを製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) プラスチック製家具を製造する事業所は「139 その他の家具・装備品製造業」に分類される。
- (2) プラスチック（ユリア樹脂、メラミン樹脂等）を製造する事業所は「163 有機化学工業製品製造業」に分類される。
- (3) 合成樹脂系接着剤を製造する事業所は「169 その他の化学工業」に分類される。
- (4) プラスチック製履物・同附属品を製造する事業所は「192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業」に分類される。
- (5) プラスチック製かばんを製造する事業所は「206 かばん製造業」に分類される。
- (6) プラスチック製袋物を製造する事業所は「207 袋物製造業」に分類される。
- (7) プラスチック製歯車を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- (8) プラスチック製計量器を製造する事業所は「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」に分類される。
- (9) プラスチック製の楽器、がん具、人形、事務用品、装身具、装飾品、ボタン、畳、モデル、模型、パレット（運搬用）を製造する事業所は「中分類 32－その他の製造業」に分類される。

### 180 管理、補助的経済活動を行う事業所（18 プラスチック製品製造業）

主としてプラスチック製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はプラスチック製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

## 181 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業

主としてプラスチック製の板、棒、管（だ円管を含む）、継手、異形押出製品を成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所並びに同成形品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。

ただし、主として発泡・強化プラスチック製の板、棒、管、異形押出製品及び強化プラスチック製の継手を製造する事業所は「184 発泡・強化プラスチック製品製造業」に分類される。

○プラスチック板・棒製造業 プラスチック平板製造業 プラスチック積層板製造業 プラスチック化粧板製造業 プラスチック波板製造業 塩化ビニル板製造業 メタクリル樹脂板製造業 フェノール樹脂積層板製造業 メラミン化粧板製造業	○プラスチック管製造業 プラスチック硬質管製造業 プラスチックホース製造業 プラスチック積層管製造業 塩化ビニル管製造業 塩化ビニルホース製造業  ○プラスチック継手製造業	○プラスチック異形押出製品製造業 プラスチック雨どい・同附属品製造業  ○プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
--	---	--

×化粧ばり合板製造業（122） 管状発泡製品製造業（184） 板状発泡製品製造業（184） 棒状発泡製品製造業（184）	強化プラスチック製波板製造業（184） 強化プラスチック板・棒製造業（184） 強化プラスチック継手製造業（184） 強化プラスチック管製造業（184）
---	---

## 182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業

主としてプラスチック製のフィルム、シート、床材、合成皮革を成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所並びに同成形品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。

フィルムとは、厚さが0.2mm未満で軟質製のもの及び0.5mm未満で硬質製のものをいう。

シートとは、厚さが0.2mm以上で軟質製のものをいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 合成皮革製の靴を製造する事業所は「192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業」に分類される。
- (2) 合成皮革製のかばんを製造する事業所は「206 かばん製造業」に分類される。
- (3) 合成皮革製の袋物を製造する事業所は「207 袋物製造業」に分類される。

○プラスチックフィルム製造業 プラスチック積層フィルム製造業 ポリエステルフィルム製造業	プラスチックインフレーションチューブ製造業 プラスチック製袋製造業 塩化ビニルフィルム製造業 ポリプロピレンフィルム製造業	写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業 偏光フィルム製造業（液晶表示用パネルフィルム）
--	--	--



○プラスチックシート製造業 ポリスチレンシート製造業 塩化ビニルシート製造業	○合成皮革製造業 塩化ビニルレザー製造業	○プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業 プラスチック製袋製造業 (購入フィルムによるもの)
○プラスチック床材製造業 プラスチックタイル製造業 塩化ビニルタイル製造業		

×油布製造業 (115) 絶縁布製造業 (115) 化粧ばり合板製造業 (122) プラスチック塗装紙製造業 (143) プラスチック含浸加工紙製造業 (143) プラスチック積層加工紙製造業 (143) 上塗りした織物・防水した織物製造業 (115) プラスチック加工ブックバイディングクロス製造業 (143)	セロハン製造業 (149) プラスチック板製造業 (181) 合成皮革製靴製造業 (192) 合成皮革製かばん製造業 (206) 合成皮革製袋物製造業 (207) ハンドバッグ製造業 (207)
---	--

### 183 工業用プラスチック製品製造業

主として射出、圧縮などの成形加工により工業用のプラスチック製品を製造する事業所、同製品の加工品を一貫して製造する事業所及び同成形品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。

プラスチックを成形したのち、ビス、ネジ等の接続器具を組み込むなどの加工を行う事業所も本分類に含まれる。ただし、同時成形加工を行うことによって歯車、軸受け、端子、抵抗器、コンデンサなどを製造する事業所は本分類に含まれない。

○電気機械器具用プラスチック製品製造業 プラスチック製電話機きょう(筐)体製造業 プラスチック製扇風機羽根製造業 プラスチック製冷蔵庫内装用品製造業 プラスチック製電気掃除機器体(ボデー)製造業	プラスチック製テレビジョン・ラジオきょう(筐)体製造業 プラスチック系光ファイバ素線製造業 ○輸送機械器具用プラスチック製品製造業 プラスチック製自動車部品・附属品製造業(バンパー、ダッシュボード、ホイールキャップなど)	○その他の工業用プラスチック製品製造業 プラスチック製カメラボデー製造業 プラスチック製複写機きょう(筐)体製造業 ○工業用プラスチック製品加工業
---	---	--

×強化プラスチック製品製造業 (184) 光ファイバケーブル製造業 (234) プラスチック製歯車製造業 (253)	プラスチック製軸受製造業 (259) プラスチック製電子回路板製造業 (284) プラスチック製差込プラグ製造業 (291)
--	--

- ×プラスチック製携帯電灯器具製造業（294）
- プラスチック製ボビン製造業（繊維機械用）（263）
- プラスチック製抵抗器・コンデンサ製造業（電力用を除く）（282）

#### 184 発泡・強化プラスチック製品製造業

主として各種プラスチックを発泡成形加工して、発泡製品を製造する事業所、ガラス繊維、炭素繊維などの補強材を加えて圧縮・積層などの成形加工により強化プラスチック製板・棒・管・継手、容器、浴槽などの強化プラスチック製品を製造する事業所及びこれらの製品の加工品を一貫して製造する事業所並びにこれらの成形品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。

ただし、建築現場等で断熱材の充てんとして行う現場発泡は「中分類 07－職別工事業（設備工事業を除く）」又は「中分類 08－設備工事業」に分類される。

○軟質プラスチック発泡製品製造業(半硬質性を含む)	ポリスチレンペーパー製造業	強化プラスチック製保安帽帽体製造業
軟質ポリウレタンフォーム製造業	板状発泡製品製造業	強化プラスチック製がい子製造業
軟質ポリエチレンフォーム製造業	管状発泡製品製造業	強化プラスチック製橋脚製造業
軟質塩化ビニルフォーム製造業	発泡スチロール製梱包材製造業	強化プラスチック製コンテナ製造業
軟質プラスチックブロック製造業(切断加工を含む)	発泡スチロール製魚箱製造業	
軟質プラスチック金型成形製造業	硬質プラスチックブロック製造業(切断加工を含む)	○発泡・強化プラスチック製品加工業
軟質プラスチック連続発泡製品製造業	硬質プラスチック金型成形製造業	軟質プラスチック発泡製品加工業(半硬質性を含む)
	硬質プラスチック連続発泡製品製造業	硬質プラスチック発泡製品加工業
○硬質プラスチック発泡製品製造業	○強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業	強化プラスチック製板・棒・管・継手加工業
硬質ポリウレタンフォーム製造業	強化プラスチック製波板製造業	強化プラスチック製容器加工業
ポリスチレンフォーム製造業		
棒状発泡製品製造業	○強化プラスチック製容器・浴槽等製造業	
硬質塩化ビニルフォーム製造業	強化プラスチック製浄化槽製造業	

- 
- ×ポリウレタンフォーム製寝具製造業（119）
  - 強化プラスチック製家具製造業（139）
  - ガラス繊維・同製品製造業（211）
  - 強化プラスチック製舟艇製造業（313）
  - 強化プラスチック製釣ざお製造業（32B）
  - 保安帽製造業（32D）

×ポリウレタンフォーム製マットレス製造業（131）

強化プラスチック製自動車車体製造業（311）

強化プラスチック製スキー用具製造業（32B）

プラスチック製ゴルフクラブ製造業（32B）

## 185 プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）

主としてプラスチック又は回収プラスチックに充てん剤、安定剤、可塑剤、着色剤などの配合、混和を行って成形材料を製造する事業所及び押出し、圧縮などの成形加工により、廃プラスチックを原料とするプラスチック製品を製造する事業所をいう。

○プラスチック成形材料製造業 プラスチック配合成形材料製造業	再生プラスチック製造業 塩化ビニルコンパウンド製造業	○廃プラスチック製品製造業 （くい、柵、魚礁など）
-----------------------------------	-------------------------------	------------------------------

×再生プラスチック製家具製造業（139）

プラスチック製造業（163）

プラスチック系接着剤製造業（169）

プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業（181）

プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業（182）

工業用プラスチック製品製造業（183）

発泡・強化プラスチック製品製造業（184）

プラスチック再生資源卸売業（536）

## 189 その他のプラスチック製品製造業

主として射出、圧縮、中空、押出しなどの成形加工によりプラスチック製日用雑貨・食卓用品・容器・人工芝などを製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

また、主として各種プラスチック材料に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などを行い他に分類されない加工製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

○プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業 プラスチック製台所用品製造業（まな板、ボウル、コーナー、しゃもじ、洗い桶、ざるなど） プラスチック製食卓用品製造業（食器、盆、調味料入れなど） プラスチック漆器下地製造業	プラスチック製浴室用品製造業（洗面器、石けん箱、腰掛けなど） プラスチック製バケツ製造業 ○プラスチック製容器製造業 プラスチック製ボトル製造業 プラスチック製コンテナ製造業（ビール用、農水産用など）	プラスチック製ゴミ容器製造業 プラスチック製工業用薬品缶製造業 プラスチック製洗剤・シャンプー用容器製造業 プラスチック製灯油缶製造業
---	--	--

○他に分類されないプラスチック製品製造業 テープ類製造業（プラスチック結束テープ等） 止水板製造業（塩化ビニル製など） プラスチック製絶縁材料製造業 人工芝製造業（合成樹脂製のもの）	ビニル製外衣製造業（一貫作業によるもの） プラスチック製つり（吊）革製造業 プラスチック製時計ガラス製造業 消しゴム製造業（ゴム製を除く） プラスチック製電灯かさ製造業	プラスチック製漁業用器具製造業 プラスチック製包装材料製造業（容器、テープ等）  ○他に分類されないプラスチック製品加工業
---	--	--

---

×合成繊維製造業（111） プラスチック製靴型製造業（129） プラスチック製家具・装備品製造業（139） 印刷用プラスチック版製造業（152） 合成樹脂塗料製造業（164） ポリスチレンフォーム製造業（184） 強化プラスチック製容器製造業（184） 消しゴム製造業（ゴム製）（199） プラスチック製模造真珠製造業（219） プラスチック製楽器製造業（324） プラスチック製がん具製造業（32A） プラスチック製包装材料製造業（フィルム）（182） プラスチック製包装材料製造業（発泡製品）（184） 強化プラスチック製コンテナ製造業（184） プラスチック製履物・同附属品製造業（192） ガラス製電灯かさ（シェード）製造業（211） プラスチック製装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（322） プラスチック製シャープペンシル製造業（326）	プラモデル製造業（32A） プラスチック製運動用具製造業（32B） 漆器製造業（327） プラスチック製畳表製造業（328） プラスチック製うちわ製造業（328） プラスチック製ブラシ製造業（328） プラスチック製傘・同部分品製造業（328） プラスチック製魔法瓶製造業（328） プラスチック製看板・標識機製造業（32D） プラスチック製眼鏡・眼鏡枠製造業（32D） プラスチック製モデル・模型製造業（32D）
--	---

## 中分類 19－ゴム製品製造業

### 総 説

この中分類には、天然ゴム類、合成ゴムなどから作られたゴム製品、すなわち、タイヤ、チューブ、ゴム製履物、ゴム引布、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品、更生タイヤ、再生ゴム、その他のゴム製品を製造する事業所が分類される。

なお、プラスチック製の履物を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 糸ゴム入りの繊維製品を製造する事業所、他から受け入れたゴム引布からゴム引布製衣服及び縫製品を製造する事業所は「中分類 11－繊維工業」に分類される。
- (2) 合成ゴムを製造する事業所は「163 有機化学工業製品製造業」に分類される。

#### 190 管理、補助的経済活動を行う事業所（19 ゴム製品製造業）

主としてゴム製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はゴム製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所又はゴム製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

#### 191 タイヤ・チューブ製造業

主として自動車、二輪自動車、航空機、自転車などのタイヤ、チューブ（ソリッドタイヤを含む）を製造する事業所をいう。

なお、タイヤ、チューブの製造とともに、フラップ、リムバンドを製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 更生タイヤを製造する事業所は「199 その他のゴム製品製造業」に分類される。
- (2) タイヤ、チューブを製造せずフラップ、リムバンドを製造する事業所は「193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」に分類される。

○自動車タイヤ・チューブ製造業 二輪自動車タイヤ・チューブ製造業 産業車両用タイヤ・チューブ製造業 建設車両用タイヤ・チューブ製造業 農耕車両用タイヤ・チューブ製造業	オートバイタイヤ・チューブ製造業 航空機用タイヤ・チューブ製造業 ソリッドタイヤ製造業（自動車用）	○その他のタイヤ・チューブ製造業 自転車タイヤ・チューブ製造業 一輪車タイヤ・チューブ製造業 車いす用タイヤ・チューブ製造業 リヤカータイヤ・チューブ製造業
---	---	--

×フラップ・リムバンド製造業（タイヤ、チューブとともに製造しないもの）（193）  
工業用チューブ製造業（193）  
更生タイヤ製造業（199）

## 192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業

主として地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、総ゴム草履、総ゴムサンダル及びゴム製の履物用部分品・附属品を製造する事業所並びにプラスチック（合成皮革を含む）を甲とし、底にゴム又はプラスチックを使用した履物及びプラスチック製の履物用部分品・附属品を製造する事業所をいう。

ただし、主として甲又は底になめし革を使用した履物を製造する事業所は「204 革製履物製造業」に分類される。

○ゴム製履物・同附属品製造業 ゴム底布靴製造業 ゴム靴製造業 ゴム製履物用部分品・附属品製造業（ゴム底、ゴムかかと、ゴム製甲など） ゴム草履・サンダル製造業 地下足袋製造業	○プラスチック製履物・同附属品製造業 プラスチック製靴製造業 プラスチック製射出成形サンダル製造業 合成皮革製靴製造業 プラスチック製草履製造業 プラスチック成形靴製造業	プラスチック製スリッパ製造業 ケミカルシューズ製造業 プラスチック製履物用部分品・附属品製造業 バックレスサンダル製造業 ヘップサンダル製造業
---	--	---

×布製甲被製造業（118）  
木製サンダル製造業（129）  
合成ゴム製造業（163）  
合成皮革製造業（182）  
革製履物製造業（204）  
革製サンダル製造業（204）  
靴中敷物製造業（革製）（203）  
靴中敷物製造業（革製を除く）（32D）

### 193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業

主としてコンベヤベルト、平ベルト、Vベルト、編上げホース、布巻ホースなどを製造する事業所、車両、船舶、航空機用のゴム製部分品・附属品及び一般工業用のゴム製品を製造する事業所をいう。

○ゴムベルト製造業 平ベルト製造業 Vベルト製造業 エスカレータゴムベルト製造業 コンベヤベルト製造業 ファンベルト製造業	○工業用ゴム製品製造業 工業用エボナイト製品製造業 工業用ゴムロール製造業 工業用ゴム管・板製造業 工業用スポンジゴム製品製造業 工業用ゴム袋製造業 工業用チューブ製造業 フラップ・リムバンド製造業 ゴム系接着剤製造業 ゴムライニング加工業 ゴム製パッキン・シール製造業	ゴムのり製造業 ゴム製テープ製造業 防振ゴム製造業 防げん（舷）材製造業 自動車用ゴム製部品・附属品製造業 船舶用ゴム製部分品・附属品製造業 航空機用ゴム製部品・附属品製造業 ゴム製自転車用泥よけ製造業
--	---	--

---

×ホース地織物業（112）	自動車タイヤ製造業（191）
ビニルホース製造業（181）	ゴム引布製造業（199）
自転車用チューブ製造業（191）	
フラップ・リムバンド製造業（タイヤ、チューブとともに製造するもの）（191）	
消防用ホース製造業（購入ホース地に金属部分を取付けるもの）（259）	

### 199 その他のゴム製品製造業

主としてゴム引布を製造する事業所、ゴム引布製造から一貫して防水外衣、潜水服、空気入り製品などのゴム引布製品を製造する事業所、医療・衛生用ゴム製品、ゴム練生地、更生タイヤ、再生ゴムを製造する事業所及びフォームラバー、糸ゴムなど他に分類されないゴム製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 他から受け入れたゴム引布からゴム引布製衣服及び縫製品を製造する事業所は「中分類 11-繊維工業」に分類される。
- (2) 主として自動車タイヤの修理を行う事業所は「891 自動車整備業」に分類される。
- (3) 主として古タイヤ、くずゴムなどを集めて販売することを目的とし、再生ゴムの製造を行わない事業所は「536 再生資源卸売業」に分類される。

○ゴム引布・同製品製造業 ゴム引布製品製造業（ゴム引布から同製品まで一貫生産するもの） 防水外衣製造業 潜水服製造業 ウェットスーツ製造業（ゴム引布から一貫して製造するもの）	○更生タイヤ製造業 リトレッド（再生）タイヤ製造業  ○再生ゴム製造業 くずゴム再生業  ○他に分類されないゴム製品製造業 フォームラバー製造業 糸ゴム製造業 ゴムバンド製造業 ゴム手袋製造業 ゴムタイル製造業 ゴム製漁業用浮子製造業 ゴム製気球製造業 ゴム製防毒面製造業 ゴム板製造業（工業用を除く）	理化学用ゴム製品製造業 {へら、栓（キャップ）、耐酸容器など} ゴム栓（キャップ）製造業 スポンジゴム製品製造業（工業用を除く） ゴム製マット類製造業 ゴム製戸止め製造業 消しゴム製造業（プラスチック製を除く） ゴム製印材製造業 ゴム製吸着盤製造業 補修用ゴム布製造業 コードパッチ製造業 ウェットスーツ製造業（ゴム製のもの）
○医療・衛生用ゴム製品製造業 ゴム製医療用品製造業（手術用ゴム手袋など） 水まくら製造業 氷のう製造業 聴診器用ゴム管製造業 コンドーム製造業 ゴム製乳首製造業		
○ゴム練生地製造業 （更生タイヤ、履物、工業用品などに用いるもの） タイヤ修繕用練生地製造業		

---

×組ひも製造業（115）	ゴム引布製袋物製造業（207）
フォームラバー製寝具製造業（119）	ハンドバッグ製造業（207）
合成ゴム製造業（163）	ゴム製がん具製造業（32A）
消しゴム製造業（プラスチック製）（189）	ゴム製運動用具製造業（32B）
工業用ゴム板製造業（193）	自動車用エアバッグ製造業（32D）
工業用スポンジゴム製品製造業（193）	古ゴム集荷業（536）
ゴム引布製かばん製造業（206）	自動車タイヤ修理業（891）
ゴム引布製衣服製造業（他から受け入れたゴム引布によるもの）（116）	
ウェットスーツ製造業（他から受け入れたゴム引布から製造するもの）（118）	



## 中分類 20－なめし革・同製品・毛皮製造業

### 総 説

この中分類には、なめし革製造業、毛皮製造業及び各種のなめし革製品、再生革製品を製造する事業所が分類される。かばん、袋物の製造は材料のいかんを問わず本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) なめし革製及び毛皮製衣服を製造する事業所は「118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業」に分類される。
- (2) がん具を製造する事業所は「32A がん具製造業」に分類される。
- (3) 運動用具を製造する事業所は「32B 運動用具製造業」に分類される。

#### 200 管理、補助的経済活動を行う事業所（20 なめし革・同製品・毛皮製造業）

主としてなめし革・同製品・毛皮製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はなめし革・同製品・毛皮製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

#### 201 なめし革製造業

主として皮のなめし、調整、仕上げを行う事業所をいう。

なお、仕上げられた革に塗装その他の装飾を行う事業所も本分類に含まれる。

○なめし革製造業 皮なめし業 タンニンなめし革製造業	クロムなめし革製造業 水産革製造業 は虫類革製造業	皮さらし業 染革業 革塗装業
----------------------------------	---------------------------------	----------------------

×合成皮革製造業（182）

毛皮製造業（208）

## 202 工業用革製品製造業（手袋を除く）

主としてベルト、パッキンなど工業用革製品を製造する事業所をいう。

ただし、主として工業用革手袋を製造する事業所は「205 革製手袋製造業」に分類される。

○工業用革製品製造業（手袋を除く） 革ベルト製造業 工業用革ベルト製造業 工業用ピッカー製造業	自転車用サドル革製造業 なめし革製パッキン製造業 なめし革製ガスケット製造業	革製オイルシール製造業 紡績用エプロンバンド製造業
--	--	------------------------------

×革手袋製造業（205）

## 203 革製履物用材料・同附属品製造業

主として革製履物の底、かかと、その他の革製履物材料及び靴革ひも、その他の革製履物附属品を製造する事業所をいう。

○革製履物用材料・同附属品製造業 革製製靴材料製造業 革製靴底製造業	靴革ひも製造業（完成したもの） 革製履物材料製造業	革製靴中敷物製造業 革製鼻緒製造業 革製甲・かかと製造業
--	------------------------------	------------------------------------

×靴しん（芯）製造業（材料のいかんを問わない）（129）

靴中敷物製造業（革製を除く）（32D）

## 204 革製履物製造業

主として全部又は一部（甲又は底）がなめし革製の長靴、短靴、サンダル、スリッパ、草履などの履物を製造する事業所をいう。

○革製履物製造業 革靴製造業 革製サンダル製造業 革製スリッパ製造業	革製草履製造業 革製運動靴製造業 ゴム底革靴製造業 革製長靴製造業	革製作業靴製造業（耐電靴・耐酸靴など） 革製安全靴製造業
---	--	---------------------------------

×足袋製造業（118）

地下足袋製造業（192）

ゴム製履物製造業（192）

合成皮革製靴製造業（192）

プラスチック製履物製造業（192）

革製靴中敷物製造業（203）

## 205 革製手袋製造業

主として革製手袋を製造する事業所をいう。

合成皮革製の手袋を製造する事業所も本分類に含まれる。

○革製手袋製造業 合成皮革製手袋製造業	工業用革手袋製造業 なめし革製手袋製造業	スポーツ用革手袋製造業
------------------------	-------------------------	-------------

---

×軍手製造業 (118) 織物製手袋製造業 (118) ニット製手袋製造業 (118)	ウエイスト手袋製造業 (119) ゴム製手袋製造業 (199)
---	------------------------------------

## 206 かばん製造業

主として材料のいかんを問わず、携帯用かばんを製造する事業所をいう。

○かばん製造業 革製かばん製造業 繊維製かばん製造業 トランク製造業 (金属製、 バルカナイズドファイバ ー製) プラスチック製かばん製造 業	ゴム引布製かばん製造業 合成皮革製かばん製造業 ランドセル製造業 肩掛かばん製造業 書類入れバッグ製造業 スポーツ用バッグ製造業 リュックサック製造業 ボストンバッグ製造業	スーツケース製造業 手提かばん製造業 かかえかばん製造業 学生かばん製造業 楽器用ケース製造業 光学器具用ケース製造業 コスメバッグ製造業 化粧用ケース製造業
--	---	--

---

×手提紙袋製造業 (145)	ハンドバッグ製造業 (207)
----------------	-----------------

## 207 袋物製造業

主として材料のいかんを問わず、名刺入れ、財布などの身の回り用袋物及びハンドバッグを製造する事業所をいう。

○袋物製造業 革製袋物製造業 プラスチック製袋物製造業 繊維製袋物製造業 紙製袋物製造業 ストロー製袋物製造業 金属製袋物製造業 ビーズ製袋物製造業 人造真珠製袋物製造業	携帯用袋物製造業 ゴム引布製袋物製造業 財布製造業 (札入れ、がま ぐちを含む) たばこ入れ製造業 合成皮革製袋物製造業 眼鏡入れ製造業 くし入れ製造業 名刺入れ製造業	買物袋製造業 (角底紙袋の ものを除く) 定期券入れ製造業 ポーチ (小物入れ) 製造業  ○ハンドバッグ製造業 革製ハンドバッグ製造業 プラスチック製ハンドバ ッグ製造業
---	--	--

繊維製ハンドバッグ製造業	合成皮革製ハンドバッグ製造業	セカンドバッグ製造業
--------------	----------------	------------

×角底紙袋製造業 (145)

かばん製造業 (206)

## 208 毛皮製造業

主として毛皮のなめし、調整、縫合、染色、仕上げなどを行う事業所をいう。

○毛皮製造業	毛皮縫製業	毛皮染色・仕上業
--------	-------	----------

×毛皮製衣服・身の回り品製造業 (118)

## 209 その他のなめし革製品製造業

主としてつり革、服装用革ベルト、馬具など他に分類されないなめし革製品を製造する事業所をいう。

ただし、なめし革製の衣服あるいはなめし革裏地の衣服を製造する事業所は「118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業」に分類される。

○その他のなめし革製品製造業 室内用革製品製造業 つり（吊）革製造業 腕時計用革バンド製造業 革製首輪製造業 服装用革ベルト製造業	革製肩帯製造業 帽子つば革製造業 革と（砥）製造業 革クッション製造業 革まくら製造業	馬具製造業（革及び類似品のもの） ばん（鞆）具製造業（革及び類似品のもの） 革製むち（鞭）製造業
--	---	--

×なめし革製衣服製造業 (118)

自転車用サドル革製造業 (202)

プラスチック製つり（吊）革製造業 (189)

なめし革製運動用具製造業 (32B)

## 中分類 21－窯業・土石製品製造業

### 総 説

この中分類には、板ガラス及びその他のガラス製品、セメント及び同製品、建設用粘土製品、陶磁器、耐火物、炭素及び黒鉛製品、ほうろう鉄器、研磨材料、骨材、石工品、石こう（膏）製品、石灰などを製造する事業所が分類される。

#### 210 管理、補助的経済活動を行う事業所（21 窯業・土石製品製造業）

主として窯業・土石製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は窯業・土石製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う  
本社・本所・本店・支社・  
支所

○その他の管理、補助的経済  
活動を行う事業所  
自家用車庫  
自家用修理工場

自家用補修所  
自家用倉庫  
自家用資材置場

#### 211 ガラス・同製品製造業

主として板ガラス、板ガラス加工品、ガラス製加工素材、ガラス容器、理化学用・医療用ガラス器具、卓上用・ちゅう房用ガラス器具、ガラス繊維・同製品を製造する事業所及び照明器具用ガラス、建設用ガラス製品などその他のガラス製品を製造する事業所をいう。

主として電球・電子管用バルブを製造する事業所も本分類に含まれる。

○板ガラス製造業  
すりガラス製造業  
強化ガラス製造業

○板ガラス加工業  
すりガラス製造業  
合わせガラス製造業  
強化ガラス製造業  
曲げガラス製造業  
複層ガラス製造業  
自動車用ガラス製造業

石英ガラス製造業  
網入ガラス製造業  
鏡製造業

○ガラス製加工素材製造業  
（粉、粒、塊、棒、管など）  
光学ガラス素地製造業  
電球類用ガラスバルブ製造業  
電子管用ガラスバルブ製造業

アンプル用ガラス管製造業  
ガラス繊維原料用ガラス製造業  
電子機器用基盤ガラス製造業  
模造真珠用ガラス素地製造業  
がん具用ガラス素地製造業

○ガラス容器製造業 ビール瓶製造業 酒瓶製造業 牛乳瓶製造業 サイダー瓶製造業 清涼飲料用瓶製造業 滋養飲料用瓶製造業 しょう油瓶製造業 こしょう瓶製造業 化粧瓶製造業（化粧用クリ ーム瓶など） インキ瓶製造業	培養皿（シャーレ）製造業 シリンダ製造業 吸い飲み製造業 一般薬瓶製造業  ○卓上用・ちゅう房用ガラス 器具製造業 ガラス製コップ製造業 ガラス製皿製造業 ガラス製バター入れ製造業 ガラス製柄付パン製造業 ガラス製調味料入れ製造業 ガラス製灰皿製造業 耐熱ガラス製ちゅう房用器 具製造業 ガラス製コーヒー沸し製造 業 ガラス製しょう油差し製造 業 ガラス製インキスタンド製 造業 ガラス製鉢製造業 ガラス製金魚鉢製造業 ガラス製花瓶製造業 ガラス製ソース差し製造業	グラスファイバー製造業 ガラス短繊維製造業 グラスウール製造業 ガラス繊維製織物製造業 ガラス繊維製マット製造業 ガラス繊維製ボード製造業 ガラス繊維製フィルタ製造 業 ガラス繊維製テープ製造業 ガラス長繊維製造業  ○その他のガラス・同製品製 造業 照明器具用ガラス製造業 時計用ガラス製造業 シャンデリアガラス製造業 石英ガラス製品製造業 ガラスブロック製造業 多泡ガラス製造業 ガラス製電灯かさ（シェー ド）製造業 建設用ガラス製品製造業 （ブロック、ブリック、 タイル、多泡ガラスなど） 眼鏡用ガラス製造業 漁業用ガラス浮玉製造業 魔法瓶用ガラス製中瓶製造 業 ガラス製絶縁材料製造業 ガラス研磨業
○理化学用・医療用ガラス器 具製造業 フラスコ製造業 ビーカー製造業 標本瓶製造業 耐酸瓶製造業 アルコール瓶製造業 試薬瓶製造業 試験管製造業 ガラス製注射筒製造業（目 盛りのないもの） アンプル製造業 耐熱ガラス製理化学用・医 療用器具製造業 寒暖計・体温計用ガラス製 造業 乳鉢製造業（陶磁器製を除 く）	○ガラス繊維・同製品製造業 ガラス繊維製造業 ガラス繊維製品製造業 石英系光ファイバ素線製造 業 ガラス繊維製布製造業	

---

×陶磁器製乳鉢製造業（214）	光学レンズ製造業（275）
陶磁器製調味料入れ製造業（214）	白熱電球製造業（294）
模造真珠製造業（219）	ガラス製がん具製造業（32A）
光ファイバケーブル製造業（234）	魔法瓶製造業（328）
体温計製造業（273）	眼鏡レンズ製造業（32D）
繊維強化プラスチック（F．R．P）製品製造業（184）	
プラスチック製注射筒製造業（目盛りのないもの）（189）	
注射筒製造業（目盛りのあるもの）（274）	

## 212 セメント・同製品製造業

主としてセメント、生コンクリート、コンクリート製品を製造する事業所及び木材セメント製、セメントモルタル製、気泡コンクリート製の板、ブロックなどの各種セメント製品を製造する事業所をいう。

○セメント製造業 ポルトランドセメント製造業 高炉セメント製造業 水硬性セメント製造業 フライアッシュセメント製造業 シリカセメント製造業	土木用コンクリートブロック製造業 コンクリート管製造業 道路用コンクリート製品製造業 プレストレストコンクリート製品製造業(まくら木、はり、けた、矢板など) コンクリート製電柱製造業 コンクリートポール製造業 コンクリートタンク製造業 建築用プレキャストコンクリートパネル製造業 テラゾー製造業	○その他のセメント製品製造業 木毛セメント板製造業 木片セメント板製造業 パルプセメント板製造業 セメントがわら製造業 スレートがわら製造業 厚形スレート製造業 窯業外装材製造業 セメントタイル製造業 気泡コンクリート製品製造業 スラグせっこう板製造業
○生コンクリート製造業		
○コンクリート製品製造業 コンクリートパイル製造業 空洞コンクリートブロック製造業		

×タールブロック製造業 (174)

アスファルトブロック製造業 (174)

気硬性セメント製造業 (219)

歯科用セメント製造業 (274)

## 213 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）

主として粘土がわら、建築用れんが、築炉用外張りれんが及びその他の土木・建築用粘土製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

(1) 主として厚形スレートを製造する事業所は「212 セメント・同製品製造業」に分類される。

(2) 主として耐火れんがを製造する事業所は「215 耐火物製造業」に分類される。

○粘土がわら製造業 うわ(釉)薬がわら製造業 塩焼がわら製造業 いぶしがわら製造業	築炉用外張りれんが製造業 舗装用れんが製造業 ○その他の建設用粘土製品製造業 陶管製造業	土管製造業 テラコッタ製造業 粘土がわら白生地製造業 ストーブライニング用品製造業(粘土製) 煙突製造業(粘土製)
○普通れんが製造業 建築用れんが製造業		

×厚形スレート製造業 (212)  
 コンクリート管製造業 (212)  
 スレートがわら製造業 (212)  
 陶磁器製タイル製造業 (214)

陶磁器用粘土製造業 (214)  
 耐火れんが製造業 (215)  
 石タイル製造業 (218)  
 けいそう土れんが製造業 (218)

## 214 陶磁器・同関連製品製造業

主として衛生陶器、食卓用・ちゅう房用陶磁器、陶磁器製置物、電気用陶磁器、理化学用・工業用陶磁器、陶磁器製タイル（タイルの紙はり、網はりなどの加工を含む）を製造する事業所、陶磁器に絵付けなどの装飾加工を行う事業所、陶磁器用はい（坏）土を製造する事業所及びセラミックブロックなどその他の各種陶磁器、同関連製品を製造する事業所をいう。

○衛生陶器製造業  
 （硬質、半硬質のもの）  
 （浴槽、洗面手洗器、便器、水槽など及びこれらの附属品）  
 衛生陶器用配管用品製造業

○食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業  
 陶磁器製ちゅう房器具製造業  
 陶磁器製食器製造業（茶わん、皿、どんぶり、湯飲みなど）  
 陶磁器製台所・調理用品製造業（かま、すり鉢、つぼ、かめなど）  
 陶磁器製調味料入れ製造業  
 陶磁器製こんろ製造業  
 土なべ製造業

○陶磁器製置物製造業  
 陶磁器製花瓶製造業  
 陶磁器製ランプ台製造業  
 陶磁器製灰皿製造業

○電気用陶磁器製造業  
 陶磁器製絶縁材料製造業  
 点火プラグ（点火栓）用陶磁器製造業  
 がい（磚）管製造業  
 がい（磚）子製造業  
 電気用特殊陶磁器製造業  
 電気用セラミック製品製造業

○理化学用・工業用陶磁器製造業  
 熱電対保護管製造業  
 温度計用陶磁器製造業  
 工業用セラミック製品製造業  
 理化学用セラミック製品製造業  
 陶磁器製乳鉢製造業

○陶磁器製タイル製造業  
 うわ（釉）葉タイル製造業  
 セラミックタイル製造業  
 エナメルタイル製造業  
 モザイクタイル加工業（紙はり、網はりなど）

○陶磁器絵付業  
 陶磁器製がん具絵付業  
 陶磁器加工業（陶磁器に装飾加工を行うもの）

○陶磁器用はい（坏）土製造業  
 陶土精製業  
 陶磁器用粘土製造業

○その他の陶磁器・同関連製品製造業  
 陶磁器製植木鉢製造業  
 庭園用陶磁器製造業  
 陶磁器製水がめ製造業  
 陶磁器製神仏具製造業  
 陶磁器製火鉢製造業  
 陶磁器素（生）地製造業  
 陶瓶製造業  
 素焼植木鉢製造業  
 セラミックブロック製造業  
 陶磁器関連製品素（生）地製造業

×プラスチック製タイル製造業 (182)  
 ゴムタイル製造業 (199)  
 セメントタイル製造業 (212)

石タイル製造業 (218)  
 陶磁器製がん具製造業 (32A)



## 215 耐火物製造業

主として耐火れんが、耐火断熱れんが、不定形耐火物、耐火モルタルを製造する事業所及びマグネシアクリンカーなどその他の耐火物を製造する事業所をいう。

ただし、主としてけいそう土製品を製造する事業所は「218 骨材・石工品等製造業」に分類される。

○耐火れんが製造業 耐火断熱れんが製造業	○不定形耐火物製造業 耐火モルタル製造業	○その他の耐火物製造業 マグネシアクリンカー製造業 合成ムライト製造業 高炉用ブロック製造業 粘土質るつぼ製造業
-------------------------	-------------------------	--

×普通れんが製造業 (213)

けいそう土れんが製造業 (218)

けいそう土製耐火物製造業 (218)

## 216 炭素・黒鉛製品製造業

主として炭素質電極、炭素棒、電気機械用黒鉛ブラシ、黒鉛るつぼ、精製黒鉛など炭素・黒鉛製品を製造する事業所をいう。

主として天然黒鉛の精製、混合を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、主として人造黒鉛を製造する事業所は「162 無機化学工業製品製造業」に分類される。

○炭素質電極製造業 黒鉛電極製造業	特殊炭素製品製造業 黒鉛るつぼ製造業 精製黒鉛製造業	カーボンパイル製造業 放電管用黒鉛陽極製造業 炭素抵抗体製造業
○その他の炭素・黒鉛製品製造業 電ブラシ（刷子）製造業 炭素棒製造業	炭素れんが製造業 黒鉛れんが製造業 電気機械用黒鉛ブラシ製造業 カーボンスライダ製造業	通信機用炭素製品製造業 ブレーキシュー用炭素製品製造業 不浸透炭素製品製造業 にかわ質黒鉛等製造業

×炭素繊維製造業 (111)

人造黒鉛製造業 (162)

カーボンブラック製造業 (162)

高炉用ブロック製造業 (215)

## 217 研磨材・同製品製造業

主として天然研磨材、人造研削材、研削と石、研磨布紙を製造する事業所及び天然と石などその他の研磨材・同製品を製造する事業所をいう。

ただし、主として石材の切出しを行う事業所は「054 採石業、砂・砂利・玉石採取業」に分類される。

○研磨材製造業 天然研磨材製造業 人造研削材製造業 研削用ガーネット製造業 炭化けい素研削材製造業 研削用けい砂フリント製造業 溶融アルミナ研削材製造業 シリコンカーバイド製造業 炭化ほう素、窒化ほう素などの炭化物・窒化物研磨材製造業	○研削と石製造業 ビトリファイド法と石製造業 レジノイド法と石製造業 ゴム法と石製造業 マグネシア法と石製造業 回転と石製造業 グラインダと石製造業  ○研磨布紙製造業 研磨布製造業 耐水研磨布製造業 研磨紙（サンドペーパー）製造業	耐水研磨紙製造業 研磨ファイバ製造業  ○その他の研磨材・同製品製造業 再生研磨材製造業 研削と石加工業 天然と石製造業 油脂性研磨材製造業 バフ研磨材製造業 トリポリ製造業 エメリーペースト製造業 オイルストーン製造業
---	---	---

×研磨用バフ製造業（119）

シリコン製錬業（231）

## 218 骨材・石工品等製造業

主として岩石の破碎、選別などを行って土木建築用の碎石を製造する事業所、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の粉碎、選別などを行って土木建築用の再生骨材を製造する事業所、けつ岩、フライアッシュ、真珠岩、ひる石などを焼成し、人工骨材を製造する事業所、石工品を製造する事業所、けいそう土の粉碎及び同製品の製造を行う事業所並びに土石、岩石、鉱物の粉碎、摩砕、その他の処理を行う事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ある程度仕上げられた碑石、墓石を売買し、注文によって文字を刻んだり、仕上げを行ったりするほかは加工を行わない事業所は「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に分類される。
- (2) 石材の切出しを行う事業所は「054 採石業、砂・砂利・玉石採取業」に分類される。
- (3) と石、研削用ガーネット、研削用けい砂フリントを製造する事業所は「217 研磨材・同製品製造業」に分類される。

○砕石製造業 玉石砕石製造業 岩石砕石製造業 砕石バラスト製造業	石とうろう製造業 石碑製造業 建築用石材製造業（角石など） すずり製造業 石工業（石工品を製造するもの） 敷石製造業 石タイル製造業 舗装タイル製造業（石タイル製のもの） 石スレート製造業 碑石製造業 墓石製造業	けいそう土れんが製造業 けいそう土こんろ製造業
○再生骨材製造業		○鉱物・土石粉碎等処理業 石粉製造業（雲母、粘土、長石、カオリン、ざくろ石、軽石、石英、石灰石など）
○人工骨材製造業 焼成真珠岩（パーライト）製造業 焼成ひる石製造業		土石粉碎業 化学用粘土製造業 シャモット製造業 ベントナイト精製業 重質炭酸カルシウム製造業 つき（搗）粉製造業 雲母精製業
○石工品製造業 石材製造業 石細工業 石材切断・切削業 石磨き業 大理石加工品製造業 大理石磨き業 石材彫刻品製造業 石うす製造業	○けいそう土・同製品製造業 けいそう土粉碎業 けいそう土精製業 けいそう土製耐火物製造業 けい酸カルシウム保温材製造業 けい酸カルシウム板製造業	クレー製造業（陶石クレー、ろう石クレーを除く）

---

×採石業（054）	天然と石製造業（217）
ろう石クレー製造業（055）	研削用けい砂プリント製造業（217）
陶石クレー製造業（055）	研削用ガーネット製造業（217）
石製家具製造業（139）	産業廃棄物処分業（882）
石工業（個人の注文によって彫刻、仕上げを行い販売するもの）（60G）	

## 219 その他の窯業・土石製品製造業

主としてロックウール・同製品、石こう（膏）製品、石灰、鋳型、ほうろう鉄器、七宝製品、人造宝石などを製造する事業所をいう。

○ロックウール・同製品製造業 保温用、断熱用、耐火用、吸音用ロックウール製品製造業（板、帯、筒、ブランケット、吹付用ロックウール、フェルト、マットなど）	ロックウール（岩綿、鉱さい綿）製造業 岩綿絶縁製品製造業 岩綿テープ製造業	石こうプラスタ製造業 石こうボード製造業 建築用装飾石こう製品製造業 医療用石こう製造業 石こう細工製造業（美術品、置物など）
	○石こう（膏）製品製造業 焼石こう製造業	

○石灰製造業  
 生石灰製造業  
 消石灰製造業  
 焼成ドロマイト製造業  
 苦土石灰製造業  
 ドロマイトプラスタ製造業  
 貝灰製造業  
 軽質炭酸カルシウム製造業

○鑄型製造業（中子を含む）

○他に分類されない窯業・土石製品製造業  
 ほうろう鉄器製造業  
 ほうろう引き食器製造業  
 ほうろう引き浴槽製造業  
 ほうろう引き製バット製造業  
 ほうろう酒造タンク製造業  
 家庭電気用ほうろう鉄器製造業  
 ほうろうパネル製造業  
 看板・標識用ほうろう鉄器製造業  
 燃烧器具用ほうろう鉄器製造業

ほうろう製看板・標識製造業  
 七宝製品製造業  
 模造宝石製造業  
 人造宝石製造業  
 石筆製造業  
 白墨製造業  
 雲母板製造業  
 気硬性セメント製造業  
 うわ（釉）薬製造業  
 模造真珠製造業  
 アンツーカー製造業  
 射撃用クレー製造業（粘土製）  
 かわら用粘土製造業

×腐葉土製造業（106）

気泡コンクリート製品製造業（212）

普通れんが製造業（213）

素焼植木鉢製造業（214）

人工骨材製造業（218）

雲母精製業（218）

金型製造業（269）

人造宝石装身具製造業（322）

鑄造模型製造業（32D）

木型製造業（32D）

## 中分類 22－鉄鋼業

### 総説

この中分類には、鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の鑄造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所が分類される。

#### 220 管理、補助的経済活動を行う事業所（22 鉄鋼業）

主として鉄鋼業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は鉄鋼業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う  
本社・本所・本店・支社・  
支所

○その他の管理、補助的経済  
活動を行う事業所  
自家用車庫  
自家用修理工場

自家用補修所  
自家用倉庫  
自家用資材置場

#### 221 製鉄業

主として高炉、電気炉、小形高炉及び再生炉などにより銑鉄を製造する事業所並びにフェロアロイを製造する事業所をいう。

また、一貫作業により鋼材までの製造を行う事業所及び純鉄、原鉄、ベースメタルなど他に分類されない鉄鋼の製錬を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、純鉄粉を製造する事業所は「229 その他の鉄鋼業」に分類される。

○高炉による製鉄業  
(高炉が稼働しているもの)  
高炉銑製造業  
圧延鋼材製造業  
普通鋼製造業  
特殊鋼製造業  
ステンレス鋼製造業  
鋼管製造業

○高炉によらない製鉄業  
電気炉銑製造業  
小形高炉銑製造業  
再生炉銑製造業  
純鉄製造業  
原鉄製造業  
ベースメタル製造業

○フェロアロイ製造業  
合金鉄製造業  
フェロクロム製造業  
フェロマンガン製造業  
シリコマンガン製造業  
フェロシリコン製造業

## 222 製鋼・製鋼圧延業

主として転炉、電気炉により鋼塊を製造し、又はその鋼塊から形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼、鋼管などの鋼材を製造する事業所をいう。

ただし、高炉からの一貫作業により鋼材までの製造を行う事業所は「221 製鉄業」に分類される。

○製鋼・製鋼圧延業 (転炉、電気炉が稼動しているもの)	圧延鋼材製造業 特殊鋼製造業 ステンレス鋼製造業	鋼管製造業 鋼矢板製造業
--------------------------------	--------------------------------	-----------------

## 223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）

主として他から受け入れた鋼塊などの材料から熱間圧延鋼材、冷間圧延鋼材、冷間ロール成型形鋼、鋼管、伸鉄、磨棒鋼、引抜鋼管を製造する事業所及び溶接形鋼など他に分類されない鋼材を製造する事業所をいう。

主として他から受け入れた線材、バーインコイルから線引きにより鉄線、硬鋼線、ピアノ線などを製造する事業所、さらに、その線から線材製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

○熱間圧延業 (製鋼を行わないもの)	○伸鉄業 伸鉄製造業 再生仕上鋼板製造業	針金製造業（線材から一貫作業によるもの） ワイヤロープ製造業（線材から一貫作業によるもの） 金網製造業（線材から一貫作業によるもの） P C 鋼より線製造業（線材から一貫作業によるもの）
○冷間圧延業 冷延鋼板製造業 磨帯鋼製造業	○磨棒鋼製造業	
○冷間ロール成型形鋼製造業 軽量形鋼製造業	○引抜鋼管製造業 再生引抜鋼管製造業	
○鋼管製造業 継目無鋼管製造業 電縫鋼管製造業 ガス溶接鋼管製造業 鍛接鋼管製造業	○伸線業 鉄線製造業 硬鋼線製造業 ピアノ線製造業 くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの）	○その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く） 溶接形鋼製造業

×針金製造業（線材から一貫作業によらないもの）(224)

くぎ製造業（線材から一貫作業によらないもの）(247)

金網製造業（線材から一貫作業によらないもの）(247)

鋼索製造業（線材から一貫作業によらないもの）(247)

## 224 表面処理鋼材製造業

主として他から受け入れた鋼材から亜鉛鉄板、亜鉛めっき鋼管、ブリキなど表面処理鋼材を製造する事業所をいう。

○亜鉛鉄板製造業 着色亜鉛鉄板製造業	亜鉛めっき硬鋼線製造業 ブリキ製造業 針金製造業（線材から一貫作業によらないもの）	ビニル鋼板製造業 ティンフリースチール製造業
○その他の表面処理鋼材製造業 亜鉛めっき鋼管製造業		

×針金製造業（線材から一貫作業によるもの）（223）

## 225 鉄素型材製造業

主として他から受け入れた銑鉄から機械用鋳物、日用品などの銑鉄鋳物及び可鍛鋳鉄を製造する事業所、鋼鋳物を製造する事業所、他から受け入れた棒鋼などからハンマ、プレスなどで鍛工品を製造する事業所並びに鋼塊を製造し、更にハンマ、プレスなどで鍛鋼品を製造する事業所をいう。

他から受け入れた鋼塊、鋼半製品から鍛鋼を製造する事業所も本分類に含まれる。

○銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管を除く） 機械用銑鉄鋳物製造業 日用品用銑鉄鋳物製造業 鉄鋳物なべ製造業 鉄びん製造業	○可鍛鋳鉄製造業 合金可鍛鋳鉄製造業 靴底金製造業 パイプ継手製造業 可鍛鋳鉄製鉄管継手製造業（フランジ形を含む）	○鋳鋼製造業 鋼鋳物製造業  ○鍛工品製造業  ○鍛鋼製造業
---	---	---

×鋳鉄管製造業（229）

銅合金鋳物製造業（235）

## 229 その他の鉄鋼業

主として他から受け入れた帯鋼などの鉄鋼の切断（溶断を含む）を行う事業所、他から受け入れた鉄スクラップ（鉄くず）を製鋼原料として電気炉、転炉に直接投入できるように加工処理を行う事業所、他から受け入れた銑鉄から鋳鉄管を製造する事業所及び鉄粉、ペレットなど他に分類されない鉄鋼を製造する事業所をいう。

○鉄鋼シャースリット業 鉄鋼シャーリング業 鉄鋼スリット業	製鋼原料用鉄スクラッププレス・シャーリング業 製鋼原料用鉄スクラップ化学処理業	○他に分類されない鉄鋼業 鉄粉製造業 純鉄粉製造業 純鉄圧延業 ペレット製造業
○鉄スクラップ加工処理業 製鋼原料用鉄スクラップシュレッダー業	○鋳鉄管製造業	

×非鉄金属シャーリング業（239）

鉄くず破砕請負業（929）

鉄スクラップ卸売業（536）

木質ペレット製造業（32D）

## 中分類 23－非鉄金属製造業

### 総 説

この中分類には、鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製錬及び精製を行う事業所、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行う事業所及び非鉄金属の鋳造、鍛造、その他の基礎製品を製造する事業所が分類される。

なお、電線、ケーブルを製造する事業所及び核燃料を製造する事業所も本分類に含まれる。

#### 230 管理、補助的経済活動を行う事業所（23 非鉄金属製造業）

主として非鉄金属製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は非鉄金属製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・支所	○その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫 自家用資材置場
--------------------------------	---	----------------------------

#### 231 非鉄金属第1次製錬・精製業

主として銅鉱石、亜鉛鉱石、その他の非鉄金属鉱石を処理し、銅、亜鉛など非鉄金属の製錬及び精製を行う事業所をいう。

○銅第1次製錬・精製業 （主として鉱石から製造するもの） 銅製錬・精製業 電気銅精製業 銅製造業 銅地金製造業 銅インゴット製造業	亜鉛製錬・精製業 電気亜鉛精製業 亜鉛地金製造業  ○その他の非鉄金属第1次製錬・精製業 （主として鉱石から製造するもの） 鉛製錬・精製業 金、銀、白金製錬・精製業 金地金製造業 貴金属製錬・精製業	ニッケル製錬・精製業（主として鉱石又はニッケルマットから製造するもの） ニッケル地金製造業 チタン製錬・精製業 ウラン製錬・精製業 トリウム製錬・精製業 すず製錬業 アンチモン製錬業 水銀製錬業 マンガン製錬業 クロム製錬業
---	--	---



タングステン製錬業 モリブデン製錬業 マグネシウム製錬業 ゲルマニウム製錬業 シリコン製錬業	タンタル製錬業 アルミニウム製錬・精製業 (主として鉱石又はアル ミナから製造するもの) アルミナ製錬業	アルミニウムインゴット製 造業(主として鉱石又は アルミナから製造するも の)
--	--	--

---

×銅合金製造業(232) 亜鉛合金製造業(232) はんだ・減摩合金製造業(232) 活字合金製造業(232) アルミニウム合金製造業(232) 貴金属合金製造業(232) ニッケル合金製造業(232) すず合金製造業(232) チタン合金製造業(232) 非鉄金属合金製造業(232) 銅インゴット製造業(精錬等により再生したもの)(232) アルミニウムインゴット製造業(精錬等により再生したもの)(232)	非鉄金属・同合金圧延業(233) 伸銅品製造業(233) 亜鉛・同合金圧延業(233) アルミニウム・同合金圧延業(233) 貴金属・同合金圧延業(233) 鉛・同合金圧延業(233) ニッケル・同合金圧延業(233) チタン・同合金圧延業(233) すず・同合金圧延業(233) 核燃料製造業(239)
---	---

## 232 非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)

主として鉛、アルミニウム、その他の非鉄金属のくず及びドロスを処理し、鉛、アルミニウム、すず、水銀、ニッケルなどを再生する作業を行う事業所及びこれらの合金を製造する事業所をいう。

○鉛第2次製錬・精製業(鉛 合金製造業を含む) 鉛再生業 鉛再生地金製造業 はんだ・減摩合金製造業 活字合金製造業	アルミニウムインゴット製 造業(精錬等により再生 したもの) ○その他の非鉄金属第2次製 錬・精製業(非鉄金属合 金製造業を含む) すず再生業 すず合金製造業 水銀再生業 貴金属再生業 貴金属合金製造業	ニッケル再生業 ニッケル合金製造業 銅合金(黄銅、青銅など) 製造業 銅インゴット製造業(精錬 等により再生したもの) チタン合金製造業 亜鉛再生業 亜鉛合金製造業 亜鉛再生地金製造業
○アルミニウム第2次製錬・ 精製業(アルミニウム合 金製造業を含む) アルミニウム再生業 アルミニウム再生地金製造 業		

---

×非鉄金属スクラップ集荷選別業(536) 銅インゴット製造業(主として鉱石から製造するもの)(231) アルミニウムインゴット製造業(主として鉱石又はアルミナから製造するもの)(231)
---

### 233 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）

主として銅、アルミニウム、その他の非鉄金属及びその合金から圧延、抽伸、押出しなどにより板、条、棒、型材、線、はく（箔）、管などを製造する事業所をいう。

○伸銅品製造業 銅圧延業 銅合金圧延業 銅管製造業 銅線・銅合金線製造業（裸電線を除く） 銅板製造業 黄銅棒製造業 銅くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの）	○アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む） アルミニウム圧延はく（箔）製造業 アルミニウム管製造業 アルミニウム線製造業（裸電線を除く） アルミニウム合金伸線業	○その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む） 鉛・同合金圧延業 鉛・同合金伸線業 鉛管・鉛板製造業 貴金属・同合金圧延業 亜鉛・同合金圧延業 ニッケル・同合金圧延業 チタン・同合金圧延業 すず・同合金圧延業 マグネシウム・同合金圧延業
--	--	---

×銅合金製造業（232） アルミニウム合金製造業（232） はんだ・減摩合金製造業（232） 活字合金製造業（232）	裸電線製造業（234） 電線・ケーブル製造業（234） 非鉄金属焼入れ業（246） 打ちはく（箔）業（249）
--	--

### 234 電線・ケーブル製造業

主として銅、アルミニウム及びその合金のさお、線から裸電線、絶縁電線又はケーブルを製造する事業所並びに光ファイバケーブルを製造する事業所をいう。

ただし、主として光ファイバ素線を製造する事業所は材質によって石英系は「211 ガラス・同製品製造業」に、プラスチック系は「183 工業用プラスチック製品製造業」に分類される。

○電線・ケーブル製造業 裸電線製造業 絶縁電線製造業 銅被覆線製造業 銅荒引線製造業 電力ケーブル製造業	通信ケーブル製造業（搬送ケーブル、同軸ケーブルなど）  ○光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）	光複合ケーブル製造業 光ファイバ通信ケーブル製造業 光架空地線製造業 光ファイバコード製造業 光ファイバ心線製造業
---	--	---

×銅線製造業（裸電線を除く）（233） プラスチック系光ファイバ素線製造業（183）	石英系光ファイバ素線製造業（211）
---	--------------------

## 235 非鉄金属素形材製造業

主として銅・同合金、アルミニウム・同合金、マグネシウム・同合金などの非鉄金属鋳物を製造する事業所及び非鉄金属ダイカスト製品を製造する事業所並びに非鉄金属及び合金からハンマ、プレス等で鍛造を行い鍛造品を製造する事業所をいう。

○銅・同合金鋳物製造業	○アルミニウム・同合金ダイカスト製造業	○非鉄金属鍛造品製造業
○非鉄金属鋳物製造業	○非鉄金属ダイカスト製造業	非鉄金属鍛造業
アルミニウム・同合金鋳物製造業	亜鉛・同合金ダイカスト製造業	銅・同合金鍛造品製造業
マグネシウム・同合金鋳物製造業	銅・同合金ダイカスト製造業	アルミニウム・同合金鍛造品製造業
	マグネシウム・同合金ダイカスト製造業	

- 
- ×銑鉄鋳物製造業 (225) 鍛鋼品製造業 (225)  
アルミニウムインゴット製造業 (主として鉱石又はアルミナから製造するもの) (231)  
アルミニウムインゴット製造業 (精錬等により再生したもの) (232)

## 239 その他の非鉄金属製造業

主として金属ウラン、酸化ウランなどの核燃料物質を成形加工 (濃縮、再処理業等を含む) する事業所及び非鉄金属の粉末など他に分類されない非鉄金属を製造する事業所をいう。

○核燃料製造業	○他に分類されない非鉄金属製造業	非鉄金属シャーリング業
核燃料成形加工業	非鉄金属粉末製造業 (粉末や金を除く)	
核燃料濃縮業		
使用済核燃料再処理業		

- 
- ×非鉄金属熱処理業 (246) 放射性廃棄物処理業 (889)  
粉末や金業 (磁性材部品の製造を除く) (245)

## 中分類 24－金属製品製造業

### 総 説

この中分類には、主として次のような鉄及び非鉄金属製品を製造する事業所が分類される。すなわち、ブリキ缶及びその他のめっき板等製品、刃物、手道具類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、建設用・建築用金属製品、金属線製品及び他に分類されない各種の金属製品などである。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 金属製家具を製造する事業所は「中分類 13－家具・装備品製造業」に分類される。
- (2) 鉄、非鉄金属及びそれらの合金並びに基礎金属材料を製造する事業所は「中分類 22－鉄鋼業」又は「中分類 23－非鉄金属製造業」に分類される。
- (3) はん用機械を製造する事業所は「中分類 25－はん用機械器具製造業」に分類される。
- (4) 生産用途の機械を製造する事業所は「中分類 26－生産用機械器具製造業」に分類される。
- (5) 計量器、測定器、分析機器、測量機械、理化学機械を製造する事業所は「中分類 27－業務用機械器具製造業」に分類される。
- (6) 電気機械を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業」に分類される。
- (7) 電子計算機及び通信機械を製造する事業所は「中分類 30－情報通信機械器具製造業」に分類される。
- (8) 輸送用機械器具を製造する事業所は「中分類 31－輸送用機械器具製造業」に分類される。
- (9) 宝石加工及び貴金属製品を製造する事業所は「中分類 32－その他の製造業」に分類される。

#### 240 管理、補助的経済活動を行う事業所 (24 金属製品製造業)

主として金属製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は金属製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う  
本社・本所・本店・支社・  
支所

○その他の管理、補助的経済  
活動を行う事業所  
自家用車庫

自家用修理工場  
自家用補修所  
自家用倉庫

## 241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業

主として缶詰用缶、ビール缶、一般用缶、18 リットル缶、牛乳輸送用缶、アイスクリーム缶及びその他のめっき板等製品を製造する事業所をいう。

ただし、打抜き及びプレス加工製品を製造する事業所は「245 金属素形材製品製造業」に分類される。

○ブリキ缶・その他のめっき 板等製品製造業 缶詰用缶製造業	18 リットル缶製造業 ブリキ製容器製造業 バケツ製造業 エアゾール缶製造業	めっき板製品製造業 ビール缶製造業 牛乳輸送用缶製造業
-------------------------------------	---	-----------------------------------

×ブリキ板製造業 (224) ドラム缶製造業 (244) 板金製品製造業 (244)	打抜プレス加工製品製造業 (245) ビール缶 (アルミプレス製) 製造業 (245)
--	--

## 242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業

主として洋食器（貴金属製を除く）、機械刃物、利器工匠具、手道具、作業工具、手引のこぎり、のこ刃、農業用器具を製造する事業所及び建築用金物、かぎなど他に分類されない種々の金物製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 金属工作機械に取り付けられる切削工具を製造する事業所及び動力付手持工具を製造する事業所は「266 金属加工機械製造業」に分類される。
- (2) 建設及び鉱山機械に取り付けられるビット、スぺード、スチールなどを製造する事業所は「262 建設機械・鉱山機械製造業」に分類される。
- (3) のこ盤を製造する事業所は「264 生活関連産業用機械製造業」に分類される。
- (4) 主として農業用機械を製造する事業所は「261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）」に分類される。
- (5) ボルト、ナットを製造する事業所は「248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」に分類される。
- (6) くぎ、靴くぎなどを製造する事業所は「247 金属線製品製造業（ねじ類を除く）」に分類される。

○洋食器製造業 食卓用ナイフ・フォーク・ スプーン製造業 盆製造業	製本機械刃物製造業 皮革処理機械刃物製造業 たばこ製造機械刃物製造業 製紙機械刃物製造業	かんな製造業 のみ製造業 きり製造業 安全かみそり製造業（替刃 を含む）
○機械刃物製造業 木材加工機械刃物製造業	○利器工匠具・手道具製造業 おの製造業	ポケットナイフ製造業

刃物製造業(包丁、はさみ、肉切用・製靴用・彫刻用刃物など)	○手引のこぎり・のこ刃製造業(丸・帯のこぎりのもの)(手引用、動力用)	○その他の金物類製造業
缶切製造業		建築用金物製造業
バリカン製造業	○農業用器具製造業(農業用機械を除く)	架線金物製造業
土工用具製造業	耕作用具製造業	袋物用金具製造業
ショベル製造業	くわ製造業	家具用金具製造業
つるはし製造業	すき製造業	建具用金具製造業
ハンマ製造業	まんのう製造業	自動車用金物製造業
石工用手道具製造業	ホー製造業	車両用金具製造業
宝石加工手道具製造業	かま製造業	船舶用金具製造業
	農業用刃物製造業	かばん金具製造業
○作業工具製造業	金属製養蚕用機器製造業	トランク金具製造業
ペンチ製造業	金属製養きん用機器製造業	スーツケース金具製造業
ドライバ製造業	金属製養ほう機器製造業	錠前製造業
レンチ製造業		かぎ(鍵)製造業
スパナ製造業		金庫錠製造業
やすり製造業		南京錠製造業
やすり目立業		ちょうつがい製造業
		金属製戸車製造業
		ドアクロージャ・ヒンジ製造業

---

×研磨布紙製造業(217)	切削工具製造業(266)
ボルト・ナット製造業(248)	動力付手持工具製造業(266)
農業用機械製造業(261)	医療用刃物製造業(274)
製材機械製造業(のこ盤製造業)(264)	貴金属製洋食器製造業(321)
木工用のこ盤製造業(264)	
くぎ・靴くぎ製造業(他から受け入れた線材によるもの)(247)	
建設・鉱山機械用ビット・スペード・スチール製造業(262)	
のこぎり目立業(修理のために行うもの)(909)	

### 243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業

主として鑄鉄製、真ちゅう製などの配管工事用附属品、ガス機器、石油機器、温風・温水暖房装置を製造する事業所及び調理用機器・同装置(電気式を除く)、焼却器などを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) バルブを製造する事業所は「259 その他のはん用機械・同部分品製造業」に分類される。
- (2) 陶磁器製の衛生器具及び台所用品を製造する事業所は「214 陶磁器・同関連製品製造業」に分類される。
- (3) ほうろう鉄器製の衛生器具及び台所用品を製造する事業所は「219 その他の窯業・土石製品製造業」に分類される。

- (4) 電子レンジ、電気ストーブ類を製造する事業所は「293 民生用電気機械器具製造業」に分類される。
- (5) 工業窯炉（燃焼炉）を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- (6) 電気炉を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。
- (7) 工業用、動力用及び船舶用ボイラを製造する事業所は「251 ボイラ・原動機製造業」に分類される。
- (8) 板金製煙突、板金製タンク又は他の板金製品を製造する事業所は「244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）」に分類される。

<p>○配管工事用附属品製造業 （バルブ、コックを除く）</p> <p>ノズル製造業</p> <p>止め栓製造業</p> <p>鉄管継手製造業</p> <p>非鉄金属継手製造業</p> <p>金属製シャワー製造業</p> <p>金属製手洗用給水器製造業</p> <p>金属製衛生器具製造業</p> <p>蒸気抜き製造業</p> <p>水抜き製造業</p>	<p>○ガス機器・石油機器製造業</p> <p>ふろバーナ製造業</p> <p>ガスこんろ製造業</p> <p>ガスレンジ製造業</p> <p>ガス湯沸器製造業</p> <p>ガスストーブ製造業</p> <p>ガスふろ釜製造業</p> <p>ガス乾燥機製造業</p> <p>ガス冷蔵庫製造業</p> <p>ガス炊飯器製造業</p> <p>ガスオーブン製造業</p> <p>石油こんろ製造業</p> <p>石油ストーブ製造業</p>	<p>○温風・温水暖房装置製造業</p> <p>温風暖房機製造業（電気式を除く）</p> <p>温水ボイラ製造業</p> <p>放熱器製造業</p> <p>ユニットヒータ製造業</p> <p>○その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具を除く）</p> <p>調理用機器・同装置製造業（電気式を除く）</p> <p>太陽熱利用温水装置製造業</p> <p>焼却器製造業</p> <p>焼却炉製造業（産業用を除く）</p>
---	---	--

---

<p>×陶器製配管用品製造業（214）</p> <p>陶磁器製ちゅう房器具製造業（214）</p> <p>ほうろう鉄器製造業（219）</p> <p>ダクト製造業（244）</p> <p>工業用ボイラ製造業（251）</p> <p>工業窯炉（燃焼炉）製造業（253）</p> <p>バルブ・同附属品製造業（259）</p> <p>焼却炉製造業（産業用）（259）</p> <p>製缶業（ボイラ缶体、板金製タンク、板金製煙突など）（244）</p> <p>可鍛鉄製鉄管継手製造業（フランジ形を含む）（225）</p>	<p>蛇口製造業（259）</p> <p>コック・同附属品製造業（259）</p> <p>電子レンジ製造業（293）</p> <p>電気こんろ製造業（293）</p> <p>電気冷蔵庫製造業（293）</p> <p>電気ストーブ製造業（293）</p> <p>自動車用ラジエータ製造業（311）</p>
---	---

## 244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）

主として鉄骨、鉄塔、鋼橋、金属格子、サッシ、ドア、シャッター、建築装飾用金属製品などの建設用・建築用金属製品を製造する事業所、鉄骨系のプレハブ住宅を製造する事業所、温水缶、板金製煙突、タンク及びドラム缶などの製造並びに他の事業所のために溶接、折り曲げなどの作業を含む金属板加工及び組立てを行う事業所をいう。

○鉄骨製造業	○鉄骨系プレハブ住宅製造業 組立家屋（プレハブ）用金属製品製造業	○製缶板金業 製缶業 温水缶製造業 蒸気缶製造業 鉄鋼板加工業（溶接、折曲げ、ろう付けなど） ガス容器（ボンベ）製造業 板金製タンク製造業 板金製煙突製造業 ドラム缶製造業 アッパータンク製造業 スチール製梱包容器製造業 金属製コンテナ製造業 ダクト製造業 ボイラ缶体製造業
○建設用金属製品製造業 鉄塔製造業 鋼橋製造業 貯蔵槽製造業 金属柵製造業 鋼板煙突製造業 金属製階段製造業 金属製門製造業 金属製格子製造業 金属製グレーチング製造業	○建築用金属製品製造業（建築用金物を除く） 建築用板金製品製造業 建築用ラス製品製造業 金属製カーテンウォール製造業 金属製ブラインド製造業 金属製よろい戸製造業 建築装飾用金属製品製造業 金属製シャッター製造業 金属屋根製品製造業	
○金属製サッシ・ドア製造業 アルミニウム製ドア製造業 住宅用・ビル用アルミニウム製サッシ製造業 金属製扉製造業		

×ブラインド製造業（金属製を除く）（139）  
よろい戸製造業（金属製を除く）（139）  
ブリキ缶製造業（241）  
建築用金物製造業（242）

温水ボイラ製造業（243）  
ドラム缶更生業（249）  
発電用ボイラ製造業（251）  
船体ブロック製造業（313）

## 245 金属素形材製品製造業

主として金属の打抜き又はプレス加工によって瓶の口金、調理用器具（フライパン、なべ、お玉等）・家庭用器具・医療用器具の製造、自動車車体あるいは機械部分品などを製造する事業所及び金属粉を混合し、それを金型内に充てんし、圧縮成形した後、焼結を行う粉末や金法によって機械部分品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 建設用・建築用の金物を製造する事業所は「242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」に分類される。
- (2) 建設用・建築用の金属製品を製造する事業所は「244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）」に分類される。



○金属プレス製品製造業 （自動車車体部分品、機械部分品、台所用品、医療器具、口金、王冠など）	打抜プレス加工製品製造業 （アルミニウム製飲料缶など）	○粉末や金製品製造業 超硬チップ製造業 機械部分品製造業（磁性材部品の製造を除く）
---	--------------------------------	---

---

×金属製トランク製造業（206） ほうろう引き製品製造業（219） 建設用・建築用金物製造業（242） 建設用・建築用金属製品製造業（建設用・建築用金物を除く）（244） 超硬工具製造業（粉末や金によるものを除く）（266） 磁性材部分品製造業（粉末や金によるもの）（289）	こはぜ製造業（322）
---	-------------

#### 246 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）

主として他から受け入れた金属製品に塗装、溶融めっき、金属彫刻、電気めっき、金属熱処理を行う事業所及び金属張り、研磨、陽極酸化処理などその他の金属表面処理を行う事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 漆の塗装を行う事業所は「327 漆器製造業」に分類される。
- (2) 亜鉛被膜、すず被膜などのめっき及び電気めっきを行った表面処理鋼材を製造する事業所は「224 表面処理鋼材製造業」に分類される。

○金属製品塗装業 エナメル塗装業（金属製品にエナメルを塗装するもの） ラッカー塗装業（金属製品にラッカーを塗装するもの）	○金属彫刻業 金属彫刻品製造業 なっ染ロール彫刻業	○その他の金属表面処理業 電解研磨業 金属張り業 陽極酸化処理業 研磨業 メタリコン業（修理業を除く） 金属防せい（錆）処理加工業 シリコン研磨業 シリコン加工業 パーカライジング加工業
○溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く） 亜鉛めっき業（主として成形品に行うもの） すずめっき業（主として成形品に行うもの）	○電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く） ○金属熱処理業 機械部分品熱処理業 鋼材熱処理業 非鉄金属熱処理業 金属焼なまし業 金属焼入れ業	

---

×金属製家具塗装業（131） ブリキ製造業（224） 亜鉛鉄板製造業（224） めっき鋼管製造業（224） ペンキ塗装業（主として看板書きを行うもの）（929）	ほうろう鉄器製造業（219） めっき鉄鋼線製造業（224） 表面処理鋼材製造業（224） 漆塗装業（327）
--	---

## 247 金属線製品製造業（ねじ類を除く）

主として他から受け入れた線（鉄、非鉄）から、又はその線を引いて、くぎ、特殊くぎ、金網、蛇かご、ワイヤロープ、有刺鉄線、溶接材料などを製造する事業所をいう。

ただし、主として線材からの一貫作業によって金属線製品を製造する事業所は「223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」又は「233 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押しを含む）」に分類される。

○くぎ製造業 （受け入れた線によるもの） 鉄くぎ製造業 銅くぎ製造業 靴くぎ製造業 特殊くぎ製造業	○その他の金属線製品製造業 （受け入れた線によるもの） ワイヤロープ製造業 ワイヤチェーン製造業 金網製造業 ビニル被覆鉄線製造業	有刺鉄線製造業 ざる製造業 蛇かご製造業 溶接材料製造業（溶接ワイヤ、溶接フラックス、溶接棒など）
--	--	--

- 
- ×くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの）（223）  
銅くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの）（233）  
P C鋼より線製造業（線材から一貫作業によるもの）（223）  
金網製造業（線材から一貫作業によるもの）（223）  
ワイヤロープ製造業（線材から一貫作業によるもの）（223）  
木ねじ製造業（248）  
かすがい製造業（248）  
金属製ねじ製造業（購入線材によるもの）（248）  
ワイヤスプリング製造業（249）

## 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業

主としてボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ、スパイク、テーパピン、平行ピン、割ピン、びょう（鉋）、ターンバックル、座金などを製造する事業所をいう。

ただし、同様な製品を製造する圧延業は「中分類 22-鉄鋼業」に分類される。

○ボルト・ナット・リベット・ 小ねじ・木ねじ等製造業 ビス製造業	犬くぎ製造業 割ピン製造業 座金（ワッシャー）製造業 かすがい製造業	スパイク製造業 ターンバックル製造業 びょう（鉋）製造業 テーパピン製造業
--	---	--

- 
- ×はとめ製造業（322）

- かしめ製造業（322）

## 249 その他の金属製品製造業

主として金庫、金属製スプリングを製造する事業所及び金属はく（箔）、金属製ネームプレートなど他に分類されない金属製品を製造する事業所をいう。

○金庫製造業 手提金庫製造業 金庫室扉製造業 内張安全金庫製造業	○他に分類されない金属製品製造業 金属製ヘルメット（帽体）製造業 ドラム缶更生業 18リットル缶更生業 金属製ネームプレート製造業（腐しょく製以外のものも含む） フレキシブルチューブ製造業	金属製押し出しチューブ製造業 金属製パッキング製造業 金属製ガasket製造業 ガス灯製造業 石油灯製造業 金属製反射鏡製造業 脚立製造業 金属製はしご製造業（可搬式のもの） 打ちはく（箔）業（金、銀、アルミニウムなど）
---	---	--

---

×金属製ロッカー製造業（131）	金庫錠製造業（242）
アルミニウム圧延はく（箔）製造業（233）	電気照明器具製造業（294）
スプリング製造業（圧延工場の一貫作業によるもの）（22）	

## 中分類 25－はん用機械器具製造業

### 総 説

この中分類には、はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電子計算機等の情報通信機械器具に附属する装置を生産する事業所は「中分類 30－情報通信機械器具製造業」に分類される。
- (2) 電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス、電子回路を製造する事業所は「中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。

#### 250 管理、補助的経済活動を行う事業所（25 はん用機械器具製造業）

主としてはん用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又ははん用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

#### 251 ボイラ・原動機製造業

主としてボイラ・同附属品、蒸気機関、蒸気タービン、水力タービン、ガスタービン、一般用内燃機関を製造する事業所及び風力機関、圧縮空気機関など他に分類されない原動機を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 主として加熱用としての温水ボイラを製造する事業所は「243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業」に分類される。
- (2) ターボゼネレータを製造する事業所は「291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」に分類される。
- (3) 自動車用及び二輪自動車用エンジンを製造する事業所は「311 自動車・同附属品製造業」に分類される。
- (4) 機関車の製造、改造を行う事業所は「312 鉄道車両・同部分品製造業」に分類される。
- (5) 船用機関を製造する事業所は「313 船舶製造・修理業、船用機関製造業」に分類される。
- (6) 航空機用エンジンを製造する事業所は「314 航空機・同附属品製造業」に分類される。

○ボイラ製造業 工業用ボイラ製造業 原動機用ボイラ製造業 発電用ボイラ製造業 煙管ボイラ製造業 水管ボイラ製造業 ボイラ部分品・取付具・附属品製造業	ガスタービン製造業 プロペラタービン製造業 フランシスタービン製造業 ペルトンタービン製造業 タービン部分品・取付具・附属品製造業  ○はん用内燃機関製造業 はん用ガソリン機関製造業 はん用石油機関製造業 はん用ガス機関製造業	はん用ディーゼル機関製造業  はん用内燃機関部分品・取付具・附属品製造業  ○その他の原動機製造業 風力機関製造業 圧縮空気機関製造業 水車製造業 特殊車両用エンジン製造業
○蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）		

×温水ボイラ製造業（243） 温水缶製造業（244） 蒸気缶製造業（244） ターボゼネレータ製造業（291） 自動車用内燃機関製造業（311）	二輪自動車用内燃機関製造業（311） 機関車製造業（312） 船用内燃機関製造業（313） 船用蒸気タービン製造業（313） 航空機用内燃機関製造業（314）
--	---

## 252 ポンプ・圧縮機器製造業

主として家庭用ポンプを含む一般産業用ポンプ及びポンプ装置を製造する事業所、空気及びガス圧縮機、送風機並びに排風機を製造する事業所、油圧ポンプ、空気圧バルブなど油圧又は空気圧により作動する機器を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 主として冷凍機、空気調節装置を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- (2) ガソリン給油所の計量ポンプを製造する事業所は「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」に分類される。

○ポンプ・同装置製造業 手動ポンプ製造業 動力ポンプ製造業 回転ポンプ製造業 往復ポンプ製造業 うず巻ポンプ製造業 タービンポンプ製造業 家庭用ポンプ製造業 消防用ポンプ製造業 船用ポンプ製造業	○空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業 圧縮機（コンプレッサ）製造業 遠心圧縮機製造業 ふいご製造業 排風機製造業 吹付機械製造業  ○油圧・空圧機器製造業 油圧ポンプ製造業 油圧モーター製造業	油圧シリンダ製造業 油圧バルブ製造業 油圧フィルタ製造業 油圧アキュムレータ製造業 油圧ユニット機器製造業 空気圧シリンダ製造業 空気圧バルブ製造業 空気圧ユニット機器製造業 空気圧フィルタ製造業 空気圧ルブリケータ製造業 流体素子製造業
--	--	---

- ×冷凍機製造業（253）
- 空気調節装置製造業（253）
- 空気動工具製造業（266）
- オイルメータ（積算式ガソリン量器を含む）製造業（273）
- 空気ハンマ製造業（266）
- 真空ポンプ製造業（269）
- 航空原動機用ポンプ製造業（314）

## 253 一般産業用機械・装置製造業

主として鎖伝導装置、変速機、減速機、歯車、クラッチ（機械形、水力形、磁力形）、シャフト、軸受（玉及びころ軸受を除く）等の装置及び部分品を製造する事業所、旅客又は貨物用エレベータ、エスカレータなどを製造する事業所、商工業用のコンベヤ及び荷役運搬設備を製造する事業所、石油、石炭、ガス及びその他の燃料を熱源とする工業窯炉（燃焼炉）を製造する事業所並びに商工業用冷凍機、冷蔵装置、製氷機、冷凍・冷蔵ショーケース及び温湿調整装置（家庭用エアコンディショナを除く）を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 玉及びころ軸受を製造する事業所は「259 その他のはん用機械・同部分品製造業」に分類される。
- (2) 自動車の機械的動力伝導装置を製造する事業所は「311 自動車・同附属品製造業」に分類される。
- (3) 主として電気を熱源とする電気炉又は電熱装置を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。
- (4) 電気冷蔵庫、家庭用エアコンディショナを製造する事業所は「293 民生用電気機械器具製造業」に分類される。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）</li> <li>動力伝導用鎖製造業（機械用、自転車用、オートバイ用）</li> <li>変速機製造業（自動車用を除く）</li> <li>減速機製造業（自動車用を除く）</li> <li>逆転機製造業</li> <li>トランスミッション製造業（自動車用を除く）</li> <li>歯車製造業（プラスチック製を含む）</li> <li>軸受（ベアリング）製造業（玉・ころ軸受を除く）</li> <li>平軸受・同部分品製造業</li> <li>軸・軸けい（頸）類製造業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シャフト製造業（自動車用を除く）</li> <li>クラッチ製造業（自動車用を除く）</li> <li>ベルト調車（プーリ）製造業</li> <li>滑車製造業</li> <li>○エレベータ・エスカレータ製造業</li> <li>動く歩道製造業</li> <li>○物流運搬設備製造業</li> <li>コンベヤ製造業</li> <li>ローラーコンベヤ製造業</li> <li>クレーン製造業（建設用を除く）</li> <li>天井走行クレーン製造業</li> <li>巻上機（ウインチ）製造業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>船用ウインチ製造業</li> <li>動力ジャッキ製造業</li> <li>ホイスト製造業</li> <li>貨物取扱装置製造業</li> <li>自動立体倉庫装置製造業</li> <li>索道製造業</li> <li>スキーリフト製造業</li> <li>○工業窯炉製造業（燃焼炉）</li> <li>工業窯炉部分品・取付具・附属品製造業</li> <li>溶解炉製造業</li> <li>混銑炉製造業</li> <li>加熱炉製造業</li> <li>キュポラ製造業</li> <li>陶磁器焼成窯製造業</li> <li>ほうろう焼成窯製造業</li> </ul>
---	---	--

○冷凍機・温湿調整装置製造業 製氷装置製造業 冷蔵装置製造業 凍結装置製造業 冷却塔(クーリングタワー)製造業	冷凍・冷蔵ショーケース製造業 冷水機製造業 温度・湿度調整装置製造業 工業用温湿調整装置製造業 除湿機製造業(業務用)	業務用エアコンディショナ製造業 パッケージタイプエアコンディショナ製造業 空気調節装置製造業
---	---	--

---

×自動車用エレベータ製造業(259) 建設用クレーン製造業(262) 産業用ロボット製造業(269) 電熱装置製造業(292) 電気炉製造業(292) 軸受製造業(玉・ころ軸受を製造するもの)(259)	電気冷蔵庫製造業(293) 除湿機製造業(家庭用)(293) 家庭用エアコンディショナ製造業(293) 変速機製造業(自動車用)(311)
--	--

## 259 その他のはん用機械・同部分品製造業

主として消火器、消火装置の製造及び消防自動車(車両は購入したもの)のぎ装を行う事業所、弁、コック及びその部分品、附属品を製造する事業所、購入したパイプに切断、ねじ切り、曲げ若しくはパイプ附属品の取り付け作業を行い機械用金属製パイプ加工品を製造する事業所、玉・ころ軸受及びその部分品、ピストンリングを製造する事業所並びに潜水装置、潤滑装置など他に分類されないはん用的な機械・装置を製造する事業所をいう。

また、本分類には主として自己又は他人の所有する材料を機械処理して、多種類の機械及び部分品の製造加工及び修理を行う事業所も含まれる。これらの事業所は一般に賃加工又は請負加工などを行うものであり、金属工作機械及び他の動力付金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理とを行うものである。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ノズル、止め栓及び類似の配管用品を製造する事業所は「243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業」に分類される。
- (2) 主として玉及びころ軸受以外の軸受を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- (3) 自動車の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立てから消防自動車を製造する事業所、自動車車体の製造及び車体のシャシー組付けから消防自動車を製造する事業所は「311 自動車・同附属品製造業」に分類される。
- (4) 専ら機械の修理を行う事業所は「中分類 90—機械等修理業(別掲を除く)」に分類される。

○消火器具・消火装置製造業 消火器製造業 消防自動車ぎ装業 スプリンクラー製造業	泡まつ発生式動力消火装置製造業 送水式動力消火装置製造業 散水式動力消火装置製造業	○弁・同附属品製造業 バルブ・同附属品製造業 蒸気管バルブ製造業 給排水栓製造業 蛇口製造業
---	---	--

<p>一般バルブ・コック製造業 自動調整バルブ製造業 高温・高圧バルブ製造業</p> <p>○パイプ加工・パイプ附属品加工業 異形管製造業（購入管によるもの） パイプ加工業（購入パイプによるもの）</p> <p>○玉軸受・ころ軸受製造業 玉軸受（ボールベアリング）・同部分品製造業 ころ軸受（ローラベアリング）・同部分品製造業 プラスチック製軸受製造業</p>	<p>○ピストンリング製造業</p> <p>○他に分類されないはん用機械・装置製造業 重油・ガス燃焼装置製造業（ボイラ用、工業窯炉用に限る） 焼却炉製造業（産業用） 駐車装置製造業 自動車用エレベータ製造業 旋回窓製造業 潤滑装置製造業 潜水装置製造業 上水道処理装置製造業</p>	<p>○各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理） 機械・部分品製造修理業（主な製品が定まらないもの） 取付具製造請負業（主な製品が定まらないもの） 各種機械製造修理業（各種機械の製造と修理を行うもの）</p>
--	---	---

---

×ノズル製造業（243）	自動車用バルブ製造業（311）
止め栓製造業（243）	消防用自動車製造業（311）
焼却炉製造業（産業用を除く）（243）	航空機用バルブ製造業（314）
消防用動力ポンプ製造業（252）	自転車用バルブ製造業（319）
軸受製造業（ころ・玉軸受を除く）（253）	
ろ過機器（フィルタ）・同装置製造業（265）	
一般機械修理業（修理を専業とするもの）（901）	
電気機械器具修理業（修理を専業とするもの）（902）	



## 中分類 26－生産用機械器具製造業

### 総 説

この中分類には、物の生産に供される機械器具を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業」に分類される。
- (2) 業務用及びサービス提供用の機械器具を製造する事業所は「中分類 27－業務用機械器具製造業」に分類される。

#### 260 管理、補助的経済活動を行う事業所（26 生産用機械器具製造業）

主として生産用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は生産用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

#### 261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）

主として耕うん、整地、栽培、管理、収穫、調整用、その他の農業用に使用される機械を製造する事業所をいう。

ただし、主として農業用手道具を製造する事業所は「242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」に分類される。

○農業用機械製造業（農業用 器具を除く） 動力耕うん機製造業 砕土機製造業 農耕用機械製造業 農業用トラクタ製造業 ハンドトラクタ製造業 ガーデントラクタ製造業	は種機械製造業 刈取機械製造業 コンバイン製造業 脱穀機製造業 芝刈機製造業 噴霧機・散粉機製造業 除草機製造業 わら加工用機械製造業	選果機製造業 飼料・穀物乾燥機製造業 肥料粉碎機製造業 農業用機械部分品・取付 具・附属品製造業 ふ卵装置製造業 電気ふ卵器製造業 育すう装置製造業
---	--	---

×農業用器具製造業（242）  
建設用トラクタ製造業（262）

集材機械製造業（269）

## 262 建設機械・鉱山機械製造業

主として建設工事、土木建設、鉱山業に使用される重機械器具及び鉱山業、他に分類されない一般産業用を使用される破砕機、摩砕機、選別機を製造する事業所をいう。

○建設機械・鉱山機械製造業 建設機械・同装置・部分品・ 附属品製造業 鉱山機械・同装置・部分品・ 附属品製造業（ビット、 スピード、スチールなど） 掘削機械製造業 ブルドーザ製造業 パワーショベル製造業 ドラグショベル製造業 ドラグライン製造業 クラムシェル製造業 建設用クレーン製造業 トラッククレーン製造業 ホイールクレーン製造業 クローラクレーン製造業 整地機械製造業 スクレーパ製造業 グレーダ製造業 ロードローラ製造業 ランマ製造業 タンパ製造業	アスファルト舗装機械製造業 バッチャープラント製造業 コンクリートミキサ製造業 コンクリートポンプ製造業 コンクリートプレーサ製造業 セメントガン製造業 コンクリート舗装機械製造業 くい打機製造業 グラウトポンプ製造業 アースオーガ製造業 さく井機械製造業 ボーリングマシン製造業 ワゴンドリル製造業 チャンドリル製造業 油田用機械器具製造業 建設用トラクタ製造業 建設用ショベルトラック製造業	さく岩機製造業 ジャックハンマ製造業 ドリフタ製造業 ストーパ製造業 オーガ製造業 エクスカベータ製造業 タワーエクスカベータ製造業 ラダーエクスカベータ製造業 破砕機製造業 摩砕機製造業 選別機製造業 選鉱装置製造業 ふるい分機製造業 マインカーローダ製造業 ギャザリングローダ製造業 トレンチャ製造業 スキンマ製造業 タンバーカ製造業
---	---	--

×クレーン製造業（建設用を除く）（253） 農業用トラクタ製造業（261） 遠心分離機製造業（265）	ダンプトラック製造業（311） ガーデントラクタ製造業（261） ショベルトラック製造業（建設用を除く）（315）
---	---

## 263 繊維機械製造業

主として糸を製造する機械、製織機械、編組機械、染色整理仕上機械などを製造する事業所及びこれらの部分品、取付具及び附属品を製造する事業所並びにミシンなどの縫製機械（縫製準備工程機械、縫製仕上工程機械を含む）を製造する事業所をいう。

○化学繊維機械・紡績機械製造業 化学繊維紡糸機製造業 綿・スフ紡績機械製造業 毛紡績機械製造業	絹紡績機械製造業 麻紡績機械製造業 紡績準備機械製造業 ねん糸機械製造業 合ねん糸機械製造業	製綿機製造業 蚕糸機械製造業 生糸検査機製造業
--	--	-------------------------------

○製織機械・編組機械製造業 綿織機製造業 製織用準備機械製造業 絹・人絹織機製造業 麻・毛織機製造業 ニット機械製造業 特殊織機製造業（リボン、ビロード、じゅうたんなど） レース機械製造業 刺しゅう機械製造業 製ちゅう（紐）機製造業 製網機械製造業 製網機械製造業	幅出機製造業 起毛機製造業 整反機製造業 ○繊維機械部分品・取付具・附属品製造業 化学繊維機械部分品製造業 紡績機械部分品製造業 製織機械部分品製造業 編組機械部分品製造業 染色・整理・仕上機械部分品製造業 スピンドル製造業 針布製造業 シャトル製造業 リング製造業 ドビー製造業 ジャカード製造業 おさ製造業 木管製造業（紡績用のもの） メリヤス針製造業 ノズル製造業（紡糸用のもの） チンローラ製造業	ワイヤーヘルド製造業 なっ染型（スクリーンなっ染）製造業 ドロップ製造業 フルテッドローラ製造業 プラスチック製ボビン製造業（繊維機械用） ○縫製機械製造業 工業用ミシン製造業 家庭用ミシン製造業 毛糸手編機械製造業（同附属品を含む） ミシン部分品及び附属品製造業（テーブルを除く） 縫製準備工程機械製造業（縫製用裁断機、目打機、柄合機、延反機、解反機） 縫製仕上工程機械製造業（プレス機）
○染色整理仕上機械製造業 繊維精練・漂白機械製造業 染色機械製造業 なっ染機械製造業 繊維仕上機械製造業 織物仕上機械製造業 織物乾燥機械製造業 カレンダー製造業（織物つやだし用）		

×ジャカードカード（紋紙）製造業（115） 木管素地製造業（121） 木管製造業（紡績用を除く）（129） ミシンテーブル製造業（木製）（131） ノズル（配管用）製造業（243） カレンダー製造業（プラスチック加工用）（265）	繰綿機械製造業（269） 金属織物用機械製造業（269） 金網製造機械製造業（269） 高周波ミシン製造業（296） ミシン針製造業（322） 編針製造業（322）
--	---

## 264 生活関連産業用機械製造業

主として飲食料品を製造加工する機械・器具及び装置を製造する事業所、木材加工機械、パルプ製造機械、製紙機械、印刷・製本・紙工機械、包装（充てんを含む）・荷造機械装置及びこれらの部分品、附属品を製造する事業所をいう。

また、瓶、缶などに充てんする機械装置及び同部分品、附属品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) かんな、おの、小刀、手引のこぎり及びのこ刃を製造する事業所は「242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」に分類される。
- (2) 冷凍機械を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- (3) プラスチック成形加工機械を製造する事業所は「265 基礎素材産業用機械製造業」に分類される。
- (4) 計量器を製造する事業所は「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」に分類される。

○食品機械・同装置製造業 精米機械・同装置製造業 精麦機械・同装置製造業 製粉機械・同装置製造業 製めん（麺）機械・同装置製造業 製パン機械・同装置製造業 製菓機械・同装置製造業 醸造用機械・同装置製造業 酒造機械製造業 水産加工機械・同装置製造業 牛乳加工機械・同装置製造業 飲料加工機械・同装置製造業 肉類加工機械・同装置製造業 豆腐製造機械・同装置製造業 ハム・ソーセージ製造機械製造業 アイスクリーム製造機械・同装置製造業 製茶用機械・同装置製造業 調理食品加工機械・同装置製造業 食料品加工機械・同部分品・附属品製造業 乳製品加工機械製造業 冷菓製造装置製造業 製糖機械製造業 搾油機械製造業	○木材加工機械製造業 製材機械製造業 木工旋盤製造業 ベニヤ機械製造業 自動かんな製造業 のこ盤製造業 繊維板機械製造業 合板製造機械製造業  ○パルプ装置・製紙機械製造業 パルプ製造機械・同装置製造業 製紙機械・同装置製造業 抄紙機製造業  ○印刷・製本・紙工機械製造業 印刷機械・同装置製造業（事務用を除く） 封筒製造機製造業 紙折機製造業 段ボール製造機械製造業 製本機械・同装置製造業 紙器製造機製造業 製版機械・同装置製造業	○包装・荷造機械製造業 充てん機械製造業 こん包機械製造業 袋詰め機製造業 容器成形充てん機製造業 缶詰機械製造業 瓶詰機械製造業 ラベル貼り機製造業 シール機製造業 結さつ機製造業 小箱詰機製造業 上包み機製造業（折畳み式、ひねり形式、かぶせ形式、真空吸着式、収縮式、ストレッチ式を含む） 真空包装機製造業 ガス封入包装機製造業 ケーサー製造業 ケースのり付機製造業 テープ貼り機製造業 パレット包装機製造業 バンド掛け機製造業 ひも掛け機製造業 ステープラ（包装・荷造機械）製造業
---	--	--

---

×活字製造業（152） 木工用手道具製造業（242） 手引のこぎり・のこ刃製造業（242） 冷凍機械製造業（253） 染色機械製造業（263） 純水製造装置製造業（265）	プラスチック成形加工機械製造業（265） 目立機械製造業（269） 事務用印刷機械製造業（271） はかり製造業（273） 謄写版製造業（326） ステープラ（ホッチキス）製造業（326）
---	---

## 265 基礎素材産業用機械製造業

主として鑄造装置を製造する事業所、一般化学製品製造工場などで使用される機械及び装置を製造する事業所並びにプラスチック加工機械・同附属装置を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 醸造用機械・同装置を製造する事業所は「264 生活関連産業用機械製造業」に分類される。
- (2) 赤外線乾燥装置を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。
- (3) 高周波加熱装置を製造する事業所は「296 電子応用装置製造業」に分類される。

### ○鑄造装置製造業

ダイカストマシン・同附属装置製造業  
注湯装置製造業  
造型装置製造業  
型込機製造業  
中子整形機製造業  
砂処理装置製造業  
製品処理装置製造業

### ○化学機械・同装置製造業

ろ過機器（フィルタ）・同装置製造業  
分離機器・同装置製造業  
集じん機器・同装置製造業  
圧搾機器・同装置製造業  
熱交換器・同装置製造業  
混合機・同装置製造業  
かくはん（攪拌）機・同装置製造業  
粉碎機・同装置製造業  
反応用機器・同装置製造業  
蒸煮機器・同装置製造業

### 電解槽製造業

化学装置用タンク・同装置製造業  
焼成機器・同装置製造業  
乾燥機器・同装置製造業（赤外線乾燥装置、高周波加熱装置を除く）  
純水製造装置製造業  
造水機器・同装置製造業  
大気汚染防止機器・同装置製造業  
水質汚濁防止機器・同装置製造業  
廃棄物処理機器・同装置製造業  
廃液処理装置製造業  
クリーンルーム装置製造業  
遠心分離機製造業  
インテングミキサ製造業  
ニーダ製造業  
ブレンダ製造業  
蒸発機器製造業

### ○プラスチック加工機械・同附属装置製造業

プラスチック成形加工機械製造業  
圧縮成形機製造業  
射出成形機製造業  
押出成形機製造業  
中空成形機製造業  
真空成形機製造業  
合成樹脂加工機械製造業  
合成樹脂用溶接機・同応用装置製造業  
カレンダー製造業（プラスチック加工用）  
タブレットマシン製造業  
ペレット装置製造業  
グラニューレータ製造業  
コーティング機製造業

×コンクリートミキサ製造業（262）

醸造用機械・同装置製造業（264）

赤外線乾燥装置製造業（292）

高周波加熱装置製造業（296）

自動車用オイルフィルタ製造業（311）

## 266 金属加工機械製造業

主として金属塊から切削加工製品を製造する工作機械類、プレス、鍛造、屈曲、圧延、切断を行う金属加工機械及びこれらの部分品、附属品を製造する事業所並びに動力付の手持工具、切削工具、工具保持器、治具などの機械工具を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 手道具（動力付を除く）を製造する事業所は「242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」に分類される。
- (2) 超硬チップを製造する事業所は「245 金属素形材製品製造業」に分類される。
- (3) 主として電気溶接機を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。

<p>○金属工作機械製造業</p> <p>旋盤製造業</p> <p>ボール盤製造業</p> <p>中ぐり盤製造業</p> <p>フライス盤製造業</p> <p>研削盤製造業</p> <p>歯切盤製造業</p> <p>歯車仕上げ機械製造業</p> <p>専用機製造業（金属工作機械）</p> <p>NC旋盤製造業</p> <p>マシニングセンタ製造業</p> <p>放電加工機械製造業</p> <p>金切のこ盤製造業</p> <p>○金属加工機械製造業</p> <p>プレス機械製造業（液圧プレス、機械プレス、人力プレスなど）</p> <p>鍛造機製造業</p> <p>圧延機械製造業</p> <p>せん断機製造業</p>	<p>線引機製造業</p> <p>製管機製造業</p> <p>ベンディングマシン製造業</p> <p>ガス溶接機製造業</p> <p>空気ハンマ製造業</p> <p>巻線機製造業（コイルワインディングマシン）</p> <p>ワイヤフォーミングマシン製造業</p> <p>○金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（金型を除く）</p> <p>金属圧延用ロール製造業</p> <p>ダイピン類製造業</p> <p>ダイスプリング製造業</p> <p>工作機械（旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤など）用部分品及び附属品製造業</p>	<p>○機械工具製造業（粉末や金業を除く）</p> <p>特殊鋼工具製造業</p> <p>治具製造業</p> <p>ダイヤモンド工具製造業</p> <p>超硬工具製造業</p> <p>ビット製造業（鉱山用を除く）</p> <p>切削工具製造業</p> <p>空気動工具製造業</p> <p>動力付手持工具製造業（ドリル、びょう打ちハンマ、グラインダなど）</p> <p>電動工具製造業</p> <p>電動ドリル製造業</p> <p>タップ製造業</p> <p>ダイス製造業</p> <p>ドレッサ製造業</p> <p>リーマ製造業</p> <p>ブローチ製造業</p> <p>バイト製造業</p> <p>工具保持器製造業（アーバ、コレット、ソケットなど）</p>
--	---	---

×手道具製造業（242）	ダイカストマシン製造業（265）
粉末や金業（磁性材部品の製造を除く）（245）	金型製造業（269）
超硬チップ製造業（245）	工業用自動はかり製造業（273）
ビット製造業（鉱山用）（262）	電気溶接機製造業（292）

## 267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業

主として半導体（半導体集積回路、半導体素子）の製造に利用されるマスク・レチクル製造装置、ウェーハプロセス（電子回路形成）装置、半導体チップ組立装置及び液晶パネル（LCD）の製造に利用されるガラス基板製造用装置、カラーフィルタ製造用装置などの各種製造装置を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 純水製造装置を製造する事業所は「265 基礎素材産業用機械製造業」に分類される。
- (2) 検査用装置（電気計測器）を製造する事業所は「297 電気計測器製造業」に分類される。
- (3) 設計用装置を製造する事業所は「303 電子計算機・同附属装置製造業」に分類される。

○半導体製造装置製造業	ウェーハダイシング装置製造業	液晶パネル薄膜形成装置製造業（CVD、スパッタリング、エピタキシャル成長）
ウェーハ加工（スライシング、研削、ラッピング）装置製造業	チップボンディング装置製造業	液晶パネル陽極酸化装置製造業
ウェーハ熱処理（酸化、拡散）装置製造業	チップモールドイング装置製造業	液晶パネルラビング装置製造業
ウェーハ露光装置製造業	○フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	液晶パネル基板貼合わせ装置製造業
ウェーハレジスト処理装置製造業	液晶パネル熱処理（酸化、拡散）装置製造業	液晶パネル用塗布装置製造業
マスク・レチクル製造装置製造業	液晶パネル露光装置製造業	液晶パネルエーシング装置製造業
ウェーハ洗浄・乾燥装置製造業	液晶パネルレジスト処理装置製造業	液晶パネル用剥離装置製造業
ウェーハエッチング装置製造業	液晶パネル洗浄・乾燥装置製造業	液晶パネルレーザーリペア装置製造業
ウェーハ薄膜形成装置製造業（CVD、スパッタリング、エピタキシャル成長）	液晶パネルエッチング装置製造業	液晶パネル真空注入装置製造業
ウェーハイオン注入装置製造業	液晶パネルイオン注入装置製造業	液晶パネルトリミング装置製造業
ウェーハ真空蒸着装置製造業	液晶パネル真空蒸着装置製造業	
	液晶パネルガラス加工装置製造業	

×温度・湿度調整装置製造業（253）  
 純水製造装置製造業（265）  
 廃液処理装置製造業（265）  
 クリーンルーム装置製造業（265）  
 ロボット製造業（269）

分析機器製造業（273）  
 制御機器製造業（工業計器用）（297）  
 ガス制御装置製造業（工業計器用）（297）  
 検査・評価装置製造業（電気計測器用）（297）  
 半導体設計用装置製造業（303）

## 269 その他の生産用機械・同部分品製造業

主として金属・非金属製品の塑性加工に使用される金属製の型、部品及び附属品を製造する事業所、真空装置、真空機器、ロボットを製造する事業所並びに繰綿機など他に分類されない特殊な生産用機械器具を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自動立体倉庫装置を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- (2) 半導体製造装置及びフラットパネルディスプレイ製造装置を製造する事業所は「267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業」に分類される。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○金属用金型・同部分品・附属品製造業</li> <li>金属製品用金型製造業（プレス用、鍛造用、粉末や金用、鋳造用、ダイカスト用など）</li> <li>金属用金型部分品・附属品製造業（ガイドピン、ダイセットなど）</li> <li>○非金属用金型・同部分品・附属品製造業</li> <li>非金属製品用金型製造業（プレス用、プラスチック用、ゴム用、ガラス用、窯業用など）</li> <li>非金属用金型部分品・附属品製造業（ガイドピン、ダイセットなど）</li> <li>○真空装置・真空機器製造業</li> <li>真空ポンプ製造業</li> <li>真空や金装置製造業</li> <li>真空化学装置製造業</li> <li>真空蒸着装置製造業</li> <li>真空装置用部品製造業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>真空装置用附属機器製造業</li> <li>スパッタリング装置製造業</li> <li>ドライエッチング装置製造業</li> <li>CVD装置製造業</li> <li>イオン注入装置製造業</li> <li>○ロボット製造業</li> <li>産業用ロボット製造業</li> <li>数値制御ロボット製造業</li> <li>固定シーケン스로ット製造業</li> <li>可変シーケン스로ット製造業</li> <li>マニピュレータ製造業</li> <li>プレイバックロボット製造業</li> <li>サービス用ロボット製造業</li> <li>福祉ロボット製造業</li> <li>医療ロボット製造業</li> <li>アミューズメントロボット製造業</li> <li>メンテナンスロボット製造業</li> <li>災害対応ロボット製造業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他に分類されない生産用機械・同部分品製造業</li> <li>たばこ製造機械製造業</li> <li>繰綿機械製造業</li> <li>帽子製造機械製造業</li> <li>皮革処理機械製造業</li> <li>ゴム製品製造機械製造業</li> <li>製靴機械製造業</li> <li>石工機械製造業</li> <li>製瓶機械製造業</li> <li>鉛筆製造機械製造業</li> <li>産業用銃製造業</li> <li>集材機械製造業</li> <li>金網製造機械製造業</li> <li>自動選瓶機械製造業</li> <li>白熱電球製造装置製造業</li> <li>のり刈取機械製造業</li> <li>目立機械製造業</li> <li>金属織物用機械製造業</li> </ul>
---	--	---

×コンクリート用の型枠製造業（244）  
 自動立体倉庫装置製造業（253）  
 縫製機械製造業（263）  
 食品機械製造業（264）  
 製菓機械・同装置製造業（264）

アンプル充てん機械製造業（264）  
 プラスチック加工機械製造業（265）  
 金属加工用プレス機械製造業（266）  
 半導体製造装置製造業（267）  
 分析機器製造業（273）



## 中分類 27－業務用機械器具製造業

### 総 説

この中分類には、業務用及びサービス提供用の機械器具を製造する事業所が分類される。主な製品として事務用機械器具、サービス・娯楽用機械器具、計量器、測定器、分析機器及び試験機、測量機械器具、理化学機械、医療機械器具及び医療用品、光学機械器具及びレンズ、武器などがある。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電子測定装置を製造する事業所は「296 電子応用装置製造業」に分類される。
- (2) 電気計測器を製造する事業所は「297 電気計測器製造業」に分類される。
- (3) 理化学用のガラス器具を製造する事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に分類される。
- (4) 理化学用の陶磁器を製造する事業所は「214 陶磁器・同関連製品製造業」に分類される。
- (5) 民生用電気機械器具を製造する事業所は「293 民生用電気機械器具製造業」に分類される。
- (6) 物の生産に供される機械器具を製造する事業所は「中分類 25－はん用機械器具製造業」又は「中分類 26－生産用機械器具製造業」に分類される。
- (7) 輸送用機械器具を製造する事業所は「中分類 31－輸送用機械器具製造業」に分類される。

#### 270 管理、補助的経済活動を行う事業所（27 業務用機械器具製造業）

主として業務用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は業務用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

#### 271 事務用機械器具製造業

主として事務用機械器具を製造する事業所をいう。

○複写機製造業 複合機製造業 複写機（コピー機）製造業 ハンディコピー機製造業 トナーカートリッジ製造業 （複写機用）	○その他の事務用機械器具製 造業 事務用機械器具製造業 データ処理機械製造業 計算機械製造業 会計機械製造業	謄写機製造業 事務用印刷機械製造業 あて名印刷機製造業 時間記録機械（タイムレコ ーダ）製造業 貨幣処理機械製造業
--	---	--

タイプライタ製造業 金銭登録機（レジスタ）製造業 ファイリングシステム用器具製造業	カード処理機器製造業（分類機、検孔機など） エアシュータ（気送管）製造業 マイクロ写真機械製造業 事務用シュレツダ製造業	製図機械器具製造業 チェックライタ製造業 電子式卓上計算機製造業 電子会計機製造業（プログラム内蔵方式でないもの）
---	---	--

- × 謄写版製造業（326）  
トナーカートリッジ製造業（プリンタ用）（303）  
電子計算機製造業（プログラム内蔵方式であってプログラム言語を使用するものに限る）（303）  
電子会計機製造業（プログラム内蔵方式であってプログラム言語を使用するものに限る）（303）  
製図用器具（三角・T定規、コンパス、烏口など）製造業（326）

## 272 サービス用・娯楽用機械器具製造業

主として営業用洗濯機、ドライクリーニング機などサービス用機械器具及び装置を製造する事業所、娯楽用機械を製造する事業所、物品、サービス、情報などを販売又は提供する機械及び同部分品、附属品などを製造する事業所並びに両替機、自動ドアなど他に分類されないサービス用又は娯楽用機械及び装置を製造する事業所をいう。

ただし、主として民生用電気機械器具を製造する事業所は「293 民生用電気機械器具製造業」に分類される。

○ サービス用機械器具製造業 営業用洗濯機製造業 ドライクリーニング機製造業 ドライクリーニング用プレス機製造業 業務用洗濯プレス機製造業 業務用食器洗浄機製造業 自動給茶機製造業 自動写真撮影機製造業（証明写真機） 自動車整備・自動車関連サービス機器製造業（自動車電装試験機器、自動車整備リフト、自動車洗浄機、自動車ジャッキ、自動車車輪機器、自動車車体機器、自動車車検機器、自動車給油機器など）	人工降雪機（スノーマシン）製造業 ○ 娯楽用機械製造業 アミューズメント機器製造業 遊園施設機械製造業 遊戯機械製造業 パチンコ機械製造業 ボウリング装置製造業 ビデオゲーム機製造業（業務用） メリーゴーランド製造業 スマートボール機製造業 カーニバルゲーム機製造業（業務用モグラたたきなど）	プライズゲーム機製造業（業務用UFOキャッチャーなど） プリントシール機（プリクラ）製造業 ○ 自動販売機製造業 自動販売機・同部分品製造業 ○ その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業 両替機製造業 自動改札機製造業 自動入場機製造業 自動ドア製造業 コインロッカー製造業 浄水器製造業
--	--	--

- ×オイルメータ製造業（273）
- 電気掃除機製造業（293）
- 家庭用食器洗い機製造業（293）
- 縫製仕上工程機械（プレス機）製造業（263）
- 現金自動預け払い機（ATM）製造業（303）
- 家庭用電気洗濯機製造業（293）
- 家庭用テレビゲーム機製造業（32A）

## 273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業

主として体積計、はかり、圧力計、流量計、液面計、精密測定器、分析機器、試験機、測量機械器具、理化学機械器具などを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 医療用、歯科医療用機械器具を製造する事業所は「274 医療用機械器具・医療用品製造業」に分類される。
- (2) 電子応用測定装置を製造する事業所は「296 電子応用装置製造業」に分類される。
- (3) 電気計測器を製造する事業所は「297 電気計測器製造業」に分類される。
- (4) 主として無線応用航法装置を製造する事業所は「301 通信機械器具・同関連機械器具製造業」に分類される。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○体積計製造業</li> <li>ます製造業</li> <li>メスフラスコ製造業</li> <li>ピペット製造業</li> <li>血沈計製造業</li> <li>ガスメータ製造業</li> <li>水量メータ製造業</li> <li>オイルメータ製造業（積算式ガソリン量器を含む）</li> <li>ビュレット製造業</li> <li>メスシリンダ製造業</li> <li>計量米びつ製造業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>振子式指示はかり製造業</li> <li>おもり製造業（計量器用）</li> <li>懸垂自動はかり製造業</li> <li>皿自動はかり製造業</li> <li>台自動はかり製造業</li> <li>工業用自動はかり製造業（ホッパースケール、パッチャスケール、コンベヤスケールなど）</li> <li>○圧力計・流量計・液面計等製造業</li> <li>アネロイド形指示圧力計製造業</li> <li>航空用指示圧力計製造業（高度計、燃圧計など）</li> <li>連成計製造業</li> <li>差圧流量計製造業</li> <li>面積式流量計製造業</li> <li>容積式流量計製造業</li> <li>膨張式温度計製造業</li> <li>バイメタル式温度計製造業</li> <li>金属温度計製造業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>血圧計製造業（電子血圧計を含む）</li> <li>熱電温度計製造業</li> <li>抵抗温度計製造業</li> <li>真空計製造業</li> <li>握力計製造業</li> <li>○精密測定器製造業</li> <li>のぎす製造業</li> <li>ダイヤルゲージ製造業</li> <li>マイクロメータ製造業</li> <li>面測定機器製造業</li> <li>自動精密測定器製造業</li> <li>工業用長さ計製造業</li> <li>長さ測定器製造業</li> <li>角度測定器製造業</li> <li>ねじ測定機器製造業</li> <li>歯車測定機器製造業</li> <li>投影機製造業</li> <li>バイトゲージ製造業</li> <li>ブロックゲージ製造業</li> <li>ねじゲージ製造業</li> <li>限界ゲージ製造業</li> <li>デプスゲージ製造業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○はかり製造業</li> <li>電気抵抗線式はかり製造業</li> <li>誘導式はかり製造業</li> <li>電磁式はかり製造業</li> <li>手動天びん製造業</li> <li>等比皿手動はかり製造業</li> <li>棒はかり製造業</li> <li>分銅製造業</li> <li>手動指示はかり製造業</li> <li>ばね式はかり製造業</li> <li>自動はかり製造業</li> </ul>		

平面度測定器製造業 直角度測定器製造業 光学測定器製造業	環境試験機製造業 コンクリート試験機製造業 振動試験機製造業	長さ計製造業(直尺、曲尺、 巻尺、畳尺、物差など) 体温計製造業(電子体温計 を含む)
○分析機器製造業 電気化学分析装置製造業 光分析装置製造業 電磁分析装置製造業 クロマト装置製造業 蒸留・分離装置製造業 熱分析装置製造業 ガス分析機器装置製造業 元素分析装置製造業	○測量機械器具製造業 測角測量機製造業 距離測量機製造業 水準測量機製造業 写真測量機製造業 磁気コンパス製造業 ジャイロ計器製造業	寒暖計製造業 水銀温度計製造業 湿度計製造業 光度計製造業 光束計製造業 照度計製造業 屈折度計製造業 密度計製造業 濃度計製造業 粘度計製造業 比重計製造業 熱量計製造業 回転計製造業 速さ計製造業 位置計製造業 粒度計製造業 騒音計製造業 公害計測器製造業 万歩計製造業
○試験機製造業 金属材料試験機製造業 繊維材料試験機製造業 ゴム試験機製造業 プラスチック試験機製造業 木材試験機製造業 木炭材料試験機製造業 動つり合試験機製造業 制動試験機製造業 動力試験機製造業	○理化学機械器具製造業 研究用理化学機械器具製造業 業 教育用理化学機械器具製造業 業 天文機器製造業(天体写真機、天頂儀、子午儀など)	
	○その他の計量器・測定器・ 分析機器・試験機・測量 機械器具・理化学機械器 具製造業	

---

×理化学用ガラス器具製造業(211)	電気測定器製造業(297)
望遠鏡製造業(275)	電波測定器製造業(297)
天体望遠鏡製造業(275)	G P S 装置製造業(301)
顕微鏡製造業(275)	気象観測装置製造業(301)
電子顕微鏡製造業(296)	無線応用航法装置製造業(301)
放射線応用計測器製造業(296)	定規製造業(目盛りのないもの)(326)
工業計器製造業(297)	気象測器検定試験センター(711)

## 274 医療用機械器具・医療用品製造業

主として外科用、内科用、眼科用、歯科用など医療用機械器具を製造する事業所、医療用縫合糸、義肢、義足など医療用品(動物用医療機械器具を含む)及び歯科材料を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 医療用電子応用装置を製造する事業所は「296 電子応用装置製造業」に分類される。
- (2) 医療用計測器を製造する事業所は「297 電気計測器製造業」に分類される。

○医療用機械器具製造業 医科用鋼製器具製造業 医科用内視鏡製造業 手術用機械器具製造業 血液体外循環機器製造業 （人工腎臓装置、透析器、 人工心肺装置） 人工呼吸器製造業 麻酔器具製造業 注射器具製造業 注射筒製造業（目盛りのあ るもの） 注射針製造業 医療用針製造業 医療用刃物製造業（メスな ど） 整形用機械器具製造業（ボ ルト、プレート等金属製 品を含む） 消毒滅菌器製造業 光線治療器製造業（レーザ ー応用治療装置を除く） 脱疾治療器製造業 輸血装置製造業 医科用ふ卵器製造業 手術台製造業	治療台製造業 医療用ファイバースコープ 製造業 胃カメラ製造業 聴診器製造業 指圧器製造業 吸入器具製造業 かん腸器製造業 ストレッチャー製造業 担架製造業  ○歯科用機械器具製造業 歯科用治療台製造業 歯科用ユニット製造業 歯科用鋼製小物製造業 歯科用バー製造業 歯科技工所用器具製造業 歯科用エンジン製造業  ○医療用品製造業（動物用医 療機械器具を含む） 医療用縫合糸製造業 医療用接着剤製造業 検眼用品製造業 人工血管製造業 人工心臓弁製造業	義肢・義足製造業 義眼製造業 ギプス製造業 副木製造業 松葉づえ製造業 医療用コルセット製造業 健康帯製造業 脱腸帯製造業 避妊用具製造業（コンドーム などのゴム製品を除く） 家畜人工授精器具製造業 動物専用標識器具製造業 動物専用保定器具製造業  ○歯科材料製造業 歯科用合金製造業 歯科用金属材料製造業 歯冠材料製造業 義歯床材料製造業 歯科用接着充てん材料製造 業 歯科用セメント材料製造業 歯科用印象材料製造業 歯科用ワックス製造業 歯科用研削研磨材料製造業
--	--	---

×繊維製衛生材料製造業（119） ガーゼ・ほう帯製造業（119） 紙おむつ製造業（149） 紙製衛生材料製造業（149） 紙製生理用品製造業（149） 医療用X線フィルム製造業（169） 医療・衛生用ゴム製品製造業（199） コンドーム製造業（199） 医療用石こう製造業（219） 血圧計製造業（273） 体温計製造業（273） プラスチック製注射筒製造業（目盛りのないもの）（189） ガラス製注射筒製造業（目盛りのないもの）（211）	歯科用X線装置製造業（296） 医療用X線装置製造業（296） 医療用電子応用装置製造業（296） レーザー応用治療装置製造業（296） 医療用計測器製造業（297） 診断用機械器具製造業（297） 視覚機能検査機器製造業（297） 補聴器製造業（302） 眼鏡製造業（32D） 歯科技工所（83C）
--	---

## 275 光学機械器具・レンズ製造業

主として顕微鏡、望遠鏡、双眼鏡、オペラグラス、写真機・映画用機械・同附属品の製造及び光学機械用レンズ・プリズムの製造加工を行う事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電子顕微鏡を製造する事業所は「296 電子応用装置製造業」に分類される。
- (2) 眼鏡を製造する事業所は「32D 他に分類されないその他の製造業」に分類される。

○顕微鏡・望遠鏡等製造業 双眼鏡製造業 拡大鏡（ルーペ）製造業 オペラグラス製造業	ボデー製造業 フィルタ製造業（偏光フィルタなど） フード製造業 三脚製造業（写真機用） 雲台製造業 セルフタイマ製造業 距離計製造業 露出計製造業 マガジン製造業（フィルム用カセット） ベローズ製造業 レリーズ製造業 カメラ用軸・スプール・スポロケット製造業 乾板入れ製造業 映画撮影機製造業 映写機（プロジェクター）製造業 幻灯機製造業	現像機械製造業 映画焼付装置製造業 映画編集整理装置製造業 映画仕上装置製造業 サウンドヘッド製造業 ランプハウス製造業 映写幕製造業 映画スクリーン製造業 アタッチメント製造業（近接・望遠撮影用）
○写真機・映画用機械・同附属品製造業 カメラ製造業 35 ミリカメラ製造業 二眼レフカメラ製造業 引伸機製造業 焼付・仕上用器具製造業 リーダ製造業 ビューア製造業 現像タンク製造業 写真複写機製造業 カメラ附属品製造業 シャッター製造業 ストロボ製造業 フラッシュガン製造業		○光学機械用レンズ・プリズム製造業 光学レンズ製造業 カメラ用レンズ製造業 レンズ真空蒸着加工業 レンズ研磨業（光学機械用） ファイバースコープ製造業（医療用を除く） プリズム研磨業

×印画紙用原紙製造業（142） 写真用化学薬品製造業（169） 写真フィルム・乾板製造業（169） 映画用フィルム製造業（169） 印画紙製造業（169） フラッシュランプ製造業（294） レンズ付フィルム製造業（使い捨てカメラ）（169）	電子顕微鏡製造業（296） ビデオカメラ製造業（302） デジタルカメラ製造業（302） スライド（幻灯機用）製造業（32D） 眼鏡レンズ製造業（32D） 眼鏡製造業（32D）
--	---

## 276 武器製造業

主として銃、砲、銃弾、砲弾、銃砲弾以外の弾薬、特殊装甲車両（銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であって、無限軌道装置によるもの）などを製造する事業所をいう。

○武器製造業	武器用信管製造業	自走砲製造業（無限軌道のもの）
けん銃製造業	武器用信管の金属部品製造業	ハーフトラック製造業
小銃製造業	武器時計信管の金属部品製造業	銃剣製造業
機関銃製造業	武器用信管・火管・雷管装てん組立業	火えん発射機製造業
機関砲製造業	爆雷弾体製造業	照準器製造業（武器用）
高射砲製造業	爆雷外殻製造業	射撃指揮装置製造業
迫撃砲製造業	魚雷の機関部製造業	銃身製造業（武器用）
バズーカ砲製造業	魚雷の操だ（舵）装置製造業	砲製造業
銃弾製造業	機雷のけい（繫）器製造業	砲身製造業
迫撃砲弾弾体製造業	迫撃砲弾装てん組立業	砲架製造業
機関砲弾弾体製造業	特殊装甲車両・同部分品製造業	砲弾製造業
ロケット弾弾体製造業		弾薬投射機械器具製造業
高射砲弾用薬きょう製造業		ロケット弾発射機製造業
無反動砲弾用薬きょう製造業		魚雷発射管製造業
銃弾用薬きょう製造業		

---

× 猟銃実包製造業（169）	自動車製造業（311）
産業用信管・火管・雷管製造業（169）	銃身製造業（狩猟用、空気銃用）（32B）
特殊車両用エンジン製造業（251）	猟銃実包用薬きょう製造業（32B）
産業用銃製造業（269）	猟銃製造業（32B）
照準器製造業（光学用）（275）	
照準器製造業（レーダー用）（301）	

## 中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業

### 総 説

この中分類には、主として電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス及び電子回路を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 民生用電気機械器具を製造する事業所は「293 民生用電気機械器具製造業」に分類される。
- (2) 通信機械器具・同関連機械器具を製造する事業所は「301 通信機械器具・同関連機械器具製造業」に分類される。
- (3) 電子計算機・同附属装置を製造する事業所は「303 電子計算機・同附属装置製造業」に分類される。

#### 280 管理、補助的経済活動を行う事業所（28 電子部品・デバイス・電子回路製造業）

主として電子部品・デバイス・電子回路製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は電子部品・デバイス・電子回路製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

#### 281 電子デバイス製造業

主として光源用以外の電子管、光電変換素子、半導体素子を製造する事業所、集積回路の製造及び組立てを行う事業所並びに液晶パネル、有機ELパネルなどを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 主として水銀放電灯などの光源用の電子管を製造する事業所は「294 電球・電気照明器具製造業」に分類される。
- (2) 主として複合部品（回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器、コンデンサなどの個別部品を一体化したもの）を製造する事業所は「282 電子部品製造業」に分類される。

○電子管製造業 真空管製造業（通信用のも の）	X線管製造業 水銀整流管製造業 光電管製造業	マイクロ波管製造業 放電管製造業
-------------------------------	------------------------------	---------------------



○光電変換素子製造業 発光ダイオード（LED） 製造業 フォトカプラ製造業 インタラプタ製造業	シリコン整流素子製造業 ゲルマニウム整流素子製造 業  ○集積回路製造業 半導体集積回路製造業 薄膜集積回路製造業 混成集積回路製造業 超小形構造集積回路製造業 大規模集積回路（LSI） 製造業	記憶素子製造業（フラッシュ メモリ、DRAMなど） 中央演算処理装置（CPU） 製造業 コンバータ製造業  ○液晶パネル・フラットパネ ル製造業 液晶素子製造業 液晶表示板製造業 有機ELパネル製造業
---	---	--

×液晶製造業（169） 複合部品製造業（電子部品）（282） メモリースティック製造業（283） 液晶ディスプレイ製造業（事務機器用）（271） 液晶ディスプレイ製造業（パーソナルコンピュータ用）（303）	水銀放電灯製造業（294） LED電球製造業（294） USBメモリ製造業（303）
---	--

## 282 電子部品製造業

主として抵抗器、コンデンサ、変成器、複合部品（回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器、コンデンサなどの個別部品を一体化したもの）を製造する事業所、スピーカ、マイクロホン、ヘッドホンなどの部品、磁気ヘッド、小形モーター（入力電力3ワット未満のもの）を製造する事業所及びコネクタ、スイッチ、リレーを製造する事業所をいう。

ただし、電気音響機械及び附属品（完成品）を製造する事業所は「302 映像・音響機械器具製造業」に分類される。

○抵抗器・コンデンサ・変成 器・複合部品製造業 抵抗器製造業（電力用を除 く） コンデンサ製造業（電力用 を除く） 変成器製造業（電力用を除 く） 複合部品製造業（電子部品） 電子機器用小型電源変圧器 製造業 電子機器用蓄電器製造業 小型トランス製造業（電子 機器用）	装荷線輪（コイル）製造業 中継線輪（コイル）製造業 プラスチック製抵抗器・コ ンデンサ製造業  ○音響部品・磁気ヘッド・小 形モーター製造業 スピーカ部品製造業 イヤホン部品製造業 ヘッドホン部品製造業 マイクロホン部品製造業 磁気ヘッド製造業 小形モーター製造業（入力 電力3ワット未満のもの）	○コネクタ・スイッチ・リレ ー製造業 コネクタ製造業（配線器具 を除く） スイッチ製造業（配線器具 及び電力用開閉器を除く） リレー製造業（電力用継電 器及び遮断器を除く） 電子機器用継電器製造業 電子機器用開閉器製造業
---	---	---

- |                               |                   |
|-------------------------------|-------------------|
| ×ネオン変圧器製造業 (291)              | 電力用抵抗器製造業 (291)   |
| 計器用変圧器製造業 (291)               | 計器用変成器製造業 (291)   |
| 配線小形開閉器製造業 (291)              | 電力用コンデンサ製造業 (292) |
| 配線用接続器製造業 (291)               | 電力用蓄電器製造業 (292)   |
| 遮断器製造業 (291)                  | スピーカシステム製造業 (302) |
| 電力用継電器製造業 (291)               | がん具用変圧器製造業 (32A)  |
| 電力用開閉器製造業 (291)               |                   |
| モーター製造業 (入力電力3ワット以上のもの) (291) |                   |
| 変圧器製造業 (送配電用、機器用、シグナル用) (291) |                   |

### 283 記録メディア製造業

主として半導体メモリカード、メモリースティック、その他のメモリカードを製造する事業所及び記録する前の光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ等を製造する事業所をいう。

ただし、主として情報を記録した光ディスク、磁気ディスク、磁気テープを製造する事業所は「32C 情報記録物製造業 (新聞、書籍等の印刷物を除く)」に分類される。

○半導体メモリメディア製造業 メモリースティック製造業 SDメモリカード製造業 コンパクトフラッシュ製造業	○光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業 光ディスク製造業 (未記録のもの) CD・R/RW製造業 (未記録のもの) DVD・R/RW製造業 (未記録のもの) MO製造業	BD (ブルーレイディスク)・R/RW/ROM製造業 (未記録のもの) 磁気ディスク製造業 (未記録のもの) オーディオ用テープ製造業 ビデオ用テープ製造業 コンピューター用テープ製造業
--	---	---

- |                                |                 |
|--------------------------------|-----------------|
| ×MOS型メモリ製造業 (281)              | 外部記憶装置製造業 (303) |
| USBメモリ製造業 (303)                |                 |
| 情報記録物製造業 (新聞、書籍等の印刷物を除く) (32C) |                 |

### 284 電子回路製造業

主として電子回路基板及び電子回路実装基板 (電子回路基板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの) を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電気機器の完成品を組立又は製造する事業所は「291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」～「297 電気計測器製造業」に分類される。
- (2) 情報通信機器の完成品を組立又は製造する事業所は「301 通信機械器具・同関連機械器具製造業」～「303 電子計算機・同附属装置製造業」に分類される。
- (3) ユニット部品を製造する事業所は「285 ユニット部品製造業」に分類される。

○電子回路基板製造業  
 片面・両面・多層リジッド  
 プリント配線板製造業  
 ビルドアップ配線板製造業  
 フレキシブルプリント配線  
 板製造業  
 フレックスリジッドプリン  
 ト配線板製造業  
 セラミックスプリント配線  
 板製造業  
 メタルコアプリント配線板  
 製造業  
 リジッドモジュール基板製  
 造業  
 セラミックスモジュール基  
 板製造業  
 TAB・COF基板製造業

○電子回路実装基板製造業  
 挿入部品実装基板製造業  
 チップ部品実装基板製造業  
 ICパッケージ実装基板製  
 造業  
 モジュール実装基板製造業  
 フリップチップ実装基板製  
 造業  
 ワイヤボンディング実装基  
 板製造業  
 TAB・COF実装基板製  
 造業  
 プリント配線実装基板製造  
 業  
 プリント回路板製造業

片面・両面・多層プリント  
 回路板製造業  
 フレキシブルプリント回路  
 板製造業  
 印刷回路板製造業

×プラスチック製金属張基板製造業（配線前のもの）（183）  
 プラスチック製絶縁基板製造業（配線前のもの）（183）  
 プリント配線基板用プラスチック製品製造業（配線前のもの）（183）  
 ユニット部品製造業（285）

## 285 ユニット部品製造業

主として電源ユニット、高周波ユニット、コントロールユニット、紙幣識別ユニットなどを製造する事業所をいう。

○電源ユニット・高周波ユニ  
 ャット・コントロールユニ  
 ャット製造業  
 スイッチング電源製造業  
 放送（通信）受信チューナ  
 ャット製造業  
 高周波ユニット製造業（受  
 信用チューナ、受信用ア  
 ンテナなど）

分配・分岐・混合・分波・  
 整合器製造業  
 ブースタユニット製造業  
 コンバータユニット製造業  
 エアコンユニット製造業  
 選局ユニット製造業  
 タイマユニット製造業  
 モジュレータユニット製造  
 業  
 パワーコントロールユニッ  
 ト製造業

○その他のユニット部品製造  
 業  
 電子部品組立製造業  
 紙幣識別ユニット製造業  
 硬貨区分ユニット製造業  
 液晶表示ユニット製造業

×電子回路実装基板製造業（284）

## 289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

主として整流器（電力用を除く）、磁性材部分品（粉末や金によるもの）など他に分類されない電子部品を製造する事業所をいう。

○その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 整流器製造業（電力用を除く） ダイヤル製造業 プラグ・ジャック製造業（電力用を除く） センサ製造業	雑音防止器製造業 テレビ画面安定器製造業 共振子・発振子製造業 フィルタ（電子部品）製造業 磁性材部分品製造業（粉末や金によるもの） ソケット製造業（電球用を除く）	電子機器用ワイヤハーネス製造業 シリコンウェーハ製造業（表面研磨をしたもの） カラーフィルタ製造業（電子部品用） タッチパネルセンサ製造業
--	---	--

- 
- ×電球用ソケット製造業（291）  
電力用プラグ・ジャック製造業（291）  
電力用整流器製造業（292）  
シリコンウェーハ製造業（表面研磨を行う前のスライスしたもの）（239）  
ワイヤハーネス製造業（一般機械用、自動車用、航空機用など電子機器用以外）（292）
- 永久磁石製造業（299）  
振動子・発振子製造業（時計用）（323）

## 中分類 29－電気機械器具製造業

### 総 説

この中分類には、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所が分類される。

なお、民生用電気機械器具を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 絶縁電線及びケーブルを製造する事業所は「234 電線・ケーブル製造業」に分類される。
- (2) モーター直結又は取付式機械を製造する事業所は「中分類 25－はん用機械器具製造業」又は「中分類 26－生産用機械器具製造業」に分類される。
- (3) 電子計算機、通信機械器具を製造する事業所は「中分類 30－情報通信機械器具製造業」に分類される。
- (4) 電子部品を製造する事業所は「中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。

#### 290 管理、補助的経済活動を行う事業所（29 電気機械器具製造業）

主として電気機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は電気機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

#### 291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

主として一般産業用及び鉄道車両、船舶用の電動機、発電機並びに電動機、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービンなどによりく動される発電装置、その他の回転電気機械を製造する事業所、送配電用及び機器用の変圧器類、電力開閉装置、遮断器、避雷装置、電力制御装置などを製造する事業所、配線器具及び配線ばこ並びに部品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 内燃機関用電動機、発電機を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。
- (2) 無線周波及び低周波変成器、チョークコイルなどの電子機器用変成器を製造する事業所は「282 電子部品製造業」に分類される。
- (3) 陶磁器製絶縁材料を製造する事業所は「214 陶磁器・同関連製品製造業」に分類される。

- (4) ガラス絶縁材料を製造する事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に分類される。  
 (5) 電気照明器具を製造する事業所は「294 電球・電気照明器具製造業」に分類される。

○発電機・電動機・その他の 回転電気機械製造業 電動発電機製造業 回転変流機製造業 ターボゼネレータ製造業 電動車両用モーター（トラ クシオンモーター、電力 モーター）製造業	○電力開閉装置製造業 電力用開閉器製造業 遮断器製造業 断路器製造業 電力用継電器製造業 電力用ヒューズ装置製造業 避雷器製造業	○配線器具・配線附属品製造 業 小形開閉器製造業 点滅器製造業 接続器製造業（タップ、コ ンセントなど） 電球保持器製造業 鉄道用配線器具製造業 パネルボード製造業 小形配線ばこ製造業 ヒューズ製造業 電線管接続附属品製造業 ベル用変圧器製造業 プラスチック製差込プラグ 製造業 スイッチ製造業 電鈴製造業
○変圧器類製造業（電子機器 用を除く） 変圧器製造業（シグナル用、 機器用、送配電用など） ネオン変圧器製造業 計器用変成器製造業 リアクトル製造業 電圧調整器製造業	○配電盤・電力制御装置製造 業 制御装置製造業（車両用を 含む） 電力用抵抗器製造業 起動器製造業 配電ばこ製造業 自動調整装置製造業	

×プラスチック製絶縁材料製造業（189） ガラス製絶縁材料製造業（211） 陶磁器製絶縁材料製造業（214） 電子機器用小形電源変圧器製造業（282） 電子機器用変成器製造業（高周波・低周波用）（282） 電動機・発電機製造業（内燃機関用のもの）（292）	電子機器用継電器製造業（282） 電子機器用抵抗器製造業（282） 電気照明器具製造業（294） がん具用変圧器製造業（32A）
---	---

## 292 産業用電気機械器具製造業

主として電気溶接装置及び電極保持具を製造する事業所、自動車、航空機などの内燃機関電装品を製造する事業所、電気を熱源とする電気炉又は電熱装置を製造する事業所並びに蓄電器（電子機器用を除く）を含む他に分類されない商工業用電気装置及び他に分類されない車両用・船舶用電気装置を製造する事業所をいう。

ただし、主としてガス溶接装置を製造する事業所は「266 金属加工機械製造業」に分類される。

○電気溶接機製造業 電弧（アーク）溶接機製造 業 抵抗溶接機製造業 電極保持具製造業（溶接用）	○内燃機関電装品製造業 スターターモーター製造業 （自動車・航空機用） 航空機用電装品製造業 自動車用電装品製造業 ディストリビュータ製造業	点火せん・点火装置製造業 （内燃機関用） 電動機・発電機製造業（内 燃機関用） 発電機製造業（自動車・航 空機用）
---	---	--

電気式始動機製造業 セルモーター製造業 点火用コイル製造業 点火せん用結線装置製造業 充電機製造業 充電式発電機製造業 磁石発電機製造業 ワイヤハーネス製造業（一般機械・自動車・航空機用など電子機器用以外）	○電気炉・電熱装置製造業  ○その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む） 蓄電器（コンデンサ）製造業（電子機器用を除く） 電磁石製造業 車両用集電装置製造業	車載充電器製造業（電気自動車用） はんだごて製造業（電気式） 赤外線乾燥装置製造業 整流器製造業（電力用）
--	--	--

×燃焼炉製造業（253） ガス溶接機製造業（266） 電子機器用蓄電器製造業（282） 整流器製造業（電力用を除く）（289） 溶接材料製造業（溶接ワイヤ、溶接フラックス、溶接棒など）（247）	電子機器用ワイヤハーネス製造業（289） 充電機製造業（民生用）（293） 殺菌灯製造業（294） 永久磁石製造業（299）
---	---

### 293 民生用電気機械器具製造業

主としてちゅう房機器、空調・住宅関連機器、衣料衛生関連機器を製造する事業所及び電気暖房器、理美容機器など他に分類されない民生用電気機械器具を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ガスこんろ、ガスレンジ、ガス湯沸器、ガス炊飯機器、ガスオーブンを製造する事業所は「243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業」に分類される。
- (2) 主として業務用エアコンディショナ、冷凍機を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- (3) 家庭用ミシンを製造する事業所は「263 繊維機械製造業」に分類される。
- (4) 営業用洗濯機、ドライクリーニング機、ドライクリーニング用プレス機を製造する事業所は「272 サービス用・娯楽用機械器具製造業」に分類される。

○ちゅう房機器製造業 電気こんろ製造業 電子レンジ製造業 電磁調理器（IH調理器）製造業 クッキングヒーター製造業（電気式のもの） ホットプレート製造業 電気がま製造業（ジャー炊飯器を含む） トースタ製造業 ジューサミキサ製造業	食器乾燥機製造業 食器洗い機製造業 電気冷蔵庫製造業 フリーザ製造業 電気ポット製造業  ○空調・住宅関連機器製造業 扇風機製造業 換気扇製造業 電気温水器製造業 家庭用エアコンディショナ製造業	家庭用除湿機製造業 空気清浄機製造業  ○衣料衛生関連機器製造業 家庭用電気洗濯機製造業 衣類乾燥機製造業 電気アイロン製造業 電気掃除機製造業 ハンドクリーナ製造業 電動歯ブラシ製造業
--	---	--

○その他の民生用電気機械器具製造業 電気ストーブ製造業 電気こたつ製造業 電気毛布製造業	電気カーペット製造業 電気かみそり製造業 ヘアドライヤ製造業 家庭用生ごみ処理機製造業 温水洗浄便座製造業	自動排泄処理装置製造業 (介護用) 家庭用高周波治療器製造業 家庭用低周波治療器製造業 電気マッサージ器具製造業
---	---	--

×ガス機器製造業 (243) ガス乾燥機製造業 (243) ガスレンジ製造業 (243) 温風暖房機製造業 (電気式を除く) (243) 家庭用電気ポンプ製造業 (252) 冷凍機製造業 (253)	業務用除湿機製造業 (253) 業務用エアコンディショナ製造業 (253) 家庭用ミシン製造業 (263) 営業用洗濯機製造業 (272) 業務用食器洗浄機製造業 (272) テレビジョン受信機製造業 (301)
--	---

## 294 電球・電気照明器具製造業

主として白熱電球、蛍光灯などの電球及び類似の光源を製造する事業所並びに白熱電灯器具、放電灯器具などの電気照明器具及びこれらの附属品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電球用ガラス及び照明用ガラス器具を製造する事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に分類される。
- (2) ガス灯、石油灯、ガソリン灯及びこれらの附属品を製造する事業所は「249 その他の金属製品製造業」に分類される。

○電球製造業 蛍光灯製造業 白熱電球製造業 豆電球製造業 LED電球製造業 自動車用電球製造業 映写機用ランプ製造業 ネオンランプ製造業 フラッシュランプ製造業 写真フラッシュ用電球製造業 赤外線ランプ製造業 殺菌灯製造業 水銀放電灯製造業 電氣的光源製造業	○電気照明器具製造業 天井灯照明器具製造業 電気スタンド製造業 懐中電灯製造業 集魚灯器具製造業 坑内安全灯製造業 (蓄電池を除く) 投光器製造業 水銀灯器具製造業 乗物用照明器具製造業 発電ランプ製造業 携帯電灯製造業 放電灯器具製造業 プラスチック製携帯電灯器具製造業	照明器具用安定器製造業 (スリムライン) 自動車用ヘッドライト製造業 自動車用ウィンカ製造業 蛍光灯器具製造業 白熱電灯器具製造業 グローランプ製造業 LED照明器具製造業
--	--	---

×電球バルブ製造業 (211) 電灯かさ製造業 (ガラス製のもの) (211) 石油灯製造業 (249)	発光ダイオード (LED) 製造業 (281) ネオンサイン製造業 (32D)
--	--



## 295 電池製造業

主として蓄電池、一次電池（乾電池、湿電池）を製造する事業所をいう。

○蓄電池製造業 鉛蓄電池製造業 バッテリー製造業	ニッケルカドミウム蓄電池製造業 リチウムイオン蓄電池製造業	○一次電池（乾電池、湿電池）製造業 水銀電池製造業 アルカリ電池製造業 リチウム電池製造業
--------------------------------	----------------------------------	--

×太陽電池製造業（299）

燃料電池製造業（299）

## 296 電子応用装置製造業

主として医療用及び産業用X線装置、電子エネルギーを利用した医療用電子応用装置を製造する事業所並びに粒子加速装置、放射性物質応用装置、弾性波応用装置、超音波応用装置、電磁応用探知装置、電気探知装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡など他に分類されない電子応用装置を製造する事業所をいう。

ただし、主としてX線管及びX線用整流管を製造する事業所は「281 電子デバイス製造業」に分類される。

○X線装置製造業 医療用・歯科用X線装置製造業 産業用X線装置製造業 X線探傷機製造業 CTスキャナ製造業 X線装置部分品・取付具・附属品製造業	超音波ドプラ診断装置製造業 磁気共鳴画像診断装置（MRI）製造業 高周波治療器製造業（家庭用を除く） 結石破碎装置製造業 エミッションCT装置製造業 レーザー応用治療装置製造業 レーザー手術用機器製造業 低周波治療器製造業（家庭用を除く）	○その他の電子応用装置製造業 水中聴音装置製造業 魚群探知機製造業 磁気探知機製造業 高周波ミシン製造業 高周波ウェルダ製造業 電子顕微鏡製造業 サイクロトロン製造業 電子応用測定装置製造業 放射線応用計測器製造業 レーザー装置製造業 高周波加熱装置製造業 産業用電子応用装置製造業
---	--	---

×X線フィルム製造業（169）

X線管製造業（281）

高周波治療器製造業（家庭用）（293）

低周波治療器製造業（家庭用）（293）

医療用計測器製造業（297）

電子計算機製造業（303）

## 297 電気計測器製造業

主として電流計、電圧計、電力計、位相計、周波数計などの電気計測器を製造する事業所、温度、流量、液面などの物象の状態量の計測記録又は計測制御のため検出、変換、指示記録、調節、調節操作などを一体的に、連けいして行う機器を製造する事業所及び電気特性を利用した生体検査・診断用の各種の機器を製造する事業所をいう。

<p>○電気計測器製造業</p> <p>計器・附属品製造業（電流計、電圧計、積算電力計、位相計、周波数計、検電計、音量計、電気動力計、電力計など）</p> <p>検査・評価装置及び附属品製造業</p> <p>ICテスター製造業</p> <p>定数測定器・附属品製造業（電気、電圧、電流及び電力測定器、周波数測定器、電波及び空中線測定器、回路素子測定器など）</p> <p>半導体特性測定器製造業</p> <p>特性測定器・附属品製造業（伝送量測定器、真空管特性測定器、磁性体測定器、誘電体測定器など）</p>	<p>総合試験装置・附属品製造業（搬送機器用試験装置、無線機器用試験装置、有線機器用試験装置など）</p> <p>○工業計器製造業</p> <p>温度自動調節装置製造業</p> <p>圧力自動調節装置製造業</p> <p>流体自動調節装置製造業</p> <p>流体組成自動調節装置製造業</p> <p>液面調節装置製造業</p> <p>自動燃焼調節装置製造業</p> <p>ガス制御装置製造業</p> <p>計測制御機器製造業</p>	<p>○医療用計測器製造業</p> <p>生体物理現象検査用機器製造業（体温・血圧等検査用モニタ、生体磁気計測装置）</p> <p>生体電気現象検査用機器製造業（心電・脳波・筋電等検査用モニタ）</p> <p>生体現象監視用機器製造業（集中患者監視装置、新生児モニタ、多現象モニタ、分娩監視装置）</p> <p>生体検査用機器製造業（呼吸機能検査機器、視覚機能検査機器）</p> <p>医療用検体検査機器製造業（臨床化学検査機器、血液検査機器）</p> <p>診断用機械器具製造業</p> <p>心電計製造業</p>
<p>×体温計製造業（273）</p> <p>圧力計製造業（273）</p> <p>流量計製造業（273）</p> <p>液面計製造業（273）</p>		<p>血圧計製造業（273）</p> <p>ガスメータ製造業（273）</p> <p>計器用変成器製造業（291）</p>

## 299 その他の電気機械器具製造業

主として電球用口金など他に分類されない電気機械器具を製造する事業所をいう。

<p>○その他の電気機械器具製造業</p> <p>電球口金製造業</p> <p>導入線製造業</p>	<p>ジュメット線製造業</p> <p>電気接点製造業</p> <p>リードフレーム製造業</p> <p>太陽電池製造業</p>	<p>永久磁石製造業</p> <p>燃料電池製造業</p> <p>燃料電池セパレータ製造業</p>
--	--	---

## 中分類 30－情報通信機械器具製造業

### 総 説

この中分類には、通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 民生用電気機械器具を製造する事業所は「293 民生用電気機械器具製造業」に分類される。
- (2) 電子部品及びデバイスを製造する事業所は「中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。

### 300 管理、補助的経済活動を行う事業所（30 情報通信機械器具製造業）

主として情報通信機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は情報通信機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

### 301 通信機械器具・同関連機械器具製造業

主として有線・無線通信機械器具、各種無線応用機器、スマートフォン、携帯電話機、ラジオ・テレビジョン受信機、交通信号保安装置を製造する事業所及び音響信号装置、警報装置など他に分類されない電気通信装置を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 通信機械器具の部分品を製造する事業所は「中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。
- (2) 真空管、半導体素子を製造する事業所は「281 電子デバイス製造業」に分類される。
- (3) 電気音響装置を製造する事業所は「302 映像・音響機械器具製造業」に分類される。

○有線通信機械器具製造業 電話機製造業 交換装置製造業	ファクシミリ製造業 搬送装置製造業 インターホン製造業	有線ラジオ放送装置製造業 有線テレビジョン放送装置 製造業
-----------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------

○スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業	トランシーバ製造業 遠隔制御装置製造業 無線応用航法装置製造業 放送用テレビカメラ製造業 GPS装置製造業 カーナビゲーション製造業 ETC車載器製造業	○交通信号保安装置製造業 電気信号装置製造業 鉄道信号機製造業 自動転てつ器製造業 分岐器製造業 踏切警報機製造業
○無線通信機械器具製造業 ラジオ放送装置製造業 無線送信機製造業 無線受信機製造業 ロラン装置製造業 方向探知機製造業 船舶用通信装置製造業 レーダ製造業 着陸誘導装置製造業 距離方位測定装置製造業 気象観測装置製造業 テレビジョン放送装置製造業	○ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業 携帯ラジオ製造業	○その他の通信機械器具・同 関連機械器具製造業 火災警報装置製造業 盗難警報装置製造業 発光信号装置製造業 通報信号装置製造業 モーターサイレン製造業 ガス警報装置製造業

---

×通信機械器具部分品製造業 (28) 真空管製造業 (281) 光電変換素子製造業 (281) 半導体素子製造業 (281)	電子回路基板製造業 (284) 録音装置製造業 (302) 拡声装置製造業 (302) ラジオ付カセットレコーダ製造業 (302)
---	--

### 302 映像・音響機械器具製造業

主として磁気録画装置（デジタルカメラを含む）、画像再生装置を製造する事業所、録音装置、再生装置、拡声装置及び附属品（完成品）を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 生の磁気テープ、磁気ディスクを製造する事業所は「283 記録メディア製造業」に分類される。
- (2) 録画・録音済みの記録物を製造する事業所は「32C 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）」に分類される。

○ビデオ機器製造業 磁気録画装置（VTR）製造業 防犯カメラ製造業 画像再生装置（EVR）製造業 デジタルビデオカメラ製造業	DVDプレーヤ製造業 ブルーレイレコーダ製造業 HDDレコーダ製造業 ビデオカメラ製造業  ○デジタルカメラ製造業 デジタル一眼レフカメラ製造業	○電気音響機械器具製造業 録音装置製造業 ICレコーダ製造業 ステレオ製造業 カーステレオ製造業 拡声装置製造業 スピーカシステム製造業 マイクロホン製造業 ヘッドホン製造業
--	--	---

補聴器製造業  
オーディオディスクプレー  
ヤ製造業

CDプレーヤ製造業  
携帯オーディオプレーヤ製  
造業

ラジオ付カセットレコーダ  
製造業

- 
- ×写真機製造業 (275) 放送用テレビカメラ製造業 (301)  
光学機械用レンズ・プリズム製造業 (275) ビデオテープレコード製造業 (32C)  
ビデオ用テープ製造業 (283) ビデオディスクレコード製造業 (32C)  
テレビジョン放送装置製造業 (301)  
磁気テープ・光ディスク等製造業 (未記録のもの) (283)  
テレビジョン受信機製造業 (VTR等と一体のものを含む) (301)  
情報記録物製造業 (新聞、書籍等の印刷物を除く) (32C)

### 303 電子計算機・同附属装置製造業

主として電子計算機(プログラム内蔵方式であって、プログラム言語を使用するものに限る)、パーソナルコンピュータを製造する事業所、外部記憶装置、印刷装置、表示装置及びその他の附属装置を製造する事業所をいう。

○電子計算機製造業  
電子会計機製造業  
半導体設計用装置製造業

○パーソナルコンピュータ製  
造業  
(デスクトップ型、ノー  
ト型、タブレット型)

○外部記憶装置製造業  
磁気ディスク装置製造業  
光ディスク装置製造業  
ディスクアレイ装置製造業  
HDD製造業 (内蔵型を含  
む)  
DVDマルチメディアドラ  
イブ製造業  
USBメモリ製造業

○印刷装置製造業  
ラインプリンタ製造業  
ページプリンタ製造業  
インクジェットプリンタ製  
造業  
レーザープリンタ製造業  
プロッタ (作図装置) 製造  
業  
トナーカートリッジ製造業  
(プリンタ用)

○表示装置製造業  
CRTディスプレイ製造業  
液晶ディスプレイ製造業  
(パーソナルコンピュ  
ータ用)

○その他の附属装置製造業  
スキャナー製造業  
現金自動預払機 (ATM)  
製造業  
キャッシュディスクペンス  
(CD) 製造業  
POS端末装置製造業  
光学式マーク読取装置 (O  
MR) 製造業  
光学式文字読取装置 (OC  
R) 製造業  
バーコード読取装置製造業

- 
- ×電子式卓上計算機製造業 (271) フラッシュメモリ製造業 (281)  
液晶パネル製造業 (281) 有機ELパネル製造業 (281)  
液晶ディスプレイ製造業(事務器機用) (271) メモリースティック製造業 (283)  
トナーカートリッジ製造業(複写機用) (271)

## 中分類 31－輸送用機械器具製造業

### 総 説

この中分類には、輸送用機械器具を製造する事業所が分類される。

主な製品は、自動車、船舶、航空機、鉄道車両及びその他の輸送機械器具（自転車、牛馬車など）である。

#### 310 管理、補助的経済活動を行う事業所（31 輸送用機械器具製造業）

主として輸送用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は輸送用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

#### 311 自動車・同附属品製造業

主として各種自動車（二輪自動車を含む）の完成品、自動車シャシーの製造及び組立てを行う事業所、自動車車体の製造、車体のシャシー組付け、トレーラを製造する事業所並びにエンジン、ブレーキ、ラジエータなど自動車部分品・附属品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 構内運搬車両を製造する事業所は「315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業」に分類される。
- (2) トラクタを製造する事業所は「261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）」又は「262 建設機械・鉱山機械製造業」に分類される。
- (3) 乗用車、トラック、バス用の鍛造品及びプレス加工車体部分品・附属品及び自動車用スタンプ加工品を製造する事業所は「245 金属素形材製品製造業」に分類される。
- (4) 自動車用金物を製造する事業所は「242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」に分類される。
- (5) ヘッドライトを製造する事業所は「294 電球・電気照明器具製造業」に分類される。
- (6) 点火装置を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。
- (7) 蓄電池を製造する事業所は「295 電池製造業」に分類される。
- (8) 自動車用タイヤ・チューブを製造する事業所は「191 タイヤ・チューブ製造業」に分類される。
- (9) 自動車用ガラスを製造する事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に分類される。

○自動車製造業（二輪自動車を含む）	トレーラ製造業	自動車用ステアリング製造業
バス完成車製造業	自動車架装業	自動車用座席製造業
モータースクーター製造業	消防自動車製造業（主として自動車シャシーに架装を行うもの）	自動車用トランスミッション製造業
電気自動車（EV、PHV）製造業		自動車用クラッチ製造業
燃料電池自動車（FCV）製造業	○自動車部分品・附属品製造業	自動車用オイルフィルタ製造業
ダンプトラック製造業	自動車エンジン・同部分品製造業	自動車用オイルストレーナ製造業
自動車シャシー製造業	自動車用デファレンシャルギヤ製造業	自動車用車輪製造業
消防自動車製造業	自動車バルブ製造業	自動車用ラジエータ製造業
自動車製造組立業	カーエアコン製造業	自動車用ワイパー製造業
給水車製造業	自動車用内燃機関製造業	自動車用クラクション製造業
ガソリントタンク車製造業	オートバイ用内燃機関製造業	カーライター製造業
コンクリートミキサー車製造業	自動車用車軸製造業	自動車用バックミラー製造業
原動機付自転車製造業	自動車用変速機製造業	二輪自動車部分品製造業
オートバイ製造業	自動車用ブレーキ・同部分品製造業	原動機付自転車内燃機関製造業
○自動車車体・附随車製造業		
自動車用ボデー製造業		

---

×タイヤ・チューブ製造業（191）	自動車用ウィンカ製造業（294）
自動車用ガラス製造業（211）	ヘッドライト製造業（294）
バックミラー用鏡製造業（211）	蓄電池製造業（295）
自動車用金物製造業（242）	自動車用バッテリー製造業（295）
アッパータンク製造業（244）	カーナビゲーション製造業（301）
自動車用スタンプ加工品製造業（245）	構内運搬車製造業（315）
消防自動車ぎ装業（259）	フォークリフトトラック製造業（315）
農業用トラクタ製造業（261）	自動車用エアバッグ製造業（32D）
建設用トラクタ製造業（262）	自動車再生業（891）
自動車用点火装置製造業（292）	自動車用プレス加工金属製品製造業（245）
自動車用内燃機関電装品製造業（292）	
自動車車体打抜加工部分品・附属品製造業（245）	

### 312 鉄道車両・同部分品製造業

主として鉄道事業の用に供する機関車、電車、気動車、客貨車などの製造、修理又は改造を行う事業所及びブレーキ装置、ジャンパ連結器、戸閉装置など鉄道車両用の部分品を製造する事業所をいう。

ただし、鉄道車両の修理、改造を行う事業所であって鉄道業の自家用のものは「中分類 42－鉄道業」に分類される。

○鉄道車両製造業	路面電車製造業	○鉄道車両用部分品製造業
機関車製造業	モノレール製造業	ブレーキ装置製造業
ディーゼルカー製造業	貨車製造業	ジャンパ連結器製造業
客車製造業	特殊車両製造業	戸閉装置製造業
電車製造業	ケーブルカー製造業	
気動車製造業		

×動力付運搬車製造業 (315)

### 313 船舶製造・修理業、船用機関製造業

主として船舶の製造・修理設備として造船台、ドック若しくは引揚船台を有し、船舶を製造又は修理する事業所、鋼船の船体ブロックを製造する事業所、舟艇を製造又は修理する事業所及び舶用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関を製造する事業所をいう。

ただし、船舶用の部分品（甲板機械、アンカーチェーン、プロペラ、ぎ装品など）のみを製造・修理する事業所又は下請けとして塗装工事、船台工事、建具工事、配線工事などを行う事業所は本分類に含まれない。

○船舶製造・修理業	○船体ブロック製造業	○船用機関製造業
鋼船製造・修理業		舶用内燃機関製造業
木造船製造・修理業	○舟艇製造・修理業	舶用蒸気タービン製造業
木製漁船製造・修理業	ヨット製造・修理業	船外機製造業
船大工業	強化プラスチック製舟艇製造業	舶用ディーゼル機関製造業
造船業（船舶を製造・修理するもの）	ボート製造・修理業	

×船台大工業 (071)

船体塗装業 (077)

船内配線業 (081)

甲板機械製造業（揚錨機、ウインチなど）(253)

船舶部分品製造業（部分品の種類によりそれぞれに分類される）

ぎ装用金物製造業 (242)

船用機関修理業 (901)



### 314 航空機・同附属品製造業

主として飛行機、滑空機、飛行船及び気球のような航空機の製造若しくは組立てを行う事業所、航空機用原動機及びその部分品を製造する事業所並びにプロペラ、胴体、主翼など他に分類されない航空機部分品・補助装置を製造する事業所をいう。

航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 航空計器を製造する事業所は「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」に分類される。
- (2) 航空機用電装品を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。

○航空機製造業	航空機ジェットエンジン空	胴体製造業
飛行機製造業	気取入口製造業	尾部製造業（組立部品を含む）
滑空機製造業	航空機始動機製造業（電気式を除く）	降着装置製造業（着陸・揚陸装置を含む）
飛行船製造業	航空機用内燃機関製造業	パラシュート製造業
気球製造業（宣伝用を除く）	航空機用原動機オーバーホール業	航空機用バルブ製造業
ヘリコプター製造業	ターボスーパーチャージャ（航空機用排気駆動過給機）製造業	フロート製造業
航空機組立業	ガバナー製造業（航空機用）	着陸用そり製造業
航空機オーバーホール業	滑油系統機器製造業（航空機用）	防水装置製造業
○航空機用原動機製造業	○その他の航空機部分品・補助装置製造業	爆弾架製造業
航空機ピストンエンジン製造業	主翼製造業	リンクトレーナ製造業
航空原動機用ポンプ製造業	プロペラ製造業	フラップ製造業
航空機冷却装置製造業		方向だ（舵）製造業
航空機潤滑装置製造業		昇降だ（舵）製造業
航空機排気装置製造業		安定板製造業
		空気制動板製造業

---

×航空機用電装品製造業（292）	宣伝用気球（アドバルン）製造業（32D）
電気式始動機製造業（292）	航空機整備業（901）
気象観測用バルン製造業（319）	
航空計器製造業（圧力計、流量計、液面計、速さ計など）（273）	

### 315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

主としてフォークリフトトラック、動力付運搬車、構内トレーラなど構内を走行する運搬車両及びこれらの部分品、附属品を製造する事業所をいう。

○フォークリフトトラック・ 同部分品・附属品製造業	○その他の産業用運搬車両・ 同部分品・附属品製造業 動力付運搬車製造業 構内トレーラ製造業	構内運搬車製造業 ショベルトラック製造業 (建設用を除く) 蓄電池式運搬車(バッテリー カー)製造業
------------------------------	--	--

×建設用ショベルトラック製造業(262) 荷車製造業(319)  
ハンドトラック製造業(319)

### 319 その他の輸送用機械器具製造業

主として自転車、馬車、人力車など輸送車両及びその部分品を製造する事業所をいう。

購入部品から自転車を組立てる事業所、ロケット、気象観測用バルンのような飛しょう(翔)体・同部分品・附属品及び補助装置などを製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 玉軸受を製造する事業所は「259 其他のはん用機械・同部分品製造業」に分類される。
- (2) 搭載用誘導装置、制御装置及び計測器類を製造する事業所は「297 電気計測器製造業」に分類される。
- (3) 地上誘導装置及び制御装置を製造する事業所は「301 通信機械器具・同関連機械器具製造業」に分類される。
- (4) 児童乗物を製造する事業所は「32A がん具製造業」に分類される。

○自転車・同部分品製造業 自転車製造組立業 電動アシスト自転車製造業 マウンテンバイク製造業 自転車フレーム製造業 車いす製造組立業(手動式 のもの) 自転車部分品製造業(玉軸 受を除く) サドル製造業 空気入ポンプ製造業 自転車用バルブ製造業 一輪車製造業(自転車) 車いす製造業(手動式のも の)	○他に分類されない輸送用機 械器具製造業 荷牛馬車製造業 そり製造業 畜力車部分品製造業 荷車製造業 車いす製造業(電動式のも の) ゴルフカート製造業 リヤカー製造業 ロケット製造業(武器用を 除く) ブースター製造業(ロケッ ト用)	人工衛星製造業 宇宙船製造業 気象観測用バルン製造業 ハンドトラック製造業 キャスター(輸送用)製造 業 手押荷役車製造業 手押車製造業 人力車・部分品製造業 一輪車製造業(荷役用)
--	---	--

×自転車サドル革製造業(202) 原動機付自転車製造業(311)  
動力伝動用チェーン製造業(253) 児童乗物製造業(32A)  
玉軸受(ボールベアリング)製造業(259) 競技用そり製造業(32B)  
ロケット弾弾体製造業(276) 宣伝用気球(アドバルン)製造業(32D)  
遠隔制御装置製造業(301)

## 中分類 32－その他の製造業

### 総 説

この中分類には、主として他のいずれの中分類にも分類されない製品を製造する事業所が分類される。

主な製品は、貴金属製品、ボタン、時計、楽器、がん具、運動用具、ペン、鉛筆、絵画用品、漆器、レコード、眼鏡などである。

#### 320 管理、補助的経済活動を行う事業所（32 その他の製造業）

主としてその他の製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はその他の製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・支所	○その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
--------------------------------	--------------------------------	----------------------------

#### 321 貴金属・宝石製品製造業

主として貴金属（金、銀、プラチナ等）及び宝石（ダイヤモンド、ルビー、エメラルド等の天然宝石、真珠等）を用いた装身具などを製造する事業所、貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品の完成品をつくるための部品（座金、針金、管など）を製造加工する事業所並びに貴金属製洋食器、仏具などその他の貴金属製品を製造する事業所をいう。

主として宝石の切断、研磨取り付け、真珠のせん孔など宝石に細工を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、主として貴金属及び宝石以外の材料からつくられた装身具、身辺細貨品を製造する事業所は「322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）」に分類される。

○貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業 （イヤリング、指輪、ネックレス、ブレスレット、カフスボタン、バッジなど） 宝石身辺細貨品製造業	こはく装身具製造業 天然・養殖真珠身辺細貨品製造業  ○貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業	宝石附属品加工業 宝石切断・研磨業 宝石細工部品製造業（座金、針金、管など） 真珠穴あけ業
---	--	--

○その他の貴金属製品製造業 貴金属製宝石箱製造業 貴金属製シガレットケース製造業	貴金属製賞杯製造業 貴金属製洋食器製造業（ナイフ、フォーク、スプーンなど）	貴金属製仏具製造業 貴金属製宗教用具製造業 貴金属製置物製造業
--	--	---------------------------------------

- ×装身具製造業（貴金属・宝石製を除く）（322）  
 装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）（322）  
 身近細貨品製造業（貴金属・宝石製を除く）（322）

### 322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）

主として身近細貨品及び装身具（貴金属・宝石製を除く）、造花、装飾用羽毛を製造する事業所及びボタン（貴金属・宝石製を除く）、手縫針、ミシン針、ピン、ホック、スナップ、ファスナー、かつらなどを製造する事業所をいう。

すず・アンチモン製細工品を製造する事業所及び羽毛の調整、染色を行う事業所も本分類に含まれる。

○装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く） プラスチック製装身具製造業 宝石箱製造業（貴金属・宝石製を除く） 人造宝石装身具製造業 小物箱製造業（貴金属・宝石製を除く） くし製造業（貴金属・宝石製を除く） 身近細貨品製造業（貴金属製を除く） 時計バンド製造業（貴金属・なめし革製を除く） すず・アンチモン製細工品製造業	○造花・装飾用羽毛製造業 羽根製造業 羽毛染色業 羽毛成品製造業 葉飾製造業  ○ボタン製造業 （貴金属・宝石製を除く） 貝ボタン製造業 プラスチック製ボタン製造業  ○針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業 ミシン針製造業 刺しゅう針製造業 編針製造業 編棒製造業 マジックテープ製造業 レコード針製造業（宝石針を含む）	安全ピン製造業 ヘアピン製造業 画びょう製造業 クリップ製造業 はとめ製造業 スナップボタン製造業（糸付けスナップを含む） かしめ製造業 ファスナー製造業 こはぜ製造業  ○その他の装身具・装飾品製造業 かつら製造業 かもし製造業 人形髪製造業 ヘアピース製造業 ウィッグ製造業 ヘアエクステンション製造業
---	--	---

- ×羽根ぶとん製造業（119）  
 メリヤス針製造業（263）  
 医療用針製造業（274）  
 喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）（328）
- 装身具製造業（貴金属・宝石製のもの）（321）  
 毛はたき製造業（328）  
 羽根扇子製造業（328）

### 323 時計・同部分品製造業

主として電気時計を含む時計、時刻指示装置及び時計部分品並びに材料のいかんを問わず、時計側を製造する事業所をいう。

主として購入した機械と時計側から完成時計を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 時計ガラスを製造する事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に分類される。
- (2) プラスチック製時計ガラスを製造する事業所は「189 その他のプラスチック製品製造業」に分類される。

○時計・同部分品製造業	目覚時計製造業	時計部分品製造業(文字板、
電気時計製造業	置時計製造業	ぜんまい、歯車、ねじな
デジタル時計製造業	電波時計製造業	ど)
腕時計製造業	ストップウォッチ製造業	時計側製造業(材料のいか
掛時計製造業	タイマー時計製造業	んを問わない)
自動車・航空機用計器盤時	タイムスイッチ製造業(時	ソーラー電池時計製造業
計製造業	計兼用のもの)	メトロノーム製造業

---

×プラスチック製時計ガラス製造業(189)	時計ガラス製造業(211)
時計バンド製造業(なめし革製)(209)	タイマユニット製造業(285)
時計バンド製造業(貴金属製)(321)	家庭用タイムスイッチ製造業(293)
時計バンド製造業(貴金属・なめし革製を除く)(322)	

### 324 楽器製造業

主としてピアノ、ギター、電子ピアノなど楽器及び楽器部品並びに同材料を製造する事業所をいう。

○ピアノ製造業	三味線製造業	オルガン製造業
○その他の楽器・楽器部品・	琴製造業	電子ピアノ製造業
同材料製造業	尺八製造業	エレクトーン製造業
ギター製造業	管楽器製造業	シンセサイザー製造業
電気ギター製造業	打楽器製造業	ギターマイク製造業
和楽器製造業	弦楽器製造業	駒(ブリッジ)製造業
	ハーモニカ製造業	弦製造業
	オルゴール製造業	木管リード製造業
		アコーディオン製造業

---

×ピアノ線製造業(223)
---------------

### 32A がん具製造業

主として室内娯楽用具、がん具、児童用乗物及び人形（部品、衣服、人形に附属する諸道具を含む）を製造する事業所をいう。

○娯楽用具・がん具製造業	押絵羽子板製造業	○人形製造業
家庭用テレビゲーム機製造業	パーティ用品製造業	(材料のいかんを問わない)
携帯用電子ゲーム機製造業	モデルシップ製造業	こけし人形製造業
ラジオコントロールカー製造業	鯉のぼり製造業	博多人形製造業
囲碁用品製造業	歩行補助器製造業	縫いぐるみ人形製造業
将棋用品製造業	がん具用変圧器製造業	節句人形製造業
かるた製造業	塗り絵製造業	ひな人形製造業
トランプ製造業	プラモデル製造業	西洋人形製造業
折紙製造業	木製がん具絵付業	人形マスク製造業
縫いぐるみ動物製造業	乳母車製造業	人形附属品製造業（人形髪を除く）
ゲーム盤製造業	子供用自転車製造業（径 12 インチ未満）	ひな祭用三方製造業
教材がん具製造業	児童用三輪車製造業	人形衣しょう縫製業
風船製造業	児童用四輪車製造業	
積木製造業	マーじゃん（麻雀）パイ製造業	
羽子板製造業		

---

×こけし木地製造業（129）	ローラースケート用具製造業（32B）
陶磁器製がん具絵付業（214）	ゲーム用カセット製造業（32C）
業務用テレビゲーム機製造業（272）	テレビゲーム用ソフト製造業（32C）
自転車製造業（径 12 インチ以上）（319）	マネキン人形製造業（32D）
人形髪製造業（322）	人体模型製造業（32D）
アイススケート用具製造業（32B）	

### 32B 運動用具製造業

主として運動用具を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 運動用衣服類を製造する事業所は「116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）」に分類される。
- (2) 繊維製の運動用靴を製造する事業所は「118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回用品製造業」に分類される。
- (3) ゴム製、プラスチック製の運動用靴を製造する事業所は「192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業」に分類される。
- (4) 革製の運動用靴を製造する事業所は「204 革製履物製造業」に分類される。

○運動用具製造業 スポーツ用具製造業(衣類、靴を除く) 運動用具製造業(衣類、靴を除く) なめし革製運動用具製造業 ゴルフクラブ製造業 玉突台、玉突用品製造業 体育設備製造業(平均台、マット、飛箱、平行棒など)	アイススケート用具製造業 ゲートボール用具製造業 ローラースケート用具製造業 業 釣針製造業 びく製造業 釣り用リール製造業 釣ざお(竿)製造業 空気銃製造業 猟銃製造業 猟銃実包用薬きょう製造業 スキー用具製造業	スノーボード用具製造業 ウインドサーフィン用具製造業 バット製造業 野球ボール製造業 ゴムボール製造業 テニスボール製造業 ラケット製造業 トラックフィールド用具製造業(円盤、ハードル、バトンなど)
---	--	--

×織物製スポーツ用衣服製造業(116)	運動靴製造業(ゴム底布製)(192)
ニット製スポーツ用衣服製造業(116)	運動靴製造業(プラスチック製)(192)
寝袋製造業(119)	運動靴製造業(革製)(204)
スポーツ用革手袋製造業(205)	

### 326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業

主として万年筆、シャープペンシル、ボールペン、マーキングペン、鉛筆など及びこれらの部品を製造する事業所、毛筆、画板、パレット、絵具などの絵画用品を製造する事業所並びに製図用器具、そろばんなど他に分類されない事務用品を製造する事業所をいう。

○万年筆・ペン類・鉛筆製造業 ペン軸製造業 ペン先製造業 ガラスペン製造業 ボールペン製造業 マーキングペン(マーカーペン)製造業 シャープペンシル製造業 鉛筆しん(芯)製造業 色鉛筆しん(芯)製造業 鉛筆軸製造業 鉛筆塗装業	○毛筆・絵画用品製造業 絵画用筆製造業 画筆製造業 パレット製造業(絵画用のもの) スケッチボックス製造業 カンバス製造業(絵画用のもの) 水彩絵具製造業 油絵具製造業 クレヨン製造業 パステル製造業 ポスターカラー製造業 描画用インキ製造業 美術用木炭製造業 ろう製造業 画布製造業	画絹製造業 アーチストワックス製造業 画架製造業 画板製造業 絵画用縮図器製造業 焼画用品製造業 ○その他の事務用品製造業 手押スタンプ製造業 焼印製造業 形板製造業 そろばん製造業 鉛筆箱(筆入れ)製造業 ステープラ(ホッチキス)製造業 穴あけ器製造業 鉛筆削器製造業 墨製造業
---	--	---

墨汁製造業  
朱肉製造業  
事務用のり製造業  
計算尺製造業

製図用器具製造業（コンパス、烏口、三角・T定規など）

印章製造業  
ゴム印（事務用スタンプ）製造業

---

×鉛筆軸板製造業（121）  
筆記用インキ製造業（169）  
合成のり製造業（169）  
プラスチック製消しゴム製造業（189）  
ゴムのり製造業（193）

ゴム製消しゴム製造業（199）  
物差製造業（273）  
電動鉛筆削器製造業（293）  
ステープラ（ホッチキス）針製造業（322）  
パレット製造業（物流運搬用）（32D）

### 327 漆器製造業

主として生地（材料）のいかんを問わず、漆器を製造する事業所をいう。

○漆器製造業  
（ぜん、わん、はしなど）  
漆塗り家具製造業  
漆塗りじゅう器製造業  
漆塗り箱製造業  
漆塗り小物箱製造業  
漆塗り重箱製造業

金属漆器製造業  
漆塗り美術品製造業  
漆工芸品製造業  
漆器研ぎ出し業

漆塗り宗教用具製造業  
漆塗装業  
漆塗り鏡縁・額縁製造業  
漆塗り建具製造業

---

×はし製造業（漆塗りを除く）（木・竹製のもの）（129）  
木製家具製造業（漆塗りを除く）（131）

### 328 畳等生活雑貨製品製造業

主として麦わら、パナマ類などの帽子、わら工品、畳、うちわ、扇子、ちょうちん、ほうき、ブラシ、喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）、傘、マッチ、魔法瓶など生活雑貨製品を製造する事業所をいう。

○麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業  
経木帽子製造業  
紙糸帽子製造業  
さなだ帽子製造業  
わら縄製造業  
わら製かます製造業  
わら製俵製造業  
わら草履製造業

○畳製造業  
畳床製造業（プラスチック発泡製品とわら製品との合成品を含む）  
畳表製造業  
むしろ製造業  
花むしろ製造業  
ござ製造業  
薄べり製造業  
青むしろ製造業

七島むしろ製造業  
合成繊維製畳表製造業  
い草畳表製造業  
プラスチック製畳表製造業

○うちわ・扇子・ちょうちん製造業  
（材料のいかんを問わない）  
羽根扇子製造業  
扇子骨製造業  
うちわ骨製造業



○ほうき・ブラシ製造業 (材料のいかんを問わない) ほうき製造業(家庭用・工業用など) 竹ぼうき製造業 草ぼうき製造業 くまで製造業 ささら製造業 モップ製造業 はたき製造業 毛はたき製造業 はけ製造業 たわし製造業 ブラシ類製造業(家庭用・工業用など)	歯ブラシ製造業 化粧用ブラシ製造業 ワイヤーブラシ製造業 ペンキ用ローラ製造業  ○喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く) ライター製造業 たばこ用ケース製造業 たばこフィルター製造業 (カートリッジ式のもの) 喫煙パイプ製造業 きせる製造業	○その他の生活雑貨製品製造業 洋傘・同部分品製造業 洋傘骨製造業 洋傘手元製造業 蛇の目傘製造業 日傘製造業 和傘製造業 和傘骨製造業 マッチ製造業 マッチ箱製造業 マッチ軸製造業 魔法瓶製造業 保温ジャー製造業(電子式を除く)
---	--	--

×硬質プラスチック発泡製品製造業(184) 発泡・強化プラスチック製品加工業(184) ハンドバッグ製造業(207) たばこ入れ製造業(袋物)(207) 魔法瓶用ガラス製中瓶製造業(211) 電子たばこ製造業(32D)	ガラス製灰皿製造業(211) 金属プレス製灰皿製造業(245) 電子式保温ジャー製造業(293) 電動歯ブラシ製造業(293) 貴金属製たばこケース製造業(321)
--	--

### 32C 情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)

主として情報を記録した物を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 新聞を発行する事業所は「413 新聞業」に分類される。
- (2) 書籍を発行する事業所は「414 出版業」に分類される。
- (3) 印刷物を印刷する事業所は「151 印刷業」に分類される。
- (4) 生の記録媒体物(磁気テープ、磁気ディスクなど)を製造する事業所は「283 記録メディア製造業」に分類される。
- (5) 情報処理サービスを行う事業所は「39A 情報処理サービス業」に分類される。
- (6) 情報提供サービスを行う事業所は「39B 情報提供サービス業」に分類される。

○情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く) オーディオディスクレコード製造業 ビデオディスクレコード製造業	光ディスク製造業(記録済みのもの) 光磁気ディスク製造業(記録済みのもの) CD製造業(記録済みのもの)	B D製造業(記録済みのもの) DVD製造業(記録済みのもの) microSDカード製造業(記録済みのもの)
--	--	--

磁気カード製造業（入力ま  
で行っている事業所）

電子応用がん具用カセット  
製造業

ゲーム用ソフトウェア製造  
業(大量に製造するもの)

×印刷業（151）  
情報提供サービス業（39B）  
磁気テープ・磁気ディスク製造業（未記録のもの）（283）

新聞業（413）  
出版業（414）

### 32D 他に分類されないその他の製造業

主として煙火、看板、標識機、ネオンサインを製造する事業所、荷役・運搬用パレット、モデル、模型、工業用模型を製造する事業所、眼鏡レンズの研磨を行う事業所及び眼鏡枠又は完成した眼鏡を製造する事業所並びにつえ、線香など他のいずれにも分類されない各種製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 靴型を製造する事業所は「129 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）」に分類される。
- (2) 個人の注文により眼鏡を調製する事業所は「608 写真機・時計・眼鏡小売業」に分類される。

#### ○煙火製造業

花火製造業  
爆竹製造業  
信号炎管・火せん製造業  
信号弾製造業  
えい（曳）光弾製造業  
せん（閃）光弾製造業

#### ○看板・標識機製造業

広告装置製造業  
道路標識製造業  
展示装置製造業  
看板製造業（看板書き業を  
除く）  
宣伝用気球（アドバルン）  
製造業  
ネオンサイン製造業

#### ○パレット製造業

（材料のいかんを問わな  
い）  
荷役・運搬用パレット製造  
業

#### ○モデル・模型製造業

（材料のいかんを問わな  
い）  
食品模型製造業  
果物模型製造業  
人体模型製造業  
人台製造業  
マネキン人形製造業  
地球儀製造業

#### ○工業用模型製造業

（材料のいかんを問わな  
い）  
鋳造模型製造業  
木型製業  
金型加工用倣いモデル製造業  
試作品モデル製造業  
デザインモデル製造業

#### ○眼鏡製造業（枠を含む）

眼鏡枠製造業  
眼鏡レンズ製造業（個人の  
注文によるものを除く）  
コンタクトレンズ製造業  
サングラス製造業

#### ○他に分類されないその他の 製造業

つえ（杖）製造業  
救命具製造業  
救命用ゴムボート製造業  
人体保護具製造業（ヘルメ  
ット、顔面保護具など）  
自動車用エアバッグ製造業  
自動車用シートベルト製造  
業  
建築用吹付材製造業（塗料  
を除く）  
繊維壁材製造業  
リノリウム・同製品製造業  
ルームユニット製造業  
ユニットバス製造業  
システムバス製造業

鳥獣魚類はく（剥）製製造業  
獣毛整理業（羊毛、羊毛類似の毛を除く）  
たどん製造業  
オガライト製造業  
オガタン製造業  
木質ペレット製造業

懐炉、懐炉灰製造業  
使い捨てカイロ製造業  
線香製造業  
葬具製造業  
靴中敷物製造業（革製を除く）  
靴ふきマット製造業  
押絵製造業

におい袋製造業  
真珠核製造業  
種子帯製造業  
パールエッセンス製造業  
はえ取紙製造業  
しいたけほだ木製造業  
電子たばこ製造業

- 
- ×ネオンサイン工事業（081）  
道路標識設置工事業（089）  
模様形製造業（115）  
靴ひも製造業（繊維製）（115）  
靴型製造業（129）  
木製システムキッチン製造業（131）  
金属製システムキッチン製造業（131）  
蚊取り線香製造業（165）  
微粉炭製造業（179）  
人工芝製造業（合成樹脂製のもの）（189）  
靴中敷物製造業（革製）（203）  
靴ひも製造業（革製）（203）  
毛皮製造業（208）  
ほうろう製看板・標識製造業（219）  
獣毛漂白・整理業（羊毛、羊毛類似の毛）（115）  
眼鏡店（個人の注文により調製するもの）（608）  
ペンキ屋（看板書きを主とするもの）（929）  
看板書き業（単純な加工を施すものを含む）（929）  
塗装業（製造業の一工程として行うもの）（大分類E－製造業のそれぞれに分類される）
- 中子製造業（219）  
人造宝石細工業（322）  
宝石箱製造業（貴金属製を除く）（322）  
小物箱製造業（貴金属製を除く）（322）  
モデルシップ製造業（32A）  
プラモデル製造業（32A）  
教材用模型がん具製造業（32A）  
朱肉製造業（326）  
墨製造業（326）  
事務用のり製造業（326）  
絵画用パレット製造業（326）  
眼鏡用ガラス製造業（211）  
たばこ製造業（105）